

広島県立文書館資料集
13

当用録・手控
(橋本家文書)

広島県立文書館

凡 例

一 本書は、広島県立文書館資料集13として、広島県立文書館が収蔵する橋本家文書（文書群番号一九八八〇六一のうち、弘化五年「当用録」（登録番号一九八八〇六一九五〇）と嘉永二年正月「手控」（一九八八〇六一〇二〇八）及び嘉永五年九月「手控」（登録番号一九八八〇六一〇二〇七）を、『当用録手控（橋本家文書）』として刊行するものである。

一 本文の表記法は、原文の形に沿うようにつとめたが、読者の便宜のため、次のように改変を加えた。

1 漢字は、原則として新字体を用いた。異字・当て字・俗字・略字・古字等は、通用の正字体に統一するようにつとめた。明らかな誤字は訂正したが、当時一般に慣用されていた誤字・当て字は改めなかった。

2 変体仮名や合字は、原則としてひらがなに改めたが、助詞に用いられている而（て）・江（え）・者（は）・茂（も）与（と）と而已（のみ）は小字で示した。

3 漢字の反覆は「々」に統一し、ひらがなの反覆は「ゝ」カタカナの反覆は「ゝ」に統一した。

4 本文中、記入がない部分や文意が通じない部分には（ママ）、推定できるものには（○○）、なお疑問が残るものには（○○カ）、脱字があると判断される部分には（○○脱カ）などと、それぞれ本文の右に傍注を付した。

5 原文の虫損などで読めない部分は□とし、文字数不明の場合は「」とした。その場合、推定可能な部分には（○○カ）などと傍注を付した。

6 適宜、読点（、）および並列点（・）を付した。

7 平出・闕字は省略した。

8 著者自身が文字を抹消または訂正した部分は、抹消文字の左傍に「と」を付し、訂正文字があればこれを右傍に記した。

一 本書の解説・校正・解題は西向宏介（総括研究員）が担当した。

目次

凡例
解題

当用録 弘化五年(嘉永元年)……

正月

二月

三月

四月

五月

六月

七月

手控

嘉永二年

正月

二月

三月

四月

一
一
二一
二七
三四
四一
四五
五三
五三
五九
六五
七〇

〔手控〕

閏四月	七五
五月	八〇
六月	八五
七月	九〇
八月	九二
九月	九三
十月	九三
霜月	九六
極月	一〇一
閏二月（嘉永五年）	一〇五
嘉永五年	一〇七
九月	一〇七
十月	一〇七
霜月	一一一
十二月	一一七

解題

一 橋本家文書「当用録」・「手控」について

本資料集に収録した文書は、備後国御調郡尾道町橋本家文書に収められている「当用録」・「手控」と題した橋本家当主による三冊の日記である。橋本家は、近世尾道町最大の豪商として知られ、一族で金融・廻船問屋・醸造業などを営んだほか、尾道町の町家や尾道・向島^{むかひま}一带の塩田を多数所有し、貸家・地主経営を大規模に手がけていた。

当館が収蔵する橋本家文書は、橋本家一族のうち金融を本業とする本家「角灰屋」^{かど}の文書であり、その大部分が角灰屋の経営文書である。同家の文書は、他に尾道市寄託の文書があり、角灰屋の初期の文書や系図などの重要な文書を含んでいるが、これまで近世期の橋本家当主が記した日記については、全面的に紹介されたことがなかった。

このたび収録した「当用録」と「手控」は、表題が異なるものの、いずれも角灰屋の当主であった橋本吉兵衛静娯（文政九（一八二六）～明治三十五（一九〇二））が記した同種の日記である。期間はごく短期間に限られており、また、「手控」の一部（嘉永二年（一八四九）七月以降）には、静娯の体調不良などとの関係で、記述を省略もしくは簡略化している箇所も見受けられるが、尾道豪商橋本家における当主の日常の様子を記した貴重な記録である。

「当用録」（登録番号一九八八〇六一九五〇）は、弘化五年（一八四八）正月から七月までの記録であり、静娯が二二歳の頃に記した日記である。「手控」（登録番号一九八八〇六一〇二〇八、一九八八〇六一〇二〇七）は二分冊となっており、嘉永二年（一八四九）正月から十二月まで（末尾に嘉永五年（一八五二）閏二月を含む）と、嘉永五年

九月から十二月までの二冊であるが、このうち後者には表題がない。これらは静娯が二三歳と二六歳の頃に記した日記である。

「当用録」と「手控」は、いずれも橋本吉兵衛静娯が尾道町三町（久保町・十四日町・土堂町）のうち久保町の町年寄を務めた期間中に記されたものである。その内容は、公職者として、また尾道一の金融商の当主として、尾道町奉行所や問屋座会所（問屋座御場所）・諸品御役所といった金融機関への日常的な出勤に関する記述を中心としつつ、橋本家一族内の関係や町年寄間の関係、さらに町年寄としての職務に関連した尾道町内での様々な事象が記されている。さらに、尾道商人や来訪者との文化的交流も随所に記述され、十九世紀尾道町の生の日常の姿を伺い知ることのできる好個の史料と言える。

因みに、静娯の嗣子である橋本吉兵衛海鶴（文久二（一八六二）～大正十三（一九二四））は、「海鶴堂日記」（原本は尾道市立中央図書館所蔵で、当館では複製を所蔵）と称する日記を臨終間際まで記しており、明治期以降の橋本家当主の日常がうかがえる。静娯・海鶴いずれの日記も、自身や家族、一族の行動を中心に、事実を淡々と簡潔に記している点では共通している。但し、「海鶴堂日記」のほうは漢文体で書かれており、やや難読であるのに対し、静娯の「当用録」・「手控」は、一般的な御家流の崩し字で書かれている。

ただ、「当用録」・「手控」は、いずれも虫損が多く、とくに「手控」は二冊とも冒頭の丁が破損しているなど、判読不可能となっている部分が少なくないのが残念である。翻刻に際しては、可能な限り虫損部分を推測して埋めるよう心がけたが、判読できなかった箇所の大半は虫損によるものであり、その点予め御寛恕を乞う次第である。

二 橋本吉兵衛静娯について

最初に、筆者である橋本吉兵衛静娯について触れておく。静娯は、灰屋橋本家一族の本来「角灰屋」の当主であり、

父は橋本吉兵衛竹下（寛政二（一七九〇）～文久二（一八六二））である。竹下は文化五年（一八〇八）、先代の死去に伴い、若干一九歳にして久保町の町年寄となった。竹下の時代は、問屋座会所の設立により尾道の問屋仲買商業をめぐる金融システムが整備された時期にあたり、尾道経済が比較的安定した時期の当主であった。天保十五年（一八四四）十月に町年寄を免ぜられた際には、「永代自他共苗字帯刀御免」を仰せ付けられ、また、『竹下詩鈔』や『爽籟軒詩鈔』に象徴される文人としても知られている。五〇歳の時に失明し、弘化三年（一八四六）に五六歳で隠居した。

静娼は、竹下のあとを受けて角灰屋の当主となり、若干二〇歳で久保町の町年寄となった。竹下が町年寄を務めていた時代の終盤にあたる天保期には、尾道経済は停滞期に入っており、静娼はそのあとを受けることとなった。広島藩では藩札相場が下落し、弘化改印札が発行される中、尾道の金融業界も混乱を来たし、橋本家では銀談争論が頻発した。また、竹下から家督相続する前の天保十三年（一八四二）、角灰屋は三原天保浜の開発に関わって広島藩から多額の拝借銀を受けており、その返済に苦慮した結果、嘉永五年（一八五二）には同家が担っていた尾道での両替業務を藩によって解かれることとなった。そうした状況の中、静娼は相続の危機にあった他の一族の再興に注力していくのである。

静娼は、実弟の恒次郎を嘉永期頃に「西灰屋」の当主に据えている。「西灰屋」は当時、一〇〇年以上もの間当主不在のままとなっていたが、恒次郎を当主とすることで、酢醬油醸造販売業を家業とする分家再興を果たしている。また静娼は、明治に入ってから、世羅郡甲山町小川為三郎の次男長三を長女綱の婿養子に迎え、「東灰屋」の当主に据えた。「東灰屋」は、元「中灰屋」であり、家業であった廻船問屋を廃業した後、造酢などの醸造業を家業とする「東灰屋」として再出発した。さらに、明治十年（一八七七）には、愛媛県新居郡西条東町の木村家から吉次郎を静娼の三女瀧の婿養子に迎え、新たに「中橋本」家を興し、「角灰屋」の酒造経営であった「東店」を受け

継がせ、これにより「中灰屋」も再興させている。

静娼は、明治十二年（一八七九）に広島県で最初の国立銀行として創業した第六十六国立銀行（広島銀行の前身）の初代頭取となったことで知られているが、静娼自身が果たしたより大きな功績は、近世末の混乱期に橋本一家全体の再興に尽くした点にあったと言える。

三 「当用録」・「手控」に見る尾道町と橋本家の日常

では、「当用録」・「手控」に記された尾道町と静娼を取り巻く橋本家の日常について、概略を押さえておきたい。尾道は、近世期において広島藩領内で最も盛んに諸国産物が取引された湊町であると同時に、西国街道の宿駅として発展した町でもあった。

尾道の湊町商業の核となる問屋仲買らの商業活動は、問屋座会所（問屋座御場所）や諸品御役所といった金融機関によって支えられており、尾道最大の金融商であり町年寄でもあった橋本吉兵衛静娼は、これら両機関の頭取も務めていた。そのため、「当用録」・「手控」には、静娼がこれら両機関へ連日出勤していた様子が記されている。また、「当用録」・「手控」が記された弘化末～嘉永期は改印札が発行された時期にあたり、改印札発行をめぐる様々な問題が生じていたこともうかがえる。

また、西国街道の宿駅として発展した尾道町には、本陣を務めた笠岡屋（小川）作右衛門家のほか、数多くの旅館が存在し、大坂を中心に全国各地から来訪者が止宿した。町年寄として町行政の中枢を担う立場にあった静娼にとつては、とりわけ尾道町を通行する大名・領主の動向に留意し、また尾道町奉行所へ赴任する広島藩の町奉行をはじめとする各役人への応対にも神経を使った。また、何よりも神経を使ったのは正月の藩主御目見・年頭御礼のための広島登城であり、「当用録」の冒頭には、静娼が登城した際の詳細が記されている。

また、両日記には、尾道における様々な節句や祭りなど年中行事に関する記述も見られる。いわゆる尾道三大祭りの起源ともいべき江戸時代の尾道の祭りが、広島藩による儉約令のもとでどのように行われていたかを知る貴重な記録とも言える。

次に、「当用録」・「手控」に類出する人物に注目してみると、まず、静娼と同時期に町年寄を務めていた町人の名が頻繁に登場する。尾道三町のうち、静娼は久保町の町年寄（在任期間：天保十五（一八四四）～嘉永七（一八五四））であったが、同時期に十四日町の町年寄を務めていたのが亀山元助（屋号油屋）（在任期間：文政十（一八二七）～嘉永七（一八五四））であり、土堂町の町年寄を務めていたのが高橋七郎右衛門（屋号竹原屋）（弘化二（一八四五）～嘉永七（一八五四））であった。

また、類出する橋本家の家人を見てみると、最も多く登場するのが父の竹下である。「当用録」・「手控」が記された時期は、先代の竹下が隠居生活をしてきた時期にあたり、日記の中では「家大人（かだいじん）」という書き方で竹下の動静が記されている。竹下は隠居所にて茶事に勤^{いそ}しみ、たびたび「釜懸」を行って客人を迎え入れ、また「釜日」を設けて若き当主である静娼に茶道の稽古をつけていた様子もうかがえる。竹下は隠居前に失明していたことが竹下の略歴覚書から明らかであるが、両日記を見る限り、竹下は比較的頻繁に外出している。恐らく手代らの付き添いがあったと思われるが、隣家での茶事や見舞いのほか、郷里である三原にも赴いている。橋本家を訪問した客には竹下が隠居所で接待することが多く、静娼を陰で支えていた様子が垣間見える。竹下が町奉行所へ赴いた際には、吸物や盃の接待を受けており、豪商橋本家の隠居として、町奉行所でも一目置かれた存在であった様子^{いそ}がうかがえる。

また、「当用録」・「手控」には頻繁に「東灰屋」の記載が見えるが、これは当時の東灰屋の当主灰屋長右衛門（太吉・三郎助）のことである。「東灰屋」は元「中灰屋」であったが、廻船問屋であった中灰屋は、長右衛門が生まれる

前には角灰屋へ問屋株が質入れされており、長右衛門が中灰屋を相続した頃にはすでに問屋経営は立ち行かなくなっていった。長右衛門は、竹下が当主であった時代の角灰屋から大幅な資産譲渡を受けつつ、「東灰屋」として家の再興を図っていた。長右衛門は明治七年（一八七四）に六五歳で死去していることから、静娼より一七歳ほど年上であり、静娼にとつてはよき相談相手であったのかもしれない。西灰屋を継いだ静娼の実弟恒次郎も、西灰屋の醸造経営を開始するに当たり、東灰屋の醸造技術を学ぼうとしていたことが知られており、最も身近な親戚であったことが日記の記述からもうかがえる。

では、本資料集に収録した静娼の日記「当用録」・「手控」の概要について、いくつかの項目立てに従って述べていくことにする。

四 広島城下年頭御目見への参列

「当用録」の記述でまず目を引くのが、冒頭の弘化五年（一八四八）正月の静娼自身による藩主御目見・年頭御礼のための広島登城に関する記述である。

正月四日、尾道を朝七つ頃（五時頃）出立した静娼は、同じく広島へ行く栗原屋五郎右衛門と町端にて出会い、同道している。朝五つ（八時）前に三原へ着くと、父竹下の実家である川口家へ立ち寄っている。その後本郷に到着して昼飯をとり、夜五つ（二〇時）過ぎに西条四日市宿の胡屋に到着した。翌五日は朝六つ頃（六時頃）出立し、海田市にて昼飯の後、八つ半（二五時）頃、広島城下東引御堂町の甲立屋（香立屋）権六の宿に到着した。

城下に着いた静娼は、六日の午前中に、栗原屋五郎右衛門と共に郡奉行の吉村孫三郎宅を訪れ、年頭御礼に関する尾道町奉行からの添翰を納め、その後町奉行の湊源太郎・蒲生織之助の両家へ参り、月番の湊へ添翰と御礼金を納めた。その際、応対した帖元の野村勘兵衛が昨年の御礼人名扣を持ち出し、尾道町奉行からの添翰には尾

道町中の年頭御礼は橋本吉兵衛が務めるとあるが、昨年の扣によれば町年寄の亀山元助と同道した天満屋芳右衛門門が出勤の上、年頭御礼は芳右衛門が務めるとあったため、今年の人名扣にも同様に栗原屋五郎右衛門が務めるよう記してしまったとの説明を受けたという。もはや明日の御礼御受には変更が間に合わないため、五郎右衛門が務めるよう野村から指示されたと記している。

ところが、夜八つ（二時）頃に町奉行所から明七日は故障の儀があり御礼御受は延引する旨の廻文が届いた。延引の理由は、広島城内南屋敷にて、仙之進という三歳の若殿様が今夕八つ頃に逝去したためとのことであった。

七日は、手代の作二に加えて案内者一人を雇い、渡部百平ら五名の家中へ土産物を配らせている。翌八日には、朝から六名の家中へ同様に手代らを遣し、夕方には勘定奉行を務めた松野唯次郎ら三名の家中へ挨拶している。その日の夕方には町奉行所より御礼御受は十日に行う旨の仰せがあり、橋本吉兵衛・栗原屋五郎右衛門・甲立屋権六が六つ半時（七時）に揃って登城するよう指示が届いた。

九日も朝から、年寄上座を務めた今中大学ら七名の家中のもとへ挨拶に訪れ、午後は縄屋七兵衛ら城下の有力商人のもとへ挨拶に訪れている。

そして、十日の朝六つ（六時）過ぎにいよいよ登城することとなった。恐らく日程が延引となったため、静嫺の年頭御礼も認められたのであろう。「当用録」に挿入されている図面によれば、尾道からは二名が本丸御殿広間に上がったことがうかがえる。静嫺は手代一人を召し連れ、宿亭主である甲立屋権六も付き添いで登城した。本丸御殿内の着席位置は予め決められており、小広間の座敷内には僧社人が座り、その周りの縁側には、座敷に近い側に宮島の能太夫らが、庭に面した側に三原、三次、尾道の順で町年寄らが着座した。御礼席は小広間から奥に進んだ大広間の縁側に毛氈もうせんを敷いた上に設けられ、そこで一同が並んで御礼を申し上げ、御礼銭を納めて玄関へ出るという流れになっていた。

この年頭御礼は四つ（二〇時）過ぎに済み、下城した後、直ちに重臣家中らへ御礼の廻勤を行った。この時静娼は、五名の年寄（今中大学、大橋主税、築山大藏、山田将監、双川清記）や郡奉行の吉村孫三郎、二名の町奉行（湊源太郎、蒲生織之助）、五名の勘定奉行（小池源六、中井出衛、山下右伸、小島太郎作、永田完二）のもとへそれぞれ廻勤している。十一日には、城下の大町年寄であった岩室家なども訪問し、さらに八幡社（鶴羽根神社）・明星院・饒津神社へと参詣した。

登城・廻勤を終えた静娼は、翌十二日に厳島参詣に向かう。この日は天候不良のため江波で終日滞船し、夜中に江波を出船、翌朝七つ頃（四時頃）宮島へ着船している。十三日は、厳島神社のほか、大元神社・千畳敷を見物し、午後は市中で見物・買い物などして八つ半頃（二五時頃）出帆、尾道には十四日の昼九つ（一二時）に帰着している。年始における藩主御目見・年頭御礼の御用は、町年寄にとつては一大行事であり、登城のみならず、主要な家中への廻勤御用にも神経を使っていたことが日記の記述からうかがえる。恐らく三原や三次から登城する町年寄らの年始も同様であったと思われる。

五 大名・領主の通行・止宿

諸大名の通行・止宿の情報は、町年寄には欠かせない事項であり、公用記録である年誌帳はもとより、橋本家中主の日記である「当用録」・「手控」にも、これらの情報がたびたび記載されている。

広島藩主浅野齐肃なりたかの参勤交代による通行については、「当用録」が記された弘化五年（一八四八）の場合、三月十一日に尾道止宿の通達が出された後延引となり、九月に改めて発駕することになったが、「当用録」は七月までの記録であるため、止宿当日のことは記されていない。「手控」では、嘉永二年（一八四九）四月二十七日に江戸から発駕の旨通達があり、齐肃は閏四月十九日に尾道の本陣へ止宿している。この時齐肃は夕方七つ九歩（二七時

頃)尾道に着き、翌朝五つ半頃(九時頃)に立座しているが、前日には尾道町奉行が町内の見分と藩主が止宿する本陣の見分を行っている。また、藩主の通行状況を把握するため、同じ西国街道の宿場町である備中国庭瀬藩領の矢掛宿やかかけや備後国福山藩領の神辺宿へは遠見が派遣された。静娛ら町年寄は尾道町奉行所へ出勤して控え、藩主が本陣に着座した上で挨拶に参上したことが記されている。

ただし、尾道には諸国から大名らが頻繁に通行・止宿しており、静娛ら町年寄はその対応にも追われていた。斉肅着座の三日前にあたる閏四月十六日には、肥前唐津藩主小笠原佐渡守長国が上京するため、三原から今津を通じて神辺宿に止宿する予定で尾道を通行することが知らされ、静娛はその送迎のため出勤し、尾道町奉行も藩主の御見舞に参上している。また、斉肅が出立した二十日には、肥後国人吉藩主の相良志摩守頼徳よしのりが尾道に止宿したことが記されている。大名が止宿する際には、同行する藩士らの宿割なども行われたはずであり、これら諸領主・要人への対応に町役人らは追われることとなった。

この他にも、例えば「当用録」には、松平肥前守(佐賀藩主)(嘉永元年四月十七日)、「中津様」(中津藩主)(嘉永元年五月十二日)、「長州様」(長州藩主)(嘉永元年五月十八日)、立花左近将監(柳河藩主)(嘉永元年五月十九日)、鍋島紀伊守(肥前小城藩主)(同日)、毛利淡路守(徳山藩主)(嘉永元年五月二十三日)といった諸大名の通行・止宿が記されている。

また、尾道町奉行所に勤める町奉行や帖元などの役人はたびたび交代したが、町年寄は新たに役人が赴任する際には、必ず前任者への暇乞いの挨拶のため町奉行所へ出頭した。また、新たに赴任する奉行らを湊まで出迎えに行き、町奉行所にて挨拶した後、町内の問屋座など主要機関や各所の見分(視察)にも同行して案内したのである。「当用録」の嘉永元年(二八四八)四月一日の項には、尾道町奉行として新たに着任した佐々木久左衛門を出迎えた時の様子が記されている。昼時分に尾道に着船した佐々木が薬師堂浜より上陸し、薬師堂小路を抜けて本町

通を進み、町奉行所に入っている。その際、町役人らは袴羽織にて薬師堂浜辺りへ出向き、湊の「八軒蔵」のそばに居並んで出迎えた。町役人らは、町年寄以下庄屋格までが出勤しており、町奉行の佐々木はその場で出迎えた役人らの名前を順に呼んだという。町役人らは、出迎えが終わると直ちに浜側から通りへ抜けて先回りし、町奉行所内の帖元所にて町奉行佐々木を出迎え、再び挨拶の口上を申し上げたという。

到着翌日には早速、静娯らは町奉行所役人一統へ御目見のため出勤した。新任町奉行の佐々木は、七日には尾道町内の見分に向向いており、静娯はその案内に同行している。まず、本町通沿いの荒神社に参詣したのち、長社^{とま}へ参り、長江を抜けて久保町を通り、国境まで見に行っている。帰りには芝居小屋を見分し、さらに問屋座会所を見分している。また、九日にも浄土寺など町内の寺院を見分した。

尾道の場合、町奉行所が置かれていたことで、尾道町内における広島藩政の運営が尾道町奉行所を頂点とする特異な機構のもとで運営されていた。その中で、町奉行所役人と静娯ら尾道町人の代表である町年寄・組頭らとの関係は、こうした儀式や行事あるいは日常的な町政運営を通じて、相互の意思疎通の機会が比較的頻繁にあった様子^{とま}がうかがえる。

六 問屋座会所（問屋座御場所）と諸品御役所

「当用録」・「手控」には、静娯が連日のように問屋座会所（問屋座御場所）や諸品御役所へ出勤していたことが記されている。静娯はこの二つの金融機関の頭取を務めており、この両機関への出勤が彼の基本的な日常であったことがうかがえる。

問屋座会所は、安永九年（一七八〇）に開設された。他国商事によって発展を遂げた尾道の問屋仲買商業を金融面で支える機関であり、尾道の荷受問屋らに仕切銀の貸付を行うことを基本業務としていた。積荷の販売で湊町

に寄港する諸国廻船は、通常の場合、買い手がつくまで代金を即金で受け取ることはできないが、尾道では問屋が積荷を仲介して問屋座会所へ報告すると、その場で問屋座から代金が支出され、諸国廻船は即金で代金を受け取ることができた。仲介した問屋は仲買との販売契約が成立した後に問屋座へ返金すればよく、諸国廻船の尾道湊への信用向上に寄与するものであった。嘉永三年（一八五〇）十一月には藩の管轄下に置かれ、「問屋座御場所」と名称変更している。

一方、諸品御役所は、天保八年（一八三七）五月十五日に「諸品会所」として設立された。問屋座と同様に資金貸付を目的とした機関であるが、諸国廻船からの積荷を買い付けるための資金貸付だけでなく、尾道から出荷する国産品の取り扱いに関する資金貸付や国産品生産者への貸付も含め、商人だけでなく職人層にまで対象範囲を広げて貸付を行った機関である。当初は商家個人宅を借りて試行されていたが、やがて独自店舗での本格営業へと移行し、弘化四年（一八四七）八月からは藩の管轄下に置かれ、名称も「諸品御役所」と改称した。

いずれの機関も、のちに藩の管轄下に置かれ、広島藩が運営する金融機関となったが、実際の運営は静娯ら尾道町年寄を中心とする町人らに委ねられていた様子が、これら両日記からうかがえる。

ところで、静娯のこれら金融機関への出勤状況からも分かるように、橋本家当主である静娯自身は、橋本家の商家経営そのものにはほとんど関わっていないと思われる。多くの豪商がそうであるように、実際の商家経営は支配人（番頭）を中心とした店員によつて担われており、角灰屋の場合、この時期の経営実権は灰屋嘉兵衛が握っていたと考えられる。

灰屋嘉兵衛は、天保五年（一八三四）から本家の支配人として証文の宛名に登場し始め、以後、嘉永期段階までの証文類は、主に支配人の嘉兵衛宛てに多く出されている。橋本家文書を見る限り、嘉兵衛は文久三年（一八六三）十二月を最後に姿を消すが、竹下が亡くなったのが文久二年（一八六二）であることを考えると、竹下時代に支配

人として実権を握った嘉兵衛は、竹下の死去を区切りに、自身も引退したのではないかと思われる。

「当用録」・「手控」には、支配人である嘉兵衛の名はあまり登場しない。恐らく、家業に関する一定の報告は受けていたであろうが、静娯の軸足は問屋座や諸品御役所にあり、後に第六十六国立銀行の頭取となる彼の財界人としての手腕は、この両機関での勤務によって培われたのではないかと推測される。

七 弘化改印札の発行をめぐる動向

「当用録」・「手控」が記された弘化五年（一八四八）から嘉永二年（一八四九）頃は、広島藩で弘化改印札の引替えが進められていた時期であった。広島藩札の下落は、天保末期にはとどまるところを知らない勢いで進行しており、その後も進化した札価の下落を止めるため発行したのが弘化改印札であった。この新紙幣は、その名とおり、新銀札ではなく、従来からの旧藩札（明和札）に「弘化未定」・「印」という朱印を押し、紙幅を若干大きくしただけの改印札で、これを正銀と同様金一両六五匁とし、旧藩札とともに通用させた。一方、旧藩札は当時の金相場である一両二貫六〇〇目で通用させるよう大幅な切り下げを行い（四〇分の一に切り下げたため「四拾掛相場」と称する）、旧藩札の改印札への引替えを図ったのである。

しかし、改印札への引替えは、藩が意図した通りには進捗せず、金相場（藩札換算）は高騰し続け、嘉永三年（一八五〇）以降は急激に暴騰した。そして、嘉永五年（一八五二）には旧藩札の大幅な切り下げを断行し、改印札の金一両六五匁に対し、旧藩札を一両三二貫五〇〇目とする厳しい措置をとった（五〇〇分の一に切り下げたため「五百掛相場」と称する）。また、以前のような改印札と旧藩札との併用を廃し、全て改印札へ引替えるよう命じたのである。

両日記が記されたのは、弘化改印札の通用を始めた当初の時期にあたり、金相場の高騰が進んでいる状況にあっ

た。「当用録」を見ると、嘉永元年（一八四八）二月晦日、運上奉行の世羅作兵衛が急遽広島城下から尾道へ帰っている。彼が町年寄の亀山元助に話したことによると、改印札が広島で金子買付のため大量に出金されており、尾道の者が広島城下へ金子の買付に来ていることが原因であるとの話であった。当時は、金相場が一兩二貫六〇〇目から二貫七〇〇目へと高騰していた時であり、世羅の話では、尾道から広島城下へ金子の買付に行くことを差し止めるように、とのことであった。

結果的に、広島藩札は五〇〇掛相場の断行によって札価の下落に歯止めをかけることとなったが、発行されたばかりの改印札に対する信用が低かった当時の状況を示すものと言える。

また、改印札と旧藩札とは、朱印の有無と紙の大きさでしか区別ができなかったことから、贋札製造を生むことにもつながった。「当用録」の嘉永元年（一八四八）七月十三日の項にそれに関する記述がある。佐七と申す者が因島の木綿商人から縞木綿を買い、その代金を改印札で支払ったが、受け取った因島の木綿商人が他所でこの改印札をしようとしたところ、先方から受け取りを断られたという。そこで佐七のところへ行き、紙幣を引き替えてほしいと申し入れたところ、佐七が裏口から抜け出して逃亡したという。その後、町役人が佐七宅で残っていた妻を吟味したところ、贋札製造のための判と紙が見つかったということで、結局、佐七の妻と共謀していた虚無僧一人、それに貞助という人物の計三人が召し捕えられたという一件である。

「当用録」に記されたこれらの記述は、札価下落の混乱状況とその終息を図ろうとする当時の世相を反映したものであるように、のと言えよう。

八 廻米御用

一方、「手控」が書かれた嘉永五年（一八五二）に特有の記述として注目されるのが、廻米御用に関する記述である。

尾道は十八世紀後半から広島藩領村々への他国米流入の拠点として機能しており、松江藩からの雲州廻米や鳥取藩からの因州廻米のほか、伊予・讃岐・筑前・筑後などからの廻米も尾道で荷揚げし、尾道商人が活発に売買していた。そして幕末期には、金融商である橋本吉兵衛静娼も廻米御用を担うようになっていた。橋本家文書には、静娼が松江藩の「雲州廻米御用」を引き受けた際に代人の帯屋次郎右衛門が挨拶御用で松江城下まで赴いた際の日記も残っている。

当時、静娼自身が雲州廻米御用を担うことになつた経緯を記した箇所がある。静娼が雲州廻米御用を引き受けることになつた経緯を記した箇所がある。

雲州廻米は、それまで御用を担っていた大紺屋から角灰屋橋本家が引き継いだのであるが、嘉永五年（一八五二）九月十日の項に静娼が書いた記述によると、その当時、雲州廻米は鳥屋好兵衛が引き受けて取引するよう治定していたという。しかし、尾道の畳表運上奉行などを務めていた船越寿左衛門から、橋本家が引き受けるよう内談があつたと記している。鳥屋好兵衛は松江藩に名前替の歎書を差し出すことを好まず、かれこれ延引しているうちに船越氏から再度押して内談があり、好兵衛はやむなく歎書を提出したという。このことについて、尾道出張している松江藩の出役から、好兵衛の歎書のみでは名前替が難しいため、橋本家からも願ひ出るよう勧められたという。そして、町奉行所の帖元である渡部百平から雲州廻米の願書草稿の写し等を渡されたことを記している。こうした記述を見ると、静娼が雲州廻米御用を引き受けたというのは、橋本家側からの希望ではなく、外部からの要請によるものであり、そのように考えれば、廻米御用の挨拶を静娼自身ではなく代人が赴いたという点とも符合するように思われる。

九 尾道町の祭礼行事

近世の尾道町の日記を見る上でとくに注目されるのは、町の祭礼行事や様々な来訪者との文化的交流に関する記述である。現在でも三大祭りなどと称されるように、尾道ではさまざまな祭礼行事が盛大に行われてきたが、それらは近世期に起源を有するものが多く、中には現在知られていないものも存在する。

例えば、「手控」の嘉永五年（一八五二）十一月五日の項には、「平山祭」の記述がある。これは、尾道の浜手間屋仲買らが三日間の祭礼開催を出願し聞き届けられたもので、浜側に釣灯を多数灯し、夥しい参詣者で賑わったと記されている。この祭礼では、角力興行が催され、六日は西浜（荒神堂浜）で、七日は東浜（葉師堂浜）で開催し、八日は再び西浜で開催したとある。七日は新地より遊女らが宝船をこしらえて町中を渡り、手踊・嘶などを町奉行所や間屋座御場所、住吉神社前で奉納したという。

住吉神社は、町奉行平山角左衛門が中浜の埋立を行った際に、浄土寺にあった住吉神社を浄土寺が航海安全・湊繁栄の守護神として寄進したもので、角左衛門の生祠（功績者を存命中に神として祀った社）を合祀し、その功績を称えた。

現在の「尾道みなと祭」は、平山角左衛門の功績を称えて昭和十年（一九三五）から開催された祭りであるが、近世期に同様の趣旨の祭礼が行われていたことは興味深い。

また、奇祭として知られる「尾道ベツチャー祭」は、宝土寺境内にある吉備津彦神社（一宮神社）の祭礼であり、疫病の平癒祈願のため文化年間（一八〇四～一八一八）に創始され、一時中断の後、疫病流行により再開したと伝えられている。「手控」の嘉永二年（一八四九）五月十一日の項には、悪病退散のため一宮社の神輿市中御幸を行いたい旨、宝土寺から出願があったと記している。また、先年悪病が流行した際にも一宮御幸を行った先例があるとも記しており、十五日には、実際に一宮社神輿市中御幸が行われている。

このほか、祇園祭が嘉永元年（一八四八）六月七日と翌年六月十四日に行われたこと、天神祭については同元年六月二十三日に天満宮の神輿が御旅所へ鎮座し、二十五日に神輿御幸が行われたことを記している。

ところで、近世期の祭礼は、藩の儉約令により華美な催し方が規制されることが多かった。嘉永二年（一八四八）六月二十六日の天神祭では、「例年作り物大造」であるとして、儉約の折柄華美を慎しむよう藩から通達が出され、二日後の二十八日に予定された住吉祭礼でも花火の打ち上げが禁止されている。しかし、祭りの機運に水を差されたことへの反発であろうか、「手控」の嘉永二年（一八四八）六月二十八日の項によると、新地沖合にて花火が打ち上げられたと記している。早速、町年寄の高橋七郎右衛門が町奉行から呼び出しを受け、事情説明を求められた高橋は、松永藤江辺り（福山藩領）より例年花火を奉納している者たちが、今年の触を知らずに上げてしまったのだと弁解した。しかし、実際には尾道の浜手の者たちが上げていたと、静娯は「手控」に記している。祭りで盛り上がる尾道町人たちの意気盛んな様子が想像できる。

十 尾道町における文化的交流

「当用録」・「手控」には、尾道における様々な文化人・教育者等との交流をうかがわせる記述も各所に見受けられる。

尾道町人らが別荘や庭園を多数林立させ、茶の湯を介して独特の茶園文化（さえん）を発展させたことはよく知られている。その中で、尾道における茶の湯の主流となった藪内流（やぶのうち）の宗匠（そうしょう）として活躍したのが内海自得齋であるが、静娯の父竹下が自得齋の門人であったことから、両日記には、自得齋の名がたびたび登場している。尾道の茶人である自得齋は、東久保の山王社（山脇神社）の参道近くに住み、頼山陽（らいざんやう）や田能村竹田（たのむらたけでん）などの文人墨客や橋本竹下・亀山夢研（ひげん）といった尾道商人が多く訪れたとされるが、自得齋自身もたびたび橋本家を訪れており、竹下の隠居所で

茶の湯の稽古を行い、また静娼も自得斎のもとへ茶事に招かれていた様子が記されている。

茶園文化と関わって、尾道には書画作品も数多く集まったと考えられる。「当用録」の弘化五年（二八四八）二月八日の項には、妙宣寺で書画会が開かれたことが記されており、十八日の項には、竹下の実家である三原の川口家から旧蔵の品の鑑定依頼を受けたことも記されている。四月二十一日には、尾道を訪れていた仙台藩士で藩校教授を勤めた小野寺謙次（鳳谷）^{ほうこく}が橋本家所蔵の書画を拝見したいと希望している旨、尾道の儒者で文人の宮原節庵^{せつあん}から書状が届いた。小野寺は海防や殖産に関心を持ち、日本各地を訪ねた人物で、後に藩命により蝦夷地に渡り、松浦武四郎らの地図を参考に「蝦夷海陸路程全図」を作製している。小野寺は、同じ旅宿に越後長岡藩の藩士で書家として知られる中沢行蔵（雪城）^{せつじょう}と一緒に泊まっており、兩人一緒に橋本家を訪れ、同家所蔵の書画数幅を展覧した。この日は午後から竹下も本宅へ出向いて応対している。「当用録」の記述によると、この時、橋本家所蔵の士博・郭完の作品を小野寺・中沢兩人が「縮図」を取りたいとのことで、翌日も訪れ、「夜二更」（二二三時頃）まで滞在している。

橋本家のこの兩人を紹介した宮原節庵は、尾道商人渡橋家の五男として生まれ、頼山陽の高弟となった人物であるが、橋本家とのつながりも深かった。とくに、竹下が刊行した『竹下詩鈔』の序文を節庵が執筆したことからもうかがえるように、竹下との付き合いが深く、両日記にも節庵（日記では「宮原」と苗字で記す）がたびたび竹下の隠居所を訪ねていた様子がうかがえる。また、静娼自身も節庵のもとを時折訪ねており、嘉永二年（一九四九）七月二十日には、「舟遊」について節庵のもとへ打ち合わせに行き、翌日には節庵・東灰屋（長右衛門）と三人で「舟遊」をしたと記している。

同じく竹下と付き合いのあったのが宇都宮龍山である。宮原節庵とほぼ同世代の宇都宮龍山は、伊予国新谷^{にいや}の生まれで、大洲藩の侍講となったが、天保九年（二八三八）に母亡きあと致仕して尾道に在住し、塾を開いた。そ

の後、三原城主浅野忠助に頼まれて城内の郷校明善堂の学頭となり、維新後には私塾朝陽館を開いている。糸崎港の築港を建議したことも知られる。

「当用録」の嘉永元年（一八四八）三月七日の項には、三原より龍山が尾道へ参り、「教城」に逗留した翌日、竹下の隠居所に逗留したことが記されている。節庵と共に、『竹下詩鈔』では跋文を執筆している。

文化的交流という点では、このほかに、「当用録」の嘉永元年（一八四八）五月六日の項では、葛原勾当くずはらこうとうによる琴の催しが東灰屋の裏で行われ、竹下はじめ静娯ら皆々が出席したことが記されている。葛原勾当は、備後国深安郡八尋村やひろの出身で、箏曲そうきょくの名手として知られる。自らが独自に考案した木活字を使って捺字した『葛原勾当日記』で知られる。尾道には勾当の門人が多かったため、たびたび訪れており、富吉屋や灰屋に宿泊して門人の稽古をつけていた。

また、尾道では囲碁も盛んであった。尾道の囲碁と言えば、因島出身の棋士本因坊秀策が想起される。秀策は天保八年（一八三七）にわずか九歳で出府し、囲碁家元筆頭の本因坊丈和じょうわに入門した。嘉永元年（一八四八）に本因坊跡目となり、翌年から出仕した御城碁おしろご（囲碁の家元四家の棋士により徳川將軍家の御前にて行われた対局）で、一九戦全勝の記録を打ち立てたことで知られる。その秀策が本因坊跡目を期待されるようになったのが、弘化三年（一八四六）に当時一流の打ち手として知られた井上幻庵因碩げんあんでんせきと大坂で数度対局し打ち勝ったことにある。

静娯が兩日記を書いた頃は、秀策が本因坊跡目を継いで江戸で活躍していた時期に当たったため、秀策に関する記述は見られないが、秀策と同じく本因坊丈和に入門した岸本左一郎が嘉永二年（一八四九）正月二十五日に来尾し、碁会ごかいを行ったことが記されている。岸本左一郎は石見国大森の生まれで、秀策より年長ではあるが本因坊丈和のもとには秀策よりわずかに遅れて入門した。江戸と石見を行き来し、安政三年（一八五六）に郷里で病没して

いる。「手控」によると、左一郎が開いた碁会には、静娼自身が早朝より出席したとある。左一郎はその後、尾道の鑄物師屋の茶園に引き移り、二月三日まで尾道に滞在している。

また、井上因碩も嘉永二年（一八四九）二月二十八日に旅の帰路尾道へ立ち寄り、三月二日まで逗留したことが記されている。

静娼の父竹下は、幼少期の秀策に囲碁の才能を見出し支援したとされているように、兩日記には、竹下が東灰屋や三木屋などと仲間内でたびたび碁を打っていたことが記されている。そのような文化的地盤が名棋士を生む背景にあったとも考えられる。

最後に、文化的交流という範疇には入りにくい^{さいほうじ}が、濟法寺の住職物外もつがひに関する記述を取り上げておきたい。物外は、広島城下の禅宗寺院である伝福寺の住職觀光和尚の弟子で、文政十三年（一八三〇）に当時無住であった尾道の濟法寺の住職に迎えられた。勤王僧としても知られ、第一次長州戦争の際に調停役を担ったことでも知られている。「手控」には、この物外和尚が登場する。嘉永二年（一八四九）正月十七日の項では、竹原屋貞藏の酒店で口論狼藉が発生し、その一件についての立入りを物外自らが申し入れるため、町年寄である静娼のもとを訪れたが、留守にしていたため会えずに帰ったと記している。また、同年十一月二十九日には、鳥屋五郎三郎方にて貸銀をめぐる打擲事件ちようちやくが発生し、その扱いについて静娼が濟法寺へ相談したところ、物外が早速承諾したと記している。興味深いのは、口論・打擲といった暴力沙汰に物外が介入しようとしている点である。物外は「拳骨和尚げんとつおしよ」の異名をもつ怪力僧として知られており、これらの記述はその人物像を彷彿とさせるものである。

静娼が記した「当用録」・「手控」の兩日記は、これら同時代に生きた歴史的人物との生の交流の姿を浮かび上げさせるものであり、近世尾道町の実像に迫りうる貴重な記録と言えよう。

参考文献

- 『新修尾道市史』第一～六卷（青木茂編著、尾道市役所、一九七一～一九七七）
- 『広島県史』近世2 通史IV（広島県、一九八四）
- 『新尾道市史』資料編 近世（尾道市、二〇二二）
- 中山富弘『近世の経済発展と地方社会』（清文堂出版、二〇〇五）
- 西向宏介「近世近代における尾道豪商の経営活動と文書」（『広島県立文書館紀要』第五号、一九九九）
- 西向宏介「近世後期尾道商人の経営と地域経済―橋本家の分析をもとに―」（『地方史研究協議会編『海と風土―瀬戸内海地域の生活と交流』雄山閣、二〇〇二）
- 森本幾子「雲州廻米御用と尾道商人―松江城下廻勤御用と出雲藩屋敷御料理仕出御用―」（『関西大学博物館紀要』第一四号、二〇〇八）
- 下向井紀彦「近世後期港湾都市尾道における諸品会所の成立と展開」（『史学研究』第二八一号、二〇一三）
- 松村 敏「近代日本における名望家的地方資産家の存在形態―広島県尾道・橋本家の事例―」（『商経論叢』五三一四、神奈川大学経済学会、二〇一八）
- 下向井紀彦「近世後期の尾道における銀札相場下落への対応と両替職統制」（『史学研究』三〇五号、広島史学研究会創立九〇周年記念号、二〇二〇）
- 西向宏介「近世尾道商人の系譜と展開―橋本文書の基礎的考察―」（『広島県立文書館紀要』第二六号、二〇二二）
- 森本幾子「近世後期尾道における消費活動と旅人―来訪者の受容と地域社会の変容―」（『尾道市立大学経済情報論集』第二三巻第一号、二〇二二）

当用録・手控

弘化五年
当用録
正月吉日

江へ被申渡候事

二日 快晴

昨日礼残り長江浜通り勤候事

京都紀国屋保助自身道具「」出^二而^一隠居へ釜懸ケ候

二付、昼後参り候事

小之月

正 三 四 六 八 十二

大之月

二 五 七 九 十 十一

三日 晴

明日早朝出立二付、世羅・野瀬・辻并同役両家へ暇乞

ニ参り候事「」七郎右衛門・繼太郎暇乞ニ参ル

昼前例之通出初メ相勤候^而直ニ御奉行様へ御暇乞仕候事

「」御添翰受取申度段申候得とも

「」未夕相済居不申候ニ付、夕方才右衛門遣し受

吉書始

正月 小

取候事

元日 快晴 立春

恵方巳午之間、薬師堂・稲荷社参詣、良社拝礼、御屋

敷御礼相勤、夫より久保通り年始勤候事

旧臘書附差出置候社人遠江鎮守荒神社へ御奉行処年始

御返礼之節御参詣之儀御免許相成候、其趣龜山より遠

四日 晴

朝七つ半頃出立、庄屋平助・筆役「」蔵・平作・弥

作・肝煎三人其外小店内之人、家内之者多勢見立ニ参

り、町端^二而^一暇乞いたし相分レ候事

1 正月

栗原屋兼而銘々勝手ニ出立之積ニ候処、町端ニ而出逢、夫より一緒ニ参り候事

五つ前三原着、人足続立之間、川口屋へ参り候事

「一」つ半頃、本郷へ着いたし、同処ニ而昼飯相認、夫より溜りまで参り候処、夜ニ入五つ過、四日市宿胡屋へ致着候事

五日 晴

「一」六つ頃出立、殊之外路中速ニ而海田ニ而昼飯認、八つ半頃迄ニ香立屋へ着候事、宿之趣作ニヲ以佐々木へ申遣シ候処、早速好ミ宜、未夕路中疲之由申断、今日者不参候事

六日 夜前少々雪 昼後霧雪

昼前、五郎右衛門同道ニ而郡奉行吉村江参り、御添翰相納、町奉行両家へ参り、月番湊江御添翰并御礼錢相納候処、玄関番受取、帖元江致持参、暫時相待候様との儀ニ付、待合せ居候処、余程間合有之、帖元野村勘兵衛と申人御礼人名扣被持出申候者、是者真之御内話申試

候、右添翰致披見申候処、尾道町中之分者吉兵衛被相勤候ニ有之候、然ル処昨年之扣見合候処、町年寄龜山元助・天満屋芳右衛門兩人出勤被致、芳右衛門相勤被居候、已ニ此人名斯「一」居候ニ付、実者当年之分も最早此振合ニ相調居候、今更御添翰通仕替候而明日之間ニ合不申候ニ付、当年之処五郎右衛門相勤呉候様与申候而人名扣披見候処、昨年之処「一」右衛門相勤居候様相見へ候ニ付、談之趣速ニ承知いたし、五郎右衛門相勤候事ニ御受申候事

廻勤帰り懸佐々木之方へ立寄候処、昼飯出、尚一吸之肴ニ而酒出候而夕方旅宿へ帰り候事

夜八つ前頃、町奉行所より左之通廻文ニ而申参ル、明七日故障之儀有之ニ付、御礼御受御延引ニ相成候事

正月六日

宿東引御堂甲立屋権六

尾道町年寄

橋本吉兵衛

右之通ニ相認連名凡十人余り

最筆順二而者無之、順路二より候様

相見へ候事

荒神丁
川端より二つ目小路

福田善九郎

右御延引ニ相成候様子承り候得者、南御屋敷仙之進様与

夕方佐々木好之助参ル

申上候三歳ニ御成被成候若殿様、元日より驚風ニ而御座

高橋点太夜ニ入参ル

候処、今夕八つ時頃御逝去ニ相成候ニ付、俄ニ御延引

夜ニ入佐々木へ参り候事

被仰出候由ニ有之候事

七日 快晴

八日 快晴
朝より勤候方角

御家中勤先へ土産物配らせ候、手代作ニ并案内者壹人

茶屋文蔵

雇ひ兩人ニ而持せ遣し置、昼後より筆役才右衛門召連相

二軒家舗

野瀬信輔

勤候

土手丁

渡場より一丁程下

渡部百平

竹屋中程
小路

田永格兵衛

壇原藍座

役所裏手

石本佐兵衛

六丁目
割場小路

三好半五郎

比治山丁

京橋より一丁程下ル

高橋点太

四町目
懸出シ

三宅弥内

大須賀

渡場より北へ入

倉田栄蔵

沼田三郎右衛門

三宅氏旧臘廿八日御用ニ^而三石御加増、田永源左衛門同日三人扶持被下御召出ニ相成候由承、早速祝之品両家へ遣し候事
夕方勤先キ

宿東引御堂町

甲立屋

権六

田永源左衛門被参候事

流川三ツ目

小路下角

幸丈右衛門

九日 晴

朝より勤候方角

御泉水之内

下瀬孫平

京口御門

見付

小池権六

内白島八丁堀

御門之内ニ軒目

松野唯次郎

栗林新小路

中程

林 小左衛門

夕方町奉行処より左之通申参ル

同行詰

勝浦良之進

来ル十日御礼可被為請旨被仰出候事

但六つ半時揃ひ

同 栗林出口

辻 権兵衛

尾道町年寄

橋本吉兵衛

後松原

木谷三左衛門

同町

栗原屋

五郎右衛門

真鍋御門之内

今中大学

狸小路

木村幾三郎

右昼前迄ニ相仕舞

平野惣右衛門

同 茂右衛門

繩屋七兵衛

※袋綴内に絵図・文書

山田将監
双川清記

各一点挿入あり

夕方より佐々木へ参り候事

郡奉行

倉田栄蔵留守中へ被参候事

町奉行

吉村孫三郎

十日 快晴

朝六ツ過登城

勘定奉行

小池源六

一、供連手代壹人袴二而召連、草履取宿亭主、付添筆役

中井出衛

一、足袋はき候而も不苦候事

山下右伸

一、着席之儀、小広間之内者僧社人、同御縁側右手宮島

小島太郎作

役人一統、左手三原年寄目代、三次年寄、其次へ尾

永田完二

道席二相成候事

但御勘定奉行者内玄関へ参候事

一、御礼席大広間御縁側毛氈鋪有之上へ着座之事

湊へ廻勤之節、御返翰受取度与申入候処、暫ク相待せ置

四ツ過御礼相済、下城直二廻勤

相調被渡候

御年寄五軒

吉村二而も同様申入候得共、相調居不申候二付、頼置候

今中大学

大橋主悦

築山大蔵

事

十一日 晴

岩室両家へ参り候事

付、同人へ相頼御奉察いたし候事

倉田氏へ暇乞ニ参り候処、不斗長談ニ相成、同方ニ而致

昼後市中見物等いたし、八ツ半頃出帆いたし、鍋石よ

昼飯、夫より八幡社・明星院・饒津社へ参詣、松野氏

り少し手前ニ而致汐待、其夜八ツ半頃同処出帆いたし候

へ暇乞ニ参り候処、御不快ニ而御逢無之候事

事

今日佐々木帖祝ひ□ニ参り候事

夕方播磨屋丁槩屋へ参り沼田江暇乞ニ参り候事

十四日 晴 折々そばへ

夜ニ入佐々木へ暇乞ニ参り候事

朝六ツ頃音戸通り、昼九ツ時頃尾道へ着船いたし候、

今日者順風ニ而船中殊之外速ニ有之候事

十二日 朝雨 昼後晴

肝煎太助ヲ以奉行処并同役両家へ帰り候由遣し置候事

早朝佐々木好之助暇乞ニ参候事

今日左義長神事昨年通取役ニ相成、無滞相済候事

朝五ツ前本川より乗船、厳島江渡海之積ニ候処、風悪

御省略中奉行処御礼之儀、五節句歳末之外朔日御礼、

(江波)恵姿ニ而終日滞船、筆役才右衛門・甲立屋権六両人も厳

年寄より庄屋迄名披露無之一統相勤候事、十五日御礼

島参詣積ニ有之候得共、風止ミ不申様子見へ候故、権

之儀者暫時相止ミ候との口達書、先日御沙汰有之候由ニ

六者昼後揚り候事

而亀山より被廻候事

同夜中頃風直り恵姿出船、七ツ頃宮島へ着船候事

十五日 晴

十三日 晴

奉行処江出候節、御返翰差出候

御本社并大元社参詣、千畳鋪見物いたし候事

御奉行所御逢有之候事

宮島宿出雲屋六兵衛船中江参り見舞之品等差越し候ニ

世羅・野瀬・辻・亀山・高橋夫々へ挨拶ニ参り候事

今日留主中へ高橋・西富・東屋・金屋・住屋被參候事
東灰屋、三木屋被參候事

十六日 晴

昼後、天満屋平右衛門被參、結納之品調方等差図いたし呉候様相頼候処、いつれ明日も渡海いたし候間、参り見合可申との事而今日者被帰候事

問屋座出勤

三木屋・東灰屋・栗原屋へ挨拶ニ参り候事

十七日 晴

諸品役処出勤

金屋へ参ル

板屋喜右衛門参り、嘉兵衛へ相話候者、藤江岡本之方二金子五六千両計有之、先方次第而者貸附申度由申居候儀承り申候、折節問屋座御場処金子御入用之趣致承知居候間、藤助・金平へ申談候処、借用致度候間、何分立働呉候様申候二付、岡本より当処へ参り居候手代へ申談候処、手代申候者、御場処之儀者是迄取引いたし候

儀一円無之候間六ヶ敷、何卒橋本辺借受ニ相成候様御取計被成候ハ、如何様ニも可致申候間、其段御話試候様申候二付、嘉兵衛より近来受合事候二付、段々迷惑ニ相成居候趣相話、堅ク相断置候事

昼後、天満屋被參、結納之品見合、尚使者心得等差図被致候事

家大人御出被成候事

夜ニ入結納之品差送り、使者と申而善助遣し首尾能受納

ニ相成候事

直兵衛より正兵衛元服祝与し而組重参り候二付、天満屋江

馳走ニ出し候事

十八日 雨

高橋七郎右衛門・三木屋繁右衛門歛ニ被參候事

龜山親子共挨拶ニ被參候事

昼後龜山へ挨拶ニ参り候処、皆々留主中故申置候事

今日隠居金日ニ付、昼後参り候事

十九日 晴

今日西国寺より待合案内有之候得共、用向有之由申立
出席不致候事

倉田氏より大小縁頭・小柄書状相添参り候事

同夜新地笠屋清助伴伊助与申者御不審筋有之困留ニ相成

廿三日 晴

候由、太助より申出候事、右伊助不埒者ニ而暫ク備中
辺ニ相居候処、節中罷歸り、又々不埒之儀仕出し候ニ
付、内々親清助より町廻り辺へ相頼、斯取計ニ相成候
様子ニ候事

高橋より肝煎清兵衛ヲ以今日役方初寄合可致候間、出
席之如何ニ有之候哉申参ル、風邪ニ而所詮出席六ヶ敷与
申断候処、一応右之趣返事ニ及、又々今日之処延引ニ
相成候由申参り候事

廿日 晴

肝煎太助より申出候者、相撲世話人共より願出候者、於

無事

常称寺寒稽古取揚角力晴天二日之間興行仕度由申出候
ニ付、其趣一応同役両家へ申談、其上ニ而例之通小書附

廿一日 晴

相調、御屋敷へ申出候様申付置候事、八幡宮社人和泉
より申出候者、雲州三保関社人村山縫殿介申者社用有

少々風重ニ候得共、用向有之、昼前より隠居へ参、夕
方歸り候事

之当地へ罷越候間、来二月五日迄逗留仕度、尚社頭
ニおい而神道講积仕度趣願出候ニ付、奥書取計差出候事

廿二日 晴

町内山形屋孫介・土堂町中村屋吉介、今日御吟味ニ相
成、運ひ合申付候ニより宿下ケ被仰付候事

風邪ニ而引籠居候事

油屋猪右衛門茶事ニ付、明日正午親子共参り候様案内

廿四日 晴

有之候得共、明日者散日ニ有之上、私風邪ニ付相断候事

昨日差出置候社人和泉より申出候村山縫殿介逗留願御

書出ヲ以御免許ニ相成候事

略文

両替屋之外、市中店先ニ^而金子売買致候儀、此内触し流レ合ニ相成候趣ニ相聞候間、一応示し置、此余心得違致候者有之におい^{而著}見廻之者へ申付為召捕申付方候との御書出シ相廻り候事

今日上帆致候由ニ^而要助暇乞ニ参り候事

此度日向表下り相撲致度候ニ付、今夜出帆いたし候由

ニ^而草摺参り候事

廿五日 晴

野瀬信助様急御用有之候ニ付、明朝七ツ立候^而広島へ被参候由廻文参ル、右訳合跡ニ^而承り候得^者、木綿方金子差問候ニ付、諸品役処より多分取替ニ相成居候処、此節諸品之方も有金御払底ニ相成、其上追々因州御廻米ニも相成候ハ、所詮引足不申様子ニ付、急々被参候由、并ニ両替方之儀も談事有之、東屋半次郎御同伴いたし候事

倉田氏^江書状出ス、先日之縁頭・小柄戻し候事

廿六日 晴

油屋春斎還曆年賀茶事午時案内ニ付、四ツ半頃より参ル、合客亀山兄弟・笠岡屋常右衛門殿様御発駕之儀、来三月十日頃之御内審ニ有之候間、当町御止宿御懸日十三日・十四日・十五日、右三日之間被仰出候事

今夕方より参り候様、松井より案内有之、最親子三人共参ル、合客凡十四五人有之、夜四ツ過歸り候事

廿七日 晴

松井春斎へ昨日之礼ニ参ル高橋より今日正午時親子三人共参り候様案内有之候得とも、恒次郎ニ相断兩人参ル、住半詰ニ参ル、右昨日得齋ヲ以案内有之候節、濃茶とも薄茶とも不申候ニ付、如何有之哉ニ存候得共、此内薄々承候儀も有之ニ付、袴ニ^而参り、肩衣家来持せ置候^而様子伺候処、濃茶有之ニ付上下ニ^而通り候事

道具組大略

席三疊

床 不住齋松之目画賛

香合 染附八角

水指 曲 釜

鯉口
敵島之文写人

茶人 袋棗

茶碗 大樋初代

竹崎宗匠銘冬籠

茶杓 比左齋
銘さひ鎌

菓子盆 唐物朱
あじろ

此外略

殿様御發駕来三月十一日被仰出候事

今日松井よりおそねへ案内有之、合客者亀山後室お唯・

上住屋内室娘兩人^{而已}二有之候間、是非共参り候様被申

候二付遣し候処、お唯儀風邪二^而得不参、酒宴後舞子抔

出賑敷有之候由、凡九ツ半頃開候事

廿八日 晴

高橋へ昨日之礼ニ参り候事

新地料理茶屋之者共より金子拝借致度之願書太助より

差出候事

寄特人聞合せ事太助へ申付置候事

組頭儀八郎・始太郎被参、町役処懸り之儀頼度由申参

り候事

夜四ツ過お高死去致候事

中屋敷二^而初寄合、昼後より集会、夜二入開候事

廿九日 晴

諸品御役処出勤、月約メ調印昼後屋敷持参いたし候事

伝六儀、去ル廿一日川尻白石屋清四郎方二^而死去致候

由、右白石屋より組合之方^江書状ニ^而しらせ参り候二

付、申出候二より御奉行処^江届出候処、渡部氏^与申者右

伝六儀母子差纏ニ相成居候^而、已ニ母儀^者出訴ニ及、吟

味中之事故其趣書附ニ取計差出候様との儀ニ付、口演

書ニ相認差出候事

昼後問屋座出勤

富吉屋藤三郎、吉和浜差纏出願ニ相成、右書附一応見合候様との儀ニ而高橋より被廻候事

島屋利兵衛綿座蔵方并格合共歎書年寄三人宛ニ而差出候ニ付、奥書例之通ニ而調印差出候事

二月 大

朔日 晴

御礼出勤

但、此度相改候以來、初而御礼御受相成候、素より御触通り一統御礼申上候、是迄十五日御礼之通筆上之者より御挨拶申候事、出勤方者年寄より庄屋格迄之事

島屋利兵衛当正月中他行願有之候処、又候二月十五日迄追願御聞届之御書出し下り候、全躰土堂町之儀故、

高橋へ御下ケニ可相成之処、此許月番ニ有之故歎御下ケニ相成候事

自得斎へ参ル、笠岡屋・蔵本屋楽水参居候事

二日 晴

家大人御出被成候、最昨日隠居ニ而狂詩之一件ニ付、七

郎右衛門へ挨拶被成候事ニ而御出懸、高橋へ御立寄被成候処、折節留主中故、此許より御帰りニ御立寄被成候

積リニ而使之者共遣し被成候処、先方より出懸被参候ニ付、御談有之、昼後御帰りニ相成候事

筆役平作儀届不致広島へ参り候ニ付、昨日庄屋へ沙汰致置候処、筆役淳蔵小内手違相成届失念致候由申詫置

ニ参り候事

三日 晴

問屋へ出勤、同処ニお而新地拝借願一件、七郎右衛門・勘右衛門三人寄合談致候事

右帰り懸勘右衛門方へ立寄候処、薄茶後肴二種ニ而酒出候事

「四日(貼紙) 晴

昨日申談候新地拝借一条夜前家大人へ申談候趣、高橋へ返事ニ参り候処、出違留守中ニ付、其儘帰候事」

四五
四日 晴

夜前新地之儀、家大人へ御話申上候処、御存旨^者金高も大增成儀故、後來之至ニ払出方如何可有之哉、自然夫^者二より却^而迷惑ニ相成候程も難計、憐愍之儀も却^而不憐愍ニ当り候事も有間敷とも難申ゆへ、何分金高三百兩之処^者式百五拾ニ減し、其代り^者利足沓部四之処一朱致勘弁候方宜と存候、尚問屋座より出金之儀^者矢張御支配銀之内よりと申事ニ無之候^而是迄之振合替り可申哉^者二相考へ候間、其趣高橋へ申談候処、同人^者二おい^而も菟口無之承知有之候、最金高之処先方積り合も有之由^而二勘右衛門より三百兩之辻^者二無之候^而不相濟候由申候ニ付、斯治定致候儀ニ付、其処太助より夫となく金次郎・徳平辺へ申談候儀可然申事ニ候間、其儀治定致、昼後太助へ申談候事

六
五日 晴

太助参り申候^者、昨日談之趣兩人へ申談候処、金高之儀何分三百兩無之候^而不相濟候様申候、尚利足之処一部四と申候^而余り高部と申^者無之候得共、是迄御拝借之儀^者各外下部^而御貸附^者二相成居候ニ付、一統其心得ニ

^而居候間、御即答も申上兼候間、今晚之処御容許可被下候、引取相考明朝御返事可申と申事^而帰り申候、相待居候得共、未夕参り不申候得共、余り暇取候ニ付、一応様子申候由申参り候事

御改印札取引方之儀、昨日御書出ヲ以被仰出候事、委細写^者納戸両替相場帖^者二有之、依^而略ス

三原川口屋源右衛門被参候事、此許へ逗留^者二相成候事同役三人共今朝四ツ時迄^而罷出候様、夜前帖元所より申参候ニ付、町役所^而揃ひ罷在候処、昨日被仰候御改印札之儀ニ付、諸職人工料之儀并思曰商事等堅相慎様との御書出被相渡、右御談有之候事

昼後富吉屋勘右衛門参り申候^者、今朝御隠居罷出候様御使参候ニ付、罷出候処、御談有之候^者、夜前新地徳平参り申候^者、今晚肝煎太助より拝借金利足之儀談之趣^者当时冥加銀并用意銀等孰も札弱り^而大減シ居候ニ付、此度拝借之儀も所詮其業叶かたく候ニ付、いづれぞ^而才覚有之、其上^而二拝借^者二相成候、夫故申合之処一部半より下^而不相濟談有之候、実ニ御尤^者ニて存候得共、何分夫^而外懸物等も多分有之儀ニ付、著立不申、依^而利之儀^者御談之趣も有之ニ付、菟口不申上候、其代り冥加

銀之儀、新開同様子供老人ニ付錢一貫文ニ被成下候ハ、申合一部半ニ而も不苦、其段相歎候由申参り候、此儀乍御苦勞高橋へ談呉候様御願有之候ニ付、早速高橋へ申談候処、同方ニも随分最之儀被思候、乍併新開同様ニ而者新地権式ニかゝり可申哉、銀拾匁と申事ニ相成候へ者、宜と申事ニ有之候、御承知之儀ニ候ハ、其趣御隠居へ御返事申候様申候ニ付、右承知いたし候事

七日 晴

問屋座勘定下帖粗相調候ニ付、昼前より一統集會いたし、七ツ過引ケ候事

八日 晴

於妙宣寺横書画会有之候得共、三原より客来有之ニより不致出席候事

今日中屋敷へ町内小頭不殘諸職人頭分不殘呼出し、一昨日被仰出候御改札取引之儀并諸職人工料等之儀申(印脱カ)伝、猶御書出し写壹枚宛相渡候事

川口屋源右衛門今晚乗船被致候事

九日 晴

御奉行様急ニ御用召ニ而御城下御出、明朝八ツ時御出立之由、帖元中より書状参ル、猶右ニ付、夕七ツ時役人一統御暇乞ニ罷出候様書添有之候事

夕七ツ時、町役処ニ而年寄より庄屋迄一統相揃御暇乞ニ罷出候処、広間ニ而御受ニ相成候事

右等之儀、十五日御礼之通一統罷出、筆頭之者より申上候者、御用ニ付明朝御出立被遊御出府被遊候段、御苦勞奉存由申上候事、右一統之御暇乞相濟、龜山初メ年寄迄之処跡へ残り別段御逢有之候事、初メ同役三人一緒ニ御逢有之、跡三人作右衛門より継太郎迄一緒ニ御逢有之候事

右ニ付、帖元渡部氏より談有之候者、筆役之内誰ニ而も老人差遣し可申、最御供いたし候ニ者及不申、是者御奉行処於御城ニ被蒙仰候趣相聞次第直ニ飛脚差立其由申越候儀取計為可致有之候間、同役へ相談いたし候様被申候ニ付、色々申値之上、淳藏遣可申事ニ治定いたし候事

十日 晴

朝八ツ時分より出勤いたし候処、凡八ツ半頃御出立ニ

相成候事、御送り場処小池様之節と同様ニ有之候事

小物屋清六一件懸り之者不残今日七ツ時中屋敷へ呼出

候様御書出至ル

右二付、七ツ前より出勤、帖元渡部百平・年寄高橋七

郎右衛門・組頭三木屋・西富・住屋・庄屋出勤御再許

之次第

一、相場処問屋頭取上ケ

小物屋

牢舎

清六

一、追込

同人妻

てる

一、追込

柳屋

幸四郎

一、追込

懸り合

拾壹人之者

一、急度叱り

島屋

金五郎

右之通被仰付候事

右懸り合之者共之内、町内御所屋直兵衛・十四日町

灰屋用助兩人共内々他行致居候二付、病氣ニ有之由

と申取、御裁許全快之上と申事ニ相成候事

十一日 晴 夕方雨降

今日より相撲興行常称ニおい而相勤候事

諸品御役処出勤

昼後亀山継太郎同道而、長崎隣助様宿福岡屋善太郎方

へ唐物見物ニ参り候事

問屋座へ出勤いたし候処、年賦帖約メニ而儀八郎・五郎

右衛門・勘右衛門・徳三郎出勤致居候事

昼後用助上方より帰り候事

十二日 朝晴 昼後雨

為御留守見舞御奉行処御内玄関へ罷出、帖元処へも参

り、右御見舞等申候事、其席御裁許追込之者御免之書

出被渡候事

夕七ツ時分中屋敷へ出勤

継太郎・組頭与三平・勘右衛門・庄屋平助・町廻り儀

一郎、追込御免許ニ相成候者共、清六・妻てる・柳屋

幸四郎・其外懸之者十一人、高橋今朝松永へ参り候

由、善平使ニ参り候事

十三日 晴

於常称寺興行いたし居候相撲、一昨日^者夕方より雨降、甚見物少ク候上、昨日も雨天ニ^而休ニ相成候^而、勸進元損毛不少ニ付、何卒明日一日追願致呉候様、受方之者より願出候得共、何分此節御奉行様御留守中之儀故、表立願出候儀六ヶ敷候間、太助遣し帖元衆迄内々申出、一昨日之処雨天ニ^而相休候^与申事ニ^而御手元限御含置被下候様申遣候処、申分ニ^而聞届ニ相成候由、太助より申出候事

町内金沢屋庄平儀、三日以前死去致候

同人御紙目附被仰付有之候間、町内年寄より病死之由申候所、猶相渡有之候御印付挑灯并御紙藏御印鑑取寄差出候様帖元衆より沙汰有之候ニ付、病死届之儀ハ爰許より取計、挑灯・御印鑑^者町役所ニ^而取計せ候事

例年之通檀寺へ御斎供養いたし候事

客大人御仏参有之候事

妻一昨夜より不快ニ^而休居候事

十四日 晴

広島近江屋仙藏参居候ニ付、隠居へ釜懸、同人昼後より参り、夕方ニ帰り候事

十五日 晴

鳥屋重兵衛参り、近日之内上方へ参度、最四十日余ニ可相成、何卒手許限ニ^而相済せ呉候様申候へ共、何分日数長キ事故手許限ニ^者難相成候間、書附被差出候様申談候事

一、御年寄役

生田権介様

被仰付

右御書出シ月番ニ付此許へ参ル

肝煎太助より新地拝借銀一件奥書草稿相調差出候事

十六日 晴

昼後淳藏広島より申越候趣庄屋平助より内々しらせ参ル

一、郡廻り同格
尾道町奉行
佐々木久左衛門様

積年相勤候ニ付

福岡孟馬様

一、御加増三拾石
尾道町奉行御免

右昨日之御用ニ候事

当月九日御用有之分席ニ申參候事

十七日 終日雨降

高橋七郎右衛門祝用所ニ參ル、其席新地懸り役才右衛門江申付候儀相談有之候事、昼前高橋より善平ヲ以申越

候者、福岡様御留守中御見舞之品差出候儀渡部へ致相談

候処、同人被申候者、留守見舞二者及申間敷、夫より者御

加増之御飲之品差出候様被申候、依而松「一」拾五本・

酒三升年寄見習迄連名二而差出可申与存候由申来り候二

付、同道之趣返事いたし同方二而取計囉候事

昼後御加増御飲之為帖元処へ參り候事

松井へ媒酌之儀并愈廿日吉辰治定之挨拶ニ參候事

天満屋平右衛門被參、祝用酌人熨斗引等指南被致候事

一、大小姓頭

山田隼之助様

右淳藏より申參り候分

東灰屋此節広島迄逗留ニ付、此方よりも同様申參り

候、最佐々木様是迄三次郡御代官被成御勤、福岡様者跡

年寄其外石本佐兵衛・高橋与門太兩人共只今御勘定処

へ御用召ニ有之候由之文送り申參り候、最十五日出之

書状

十八日 終日雨降
昼後御書出し出ル

一、那廻り同格
尾道町奉行
被仰付

佐々木久左衛門

御加増頂戴
一、尾道町奉行
御免

福岡孟馬

川口屋源右衛門より書状参ル、并旧蔵之品兩三種鑑定
頼参候事

先日被頼置候証文使国蔵へ相渡差向候故、返事^者不致候
事

夕方筆役淳蔵広島より帰り申候、最途中より揚陸致候
二付、足痛之趣^而倅善平ヲ以左之通申越候事

一、尾道帖元
被仰付

三宅弥太郎
福岡善九郎

三宅氏^者勤中物書役之由

一、尾道帖元
被差免

石本佐兵衛
高橋与門太

十九日 折々雨

昼後より家大人御出ニ相成候事

夜五ツ過縁女荷物贈り参ル、使者文助、委細^者祝用帖ニ
アリ

但シ、結納贈候節、龜山主人使者へ挨拶有之候ニ
付、今夕之処も一応使者へ挨拶いたし可致と申評も
有之候処、天満屋差図^者、結納之使者と^者事柄大ニ
相違いたし候間、挨拶^者二及不申との事二付、使者へ対
面不致候事

廿日 夕方迄折々雨 夜二入晴

夜四ツ前縁女入込ニ相成献盃、九ツ前迄ニ相成、親類
盃八ツ前ニ相仕舞、夫より酒宴ニ相成、夜明候^而一統開
候事

土産物使者油屋茂助参ル

廿一日 晴

朝島屋重兵衛参り候ニ付、同人旅行申談候事、膝直シ
客来、店座敷男子□奥座鋪^而婦人客致し候、奥客九ツ
過開キ、表座敷之方^者八ツ時分開ケ候事

店二階ニ^而出入職人・中脊等大勢振舞候事

廿二日 晴

諸品役処御勘定相濟候ニ付、致出勤調印取計候事

御奉行福岡様御家内様朝夕御引取ニ相成候ニ付、役人一統御加増御歎并御暇乞御受ニ相成候ニ付、朝四ツ時出勤、最孟馬様^者其儘御城下ニ御出被成候ニ付、若旦那織人様御受ニ相成、休日御礼之通広間^二^而一緒ニ罷出候、最着服ハ上下^二有之候事

亀山^江歎^ひ挨拶ニ参り候事

昼後御奉行処へ致出勤、烏重旅行一件無余儀事^二^而差免候由申入、色々相歎キ候^而書附ハ例之通差出、最文中ニ乗船日限ハ認不申、近日之内便船次第と申事ニいたし御免許受候事ニいたし、最御免許御城下へ伺ニ相成候^而日数相懸候事故、表向^者病氣建り^二^而御免許無之内致乗船候事ニ歎取候事

運上奉行世羅作兵衛様明朝御城下へ御出ニ相成候ニ付、暇乞ニ参り候処、諸品役処出勤中ニ付、口上取次へ申置帰り候事

右ニ付、例年餞別之品差出候、当年^者先方便利ニ随砂

糖式斤入忝箱差出候、最是^者世羅御城下^二^而土産ニ被

致入用之品ニ有之候間、諸品懸り一統申合せ入用数

程差出候事、最調方^者笹屋□四郎引受取計候事

廿三日 晴

烏屋重兵衛へ旅行之儀跡免許ニ歎取候間、願書早々差出候様申談候処、早速相調同人直ニ持参被致候ニ付、奥書取計差出候事

昨日亀山へ参り候節、亀山主人今日爰許へ何角挨拶参り度旨被申候ニ付、其旨家大人へ御話申上候処、左様なれハ本家迄参り逢申度候間、其由同方へ申遣し置候様御沙汰有之ニ付、今朝申遣し候、昼後家大人御出被成候上、其趣又々亀山へ申遣し候処、早速参られ候事竹調還曆ニ付案内有之、夕方より参り夜四ツ過帰り候事

夕方より亀山兄弟東店ニ松井様・家大人も一緒詩会、少子帰後被帰候事

廿四日 晴

金屋へ疱瘡見舞ニ参り候事

竹調礼参候事

昨日太助より金運盜賊一条申出候事

昼後継太郎より手紙参り、同方江京都唐物屋一文字屋と

申者今朝より参り、見物ニ参り候様申参り候ニ付致見

物、両三品持帰り候、其席金運一件一寸相談いたし候

事

五ツ目祝儀とし而提重并三重手提重江餅入参り候事

亀山後室夜ニ入欲ニ参候

一応冷酒・鱒吸物而益いたし、其後今日同方より参り

候提重・肴四五種相添、吸物式つ三つ取合せ出シ、仕

舞ニ一汁二菜而膳出ス、取持旁松井老人・城真・城早

参り、嫁と琴杯合せ歌数四五ツ相調候而九ツ過開ケ候事

廿五日 晴

昼後亀山江五ツ目祝物挨拶ニ参り候事、主人者金光屋へ

被参候而留主中ニ候事

高須新開一件済寄、伝七亀山江挨拶ニ参り候由

廿四日夜

夜前広島大原屋才次御不審筋有之被召取候由承り候事

廿六日 雨

永井遠江当春御奉行所年始之節御社参之儀相叶候ニ

付、右欲心而明夕同役三人・三原町組頭・庄屋招度由

而自身案内ニ参り候事

七ツ目祝儀与し而岩井餅十二重・あん餅五拾八行器一荷

ニ入、松魚十本箱入・御樽一荷亀山氏江贈り候事

夕七ツ時於中屋敷而左之通被仰付、帖元福田善九郎・組

頭儀八郎・勘右衛門・庄屋平助出勤

一、追込

灰屋

要助

一、急度叱り

柳屋

直兵衛

右者小物屋清六一件先達而裁許之節兩人共内々他行いた

し居候ニ付、今日被仰付

一、急度叱り

岩佐屋後家

つね

石原屋

福善寺より旅行願差出候処、五月上旬迄ニ帰り候由申出候処、附書ニ而帰り日限治定いたし申出候様ニ而下り候事

右兩人共盜賊懸り合ニ付

右十日迄ニ書替させ昼後差出ス

倉田栄蔵様帖元三宅弥太郎同船ニ而昼後着被致候、住福

遠江へ夜前之礼ニ参り候事

屋半兵衛も一緒ニ帰り候事

渡部百平今夕乗船ニ而引取候ニ付、暇乞ニ参り候事

倉田氏^者高橋裏座敷へ逗留ニ相成候事

金運書附添削相調御下ケニ相成候ニ付、書調直ニ差出候事

廿七日 晴

倉田氏^江参り候事

廿九日 雨

龜山隠居へ被参候事

七郎右衛門隠居へ参り、献金一条断有之候事

昼後三宅^江見舞ニ参り、其砌金運盜賊一条押合いたし、

其後又々太助遣し為申談、約ル処書附差出候事

晦日 晴

委細^者年誌ニ記有之ニ付略

昼前龜山被参候処、折節隠居へ参り居候^而帰られ候由申

遠江^江参り、四ツ時分帰り候事

参候ニ付、早速同方^江参り候処、世羅氏急ニ昨日被帰候

廿八日 晴

^而同役^江談之趣、御改印札広島^二おい^而金子多分出金相成候ニ付、当処より買付ニ参り候様相聞へ候間、其儀差

島屋重兵衛旅行願御免許相成候事

留メ候様談有之候事

灰屋用助御咎御免ニ相成

家大人御出被成候事

夕方世羅氏^江挨拶ニ参り候事

家大人爰許より御帰り懸倉田氏^江見舞ニ御出被成候事

三日 晴 夜ニ入雨

御奉行処未夕御出無之二付、御屋敷之礼^者勝手ニ巡り懸

ニ相勤候事

但、衣服^者矢張上下ニ^而相勤候事

三月 小

朔日 晴

就吉辰龜山氏^江初出入致候事

夕方より家大人御出被成、初夜頃御帰被成候事

暮早々進物差贈、初夜頃龜山氏^江参り祝盃等無滞相濟、

八ツ前開キ候事

龜山親類小川契約・三木屋・向島天満屋・上住屋・小

物屋・媒酌俊卓老夫婦・春齋内室・爰元四人参り候事

二日 晴

龜山氏^江何彼挨拶^与し^而昼前恒次郎参り候事

昼後引出物贈り参り候事

龜山氏^江挨拶ニ参り候事

龜山繼太郎隠居へ挨拶ニ被参候事

四日 晴

家大人龜山氏^江御出被成候、最初^而御出之儀故、饗も可

有之処、却^而御迷惑ニ思召ニ付、堅御断ニ相成、真之冷

酒ニ^而御盃有之、跡^者新建席ニ^而薄茶出候事

津步^(部)田浜・富浜別府之儀、此内鱷屋好兵衛不居合ニ有

之候処、魚屋半平立入居合ニ至り候、右ニ付、以来極

り合之処、家大人直々御押有之候事

高橋与門太へ遣し候返事其儘ニ相成居候ニ付、龜山共

申值淳蔵草稿申談候事

相良様今夕当処御止宿

相良様今夕当処御止宿

五日 夕方少々雨

相良様今夕当駅御止宿

金光屋与三平病氣養生之為播州へ参度、明日乗船、来

月五日迄ニ罷歸り願書受町高橋へ差出候ニ付、同方より島重旅行之振合尋参り申候ニ付、有懸り様子返事いたし置候事

七日 晴

参り、津国屋・丸大居り合ニ致り候由返事嘉兵衛へ申置候由承ル

五日 雨

高橋与門太への返書草稿取組、善平致持参候ニ付、文意別存無之候間、亀山へ披見ニ入レ候様申付候事

松山黒田与三兵衛参り候ニ付、隠居四畳半へ釜懸招候、七郎右衛門兩人客組昼後より参り夕方被帰候事

昼後中屋敷へ寄合、両替職之者共不残呼出申付候者、旧

金光屋上坂昨日雨天ニ延引、今日乗船之由、矢のや清右衛門・高橋寿助同船、自得斎夫婦連ニ上坂、用助も今日乗船、皆々同シ船ニ有之候由

冬金相場式貫六百目ニ取引候様被仰出有之候得共、其後御触通不相用ひ、此節下方取引式貫七百目位致居候由、此節御城下ニおゐて右取引方之儀御嚴重ニ被仰付

八日 雨

釜日ニ早朝より隠居処へ参り居候夜ニ入歸り候事

有之候場合故、当処ニ於るも其心得ニ取引可致様申渡候事、此儀去ル晦日世羅氏より御談申趣ニ御城下

宇都宮先生昨日三原より被参、夜前教城へ逗留被致、昼前被参、今夕隠居処へ逗留被致候事

へ金子買附ニ参り候儀差留メ候様一応相談有之候処、其後倉田氏と内々右様取引之儀ニ約り御談有之候由承ル

町内百万遍執行致度候段、太助江申出、御奉行処相届させ候事

右出勤方同役三人、組頭之内与三平旅行、喜三差間ニ出勤無之、庄屋半助并両替頭取東富・東屋、以上出勤昼後より隠居へ参り、夜ニ入歸り候事、留守中へ金平

七郎右衛門より問屋座手代茂助不正一件荒々承り候事夕方勘右衛門参り、問屋座銀子借入之儀、松山ニ能口有之候話いたし候事

九日 雨

倉田栄蔵様隠居処招候事、御話相手長右衛門・大咲屋

貞二参り候事

昼後より被参初夜頃被帰候事

十日 雨

倉田様へ昨夜之挨拶へ参り候処、跡より亀山被参、七

郎右衛門も一緒二両替之儀先日申渡以來市中売買一条

無之、商所向差間ニ相成候段、少シ緩カニ御考被下候

様話合有之処、倉田様ニも無奈儀事故、以手心市中取

引出来候様相場合取組候^而も不苦、其内不都合之相場合

無之様、頭取より寄々申談候様被申候事

其席町廻り超過いたし候由内々相話置候事

殿様御慶駕兼^而当月十一日ニ有之候処、御延引被仰出候

事

大坂道具屋吉助より書状参ル

十一日 雨

栗原屋与右衛門持家富藤へ入質いたし居候処、此度間
屋座へ差入候二付、質券裏判願出候処、古証文自分印
形消印之上ニ^而差出候二付、受町より沙汰有之、与右衛
門より歎書差出、夫ニ^而裏判相調、与右衛門書類と一緒
二廻り候事

大坂道具屋吉助今朝着船之由ニ^而昼後隠居処へ参り候事

十二日 晴

朝より隠居へ参ル、吉助昼前より参り同人道具持出シ

薄茶致候事

持出シ道具

三拾五兩

備前玉柚形

緋襷水指

五拾兩

人形手茶碗片桐

式拾兩

壹貫五百目

石州公茶杓

南蛮砂張建水

五拾両

白呉洲酒会香合

昼後亀屋参り人形手黄伊羅保見せ候事

十三日 晴

家大人朝之間亀屋へ御出被成候事

吉助爰許へ参り候事

十四日 晴

お只初步行、夜二入候而直二出候而四ツ前迄二相濟候事、松井内室相頼同道いたし囉候事

十五日 雨

朝倉田氏江参り候事

慈観寺へ田楽二而昼飯二被招、爰許四人東灰屋長蔵参り候事

七十屋一涙慈観寺より帰り、吉助旅宿加口屋五兵衛方へ家大人与一緒ニ参り候事

津歩田(部)一条ニ付金平へ逢候事

渡辺百平夕方着船被致候事

改印札贖札平田屋長七方へ持参り候由、善平申参ル

十六日 終日雨

昼前より問屋座江集会、昼後開ケ候事

渡辺氏江参り候事、折節津国屋参り合候ニ付、津歩田(部)一条挨拶致置候事

札場詰辻権兵衛様近日被帰候ニ付、暇乞ニ被参候事

金屋保松疱瘡快気祝二而夕方より兄弟共被招参り候事

今日より浄土寺御即位ニ開帳有之候事

十七日 晴

金屋へ夜前之礼ニ参り候事

昼後道吉・得斎・保助参り釜懸、跡勘右衛門も参り候事

十八日 晴

朝道吉参り候得共、酒二入居候而得逢不申候事

夕七ツ頃、高橋ニ釜懸候ニ付参り候様案内有之参り候
処、伊予黒田勘右衛門跡より道吉も参り候而薄茶後一吸
三肴二酒出、夜五ツ過ニ帰り候事
御札場詰玖嶋登太夫被参候事

十九日 雨

家大人朝より御出二道吉呼遣し候処、折節同人旅宿へ
小川・西富参居候而暇取、昼前より参り色々道具鑑定い
たし、夜五ツ過帰り候事

月行司常次郎内用有之、播州へ参り度段組頭儀八郎ま
て願出候ニ付、儀八郎より書附差出シ申候ニ付、例之
通小書附ニ相認相届候事

廿日 晴

高橋へ一昨日之礼ニ参候事
札場詰玖嶋登太夫様へ見舞参り候事

廿一日 昼後より雨

諸品役処へ出勤、亀山も被出候ニ付・正月、二月共月

約メ其儘相成居候ニ付、正月分・亀山二月分調印いた
し候事

昼前より倉田氏へ参り、昼後隠居処へ参り候事

廿二日 晴 折々雨降

諸品役処月約メ御奉行処江致持参候事

問屋座へ出勤候事

京都住屋恒次郎と申道具屋予州より帰り懸二当処へ参
候、最亀屋逗留之由承り、夫故参り候事

廿三日

住恒道具亀屋伝二致一覽候、道吉呼寄評判承り候事

住恒事処持之慶羅保茶椀・有馬筆・香合致見物度旨
色々相頼候由、道吉より相話候ニ付、其旨致承知遣し
候ニ付、夕方道吉同道いたし参り見せ候事

廿四日 晴

道吉今夕住恒同伴二致乘船、岡山へ参り候ニ付、買物
代受取ニ参り候ニ付、納戸二相渡候事

家大人今日亀屋御出御帰りニ御立寄被成候ニ付、色々
釜懸候処、道吉も参り候ニ付、一寸酒出し初夜開候事

諸品役処出勤

昼後隠居処釜懸り福山吉野屋吉郎兵衛参り候事

廿五日 晴 夕方より雨

世羅様□参り候事

今朝高橋より話有之候間、一寸参り呉候様使参候、依而

夜ニ入おミね・おたへ兩人共浄土寺へ参詣為致候事、

昼後隠居へ参り懸立寄候処、問屋座借入金之儀并同処

亀山ニも後室参詣被致候事

人撰事話〔二冊〕 参候事

夕方より釜懸候ニ付、家大人御出、四ツ過御帰被成候
事

廿八日 雨

夜前浄土寺境内へ懸釜屋出シ居候、

廿六日 雨

帖元福田氏今朝広島より被帰候事

万年川市助・尾崎藤十与申兩人組合二而右茶店出候処、

御奉行佐々木様愈廿七日御乗船ニ相成候ニ付、遠見船

不図及口論ニ、市助儀床几之足二而右藤十ヲ打擲いたし

差出候由廻文参り候事

候ニ付、面上并左之手杯数ヶ処疵付申候、然ル処、藤

嶋屋徳三郎内用ニ付、暫時致旅行候由二而参り候事

庭ニ三四人計も参り市助ヲ散々打擲致申候、市助儀漸

新地冥加銀算用帖差出候事

本堂へ逃込候ニ付、世話人共取さ〔支〕へ候ニ付、喧嘩治り

世羅様夕方広島より御帰り被成候事

申候、兩人共村方之者故右之次第浄土寺より郡元へ申

廿七日 晴

出候処、早速住半参り見合候而、且同人申候者如何様兩
人共村方住居之者ニて候得共、町方御支配地之事故町
方よりも御人出ニ相成候上二而引取せ可申与申候ニ付、

浄土寺より海龍寺ヲ以町役処へ平助迄申出有之二付、
其趣庄屋より帖元衆迄御尋申候処、御屋敷者最上助右衛
門御差向ニ相成、且肝煎太助差添参り候而市助・藤十共
見分いたし候而引取申候而、今朝助右衛門より御奉行処
へ申出、太助よりも有懸同様御注進申上候由、太助よ
り申出候事

昼後問屋座手代藤助参り申候者、昨日大紺屋栄助より干
賀売上ケ出シ申候所、右干賀之儀浜上ケ之節届無之二
付、浜目附より其段押合候処、栄助手代共申出筋立不

申二付、栄助直々参り候様申付帰シ申候、其後筋立候
様申訊ニ参り候ハ、菟角も取計可申考ニ而夕方迄見合居
候処、何申出も無之二付、空敷御役所より引取申候、
然ル処、今朝金平御役所江出勤いたし候而申候者、今朝私

宅へ栄介手代参り侘言ケ間敷儀申候二付、私より返事
ニ及候者、其方儀爰許へ参り侘言いたし候而者筋合違ひ可
申哉、此儀者浜目附共預り候儀二候得者、渠等へ申出可

然筋二有之候、乍併此度之儀者最早私共より頭取中へも
申出、猶浜目附共より勘定役所出致居候間、今更内濟
杯之儀者決而不相成由申置参り候由、金平申候二付、早

速組合問屋呼出申付候者、大紺屋栄助干鯛之儀無届二而
売捌候段甚不埒之致方二付、其旨頭取中へも申出置候
間、御判断中有之候間、右干鯛買主より取戻シ一応浜
へ積立候様申付、右之趣ニ取計せ候様申出候事

廿九日 晴

昼後家大人御出被成候事

夜二入御帰り被成候事

昼後亀山被参候事

於問屋座栄助・三木屋・西富兩人ニ聞約メ申候、最呼

出シ懸候儀者町儀より取計候趣高橋より申参り候事

御奉行所佐々木様夕七ツ頃御着船ニ相成候事

四月 小

朔日 晴

朝倉田様へ御礼ニ参り候事

御奉行様昼時分薬師堂浜より御上り被成、薬師堂小路

御抜、本町通より御屋敷へ御入ニ相成候事

但、役人共袴羽織ニ而薬師堂浜辺迄御出迎、八軒蔵之

之候事

側へ并ひ候事

出勤方年寄同ク格組頭同ク格庄屋同

出勤方年寄より庄屋格迄出候事、町廻り森武源太、奏

者年寄より同ク格まで御奉行様名前御呼被成候事

御奉行様町留御通り被成候、役人共御出迎仕舞直ニ

浜側より御先へ抜候而御屋敷へ参り、帖元処ニ而待合

せ居候而御着之上帖元衆迄御恐れ申上引取候事

御家内御同船ニ而有之候、御奉行様者薬師堂より御上

り之儀、御船者御屋敷裏手着ケニ而裏門より御家内衆

者御上りニ相成候事

三日 晴

粒田割賦一条書類取交せ相済候事

今朝島屋重兵衛上方より罷下り候趣届出候事

倉田様今夕御乗船被成候ニ付、昼後御暇乞ニ参り候事

二日 晴

朝五ツ半頃御奉行様役人一統へ御目見へ被仰付候事

四日 晴

但、着服上下其餘御礼前等者年始御礼同様ニ有之候事

島屋重兵衛参り候事

御目見相済候而年寄三人御居間ニ而一緒ニ御逢有之

干浜二番へ遊山ニ参り、夜ニ入帰り候事

候、右三人相済、年寄同格小川作右衛門・見習継太

郎御逢之儀、諸品役所頭取繁右衛門・半次郎御逢有

五日 昼後より少々雨降

明日御奉行様町方御見分二付、門口構へ并自身引者之儀同役三人之処之一列ニ取計度由ニ而、七郎右衛門より亀山へ相談ニ及び、門口之処之手桶ニ出シ立砂ナシ

尚引物之儀者此内亀山ニ而自身熨斗被引候事も有之候得共、先年小笠原様之節熨斗持出候而未夕引不申前二直々御挨拶有之候而甚不都合之事も有之候間、其後者熨斗ハ飴付いたし菓子持出候ニ付、其儀ニ致治定候由、肝煎清兵衛、高橋より使ニ参り候ニ付、同意之趣申答候事
昼後問屋座へ致出勤候事

六日 雨
御奉行様御見分御延引ニ相成候事
諸品御役処出勤之事

七日 晴
朝五ツ半頃御屋敷御出ニ而本町通りより中之段荒神社御参詣被成、直ニ爰元へ御入ニ相成、夫より良社へ御参、長江へ御出抜ニ而久保町御通り御国境へ御出被成御歸り、中屋敷ニ而御昼飯被下候上、同役三人御取持ニ罷

出付廻り組頭富勘も罷出候、夫より裏客屋裏門之内ニ而御送申上候事、困ひ処より芝居小屋御見分ニ而浜側御見分相済、問屋座へ御入ニ相成候事

私宅御入之節者上下ニ而御受申上、御受御礼も其儘ニ而罷出候事
中屋敷出勤之節者袴羽織之事
問屋座出勤袴羽織、御目通り之時無刀ニ而罷出候事
其外御出迎場処席造等同処ニ極有之候間略之
御見分之節御付廻り人数帖元渡部百平・三宅弥太郎、

組頭者輪番ニ而相勤候事
其外庄屋平助下役等出勤いたし候事
御見分夕七ツ時分御仕舞ニ相成候事
夕方家大人御出被成候事

八日 雨
昼前御屋敷へ御挨拶ニ罷出、御奉行様直々御逢有之候事
島徳へ祝用歎ひニ参り候事
御奉行様明日寺院御見分之廻文参り候事
例之通釜日いたし候事

九日 晴

御奉行様寺院御見分浄土寺御昼処相成候ニ付、同役
人同寺へ御取持ニ罷出候事

但、門内迄御迎申候事

浜転得方ニ^而東灰屋鬪茶之会被相催候ニ付、浄土寺相仕
舞同方へ参り、夜二入帰り候事

十日 晴

諸品役処出勤之事

東屋半次郎問屋座銀預り藤助・金平講之一条内談承り
候事

新地栗原屋理兵衛方へ竹半抱芸子小徳と申女隠し居候

ニ附、置屋之者より申出候儀太助より申出候事

灰屋治兵衛伴儀助出奔之儀申出候事

今治別宮喜兵衛老母死去之由、金屋より知せ参り候
事、金屋老人伯母ニ当り候よし

昼後金屋へ悔ニ参り候事

始太郎今朝今治へ被参候事

金屋直右衛門へ粒田一条挨拶ニ参り候事

島重へ参り候事

灰屋甚助方取質之儀、向島金兵衛^与先去ル六日右質受戻
ニ参り無礼之儀申懸、其後日々参り悩敷申立候儀全ク

ゾリ同様之事相聞申候、右一条御屋敷御聞込違^ニ而爰元

へ参り無法いたし候様二思召、肝煎太介御沙汰有之、
太助より申参り候ニ付、納戸之処聞約メ候処、成程一

昨日金兵衛参り候儀ハ有之候得決^{其脱之}而口論ケ間敷儀^ニ而者

一円無之ニ付、有廷懸り太助へ申聞置、其趣御返事申

上候様申付候事

栗原屋五郎右衛門兄備中倉鋪大島屋次郎右衛門病氣ニ
付、来十二日出立いたし、同方参り度、最廿五日迄^ニ者

罷帰り候様書付差出候事

十一日 晴

嘉兵衛三原へ参り、夜四ツ過帰り候事

明朝四ツ時諸品御役処懸り役不殘罷出候様帖元衆より

書状参り候事

西郷寺ニおゐ^而暫女住寿歌さらへ仕度、願之通御聞届相

成候事

藤助・金平世話懸之講会今夕相催候由ニ候事

十二日 晴

四ツ時諸品懸り一統御奉行処罷出候処、例之通御褒美

被下置候事

為替方(改役)已下者諸品役処ニ而主役より申談候事

但、御徒士衆立会無之候事

問屋座手代人撰今日御聞届ニ相成候ニ付、七郎右衛門

と兩人ニ而御場処ニおる而申渡候事

一、浜目附本役

浜目附かり
幸七

一、手代本役

下手代
喜兵衛

一、下手代

小廻り
茂兵衛

一、小廻りかり

島屋
丈七

×

一、手代差免

問屋座手代
茂助

右之通申渡置、月番頭取より立会無之、懸り役へ紙面

ニ而通達いたし候事

一、新地用懸り

筆役

才右衛門

×

一、御魚
御用聞

樋口屋

藤次郎

右被仰付方御奉行様直ニ御申付有之候、本人出方之儀者

敷居之外ニ而無刀ニ而御受申上候事ニ相成候事

一、綿座藏方
被仰付

綿座勘定役見習

元五郎

帖元処にて被仰付候事

例之通野瀬・世羅へ廻勤いたし候事

夕方家大人御出被成候事

十三日 晴

広島へ書状出ス

新地置屋七軒より御拝借之礼心ニ而組重参ル

鎌田屋平三願主ニ而於正授院今日より三日之間浄事被致候事

松平肥前守様御昼休ニ相成、同藩千住大之助隠居処へ被訪候事

十四日 晴

亀屋隠居処参ル、八つ過より夜ニ入開候事

十八日 晴

住屋儀右衛門能美鳥へ参り度、明十九日乗船来ル晦日

昼後天満屋新次郎、三木屋へ参り居候ニ付、跡より参り候事

迄逗留之願書差出候事
夕方御聞届ニ相成候事

灰屋伝右衛門、昨日死去いたし候ニ付、悔ニ参申候事

十五日 晴

京都七条道場之僧何某罷越候間、来ル七日迄逗留仕ら

十九日 晴

昼後灰伝葬式へ立会候事

せ度願書并金光寺より之御添翰状箱壱ツ常称寺より被差出候ニ付、願書ハ例之通奥書取計、御添翰与一緒ニ御奉行処差出させ候事

西富より問屋座友助格合進ミ候儀話有之候事

廿日 晴

十六日 雨

自得齋上方より帰り候由承り候事

自得齋参り候事

お只亀山へ参り候事

諸品役処出勤之事

問屋座出勤之事

十七日 雨

松山亀屋与三兵衛今夕乗船いたし被帰候ニ付、暇乞ニ参り候処、出違ニ付、手代へ申置帰り候事

廿一日 晴

東灰屋三原天野屋藤兵衛へ^{庄野一件}内用有之、昨日内方へ被参、昼頃被帰候事

仙台藩士小野寺謙次^与申人宮原より添書有之、所藏之書画見度由申参り候二付、昼後家大人も御出被成、右之仁申遣候処、折節越後長岡之人中沢行藏^与申者^与一緒旅宿いたし居候二付、兩人同道二^而参り、数幅展観いたし候、其内土博郭完^者兩人縮図致度よし二^而明日も参り候由二^而夕方帰り候事
今夕より明日仏事

廿二日 晴 夜二入雨

昼迄二仏事無滞相仕舞候事
昼後より昨日之遊歴人参り、夜二更頃帰り候事
東灰屋広島行之事、先方差間急ニ申参り候二付、願下ケ呉候様被申候二付、夕方致出勤候処、帖元中三人共最上方へ被招留守故帰り候事

廿三日 晴

昼後致出勤、東灰屋之儀申入候処、左様之儀二候ハ、一寸書附差出候様談有之候、其席海徳寺後住願之儀申入候事、今夕福田善九郎乗船二付、問屋座御勘定係より早メニ取計候様談有之候間、八ツ頃御案内申上候処、御徒士目附世羅氏帖元中三人共被参候、夕方迄ニ相済被引取候、跡座も初夜頃開キ候事

廿四日 晴

町庄屋平助頼母子講会常福院ニ^而取行、夕方より寄合四ツ前ニ開ケ候事

廿五日 晴

問屋座手代利兵衛、今日より出勤、友助儀手代同格浜目附彦兵衛次席被仰付候事

廿六日 雨

諸品役処出勤
福善寺院主、夜前罷帰り候出届ケ有之候事

豊後日田御代官池田岩之丞様、昨日神辺御泊、今日今津昼休、当処御泊ニ相成候事

廿九日 晴
龜山氏江齋ニ参り候事

東灰屋旅行延引之儀、其後何之御沙汰も無之二付、諸品役二而三宅氏へ相尋候処、此儀者別段御書出者御下ケニ相成不申、先日之願書御受込二而相濟候様被申候事

五月 大

廿七日 雨

朔日 晴

智光信士年回者取越候得共、正当ニ付家大人御書被成候事

御礼出勤
但、葛袴单羽織

新地笠屋清助伴先達而より困留ニ相成居候処、御約相成候而願下ケ取計候様内々下役共御沙汰有之候由、善平申参候ニ付、願書取組候様申付候事

鳥屋重兵衛、御奉行所御着之節同人留守中二而今日初而御目見ニ付、袴着用いたし候事
笠屋清助伴願下ケ願書差出候事
夜四ツ頃川口屋被致乗船候事

廿八日 晴

住屋儀右衛門旅行、来十日迄追願御免許ニ相成候事

今日より龜山仏事夕方家大人も御仏参被成、其外皆々仏参、お只儀者其儘逗留致候事

二日 晴 夜ニ入雨

四ツ過川口屋源右衛門被参候事
爰元へ逗留被致候事

大紺屋貞兵衛手代御約速キ合ニより、都合廿七人御呼出ニ相成候、其内三人町内ニ有之候事

三日 雨

妙宣寺後住願御聞届

西国寺後住御聞届ニ相成候事

但、同寺之儀^者御直支配ニ^者有之候得共、右住職願之儀ハ爰元より申達候事、矢張肝煎遣し申候事

四日 雨

笠屋清助伴伊助儀願下ケ御聞濟ニ於中屋敷夕方例之通

取計候事

五日 朝雨天 昼後晴

御礼致出勤候事、御礼後御逢有之候事

新地宮屋新五郎後家琴儀、兵助一条ニ付先日御呼出ニ

相成候処、病氣ニ付其趣申出候処、全快次第罷出候様

被仰付候ニ付、相慎居候処、森武源太・宮新矢張常体

ニ懸行燈出居候ヲ見受、同人申候^者、宮新事御呼出ニ

相成居候ヲ不顧、常体商事致居候儀心得違之由内々柳

亭おるいへ沙汰致候ニ付、其夜より行燈引居候、右ニ

付、大善・大平両人才右衛門方へ参り、右行成相嘶、

何分一件相濟候儀何迄と申事も難計候ニ、家内多勢相

抱商事相休居候^{而者}難洪陥り可申候間、商事之儀ハ御免

被下候様歎出候ニ付、其趣才右衛門申出ニ付、七郎右

衛門とも申値、御伺申上候処、帖元三宅氏被申候^者、其

儀^者決^而不^而苦、最商事柄ニ^者有之候得共、商事ニおい^而替

り^者無之候間、致客候儀不苦、最本人ハ吃度相慎居可申

由差図有之候事

朝雨天ニ有

神輿行幸無故障相濟候事

金光屋与三平、夜前致帰宅候事

六日 晴

問屋座出勤

於東灰屋裏ニ葛原琴之催し有之、家大人初メ爰元皆々

松井等夕方より参り、夜中頃帰り候事

七日 雨

明夕御奉行処へ同役三人御用談と相唱、御酒被下候ニ

付、今日御前礼ニ帖元所迄参り候事

住屋儀右衛門夜前致帰宅候事

八日 晴

金光屋へ上方より帰り候歎ニ参り候事

例之通釜日いたし候事

同役三人相揃ひ御奉行処へ夕方七ツ時分より参り処、(候脱カ)

大奥ニ而御酒出彭城魯道取持ニ参り、夜四ツ過帰り候事

九日 晴

公儀御勘定役御普請役長崎より陸路御登、当処今日御

昼休ニ相成候事

住屋儀右衛門被参候事

昼後三人一緒ニ夜前之御礼ニ参り候事

其節台山寺志願書附御下ケニ相成候

最同寺此節無住ニ付、其間者手元へ預り置候様渡部より

沙汰有之候事

十一日 雨

諸品御役処致出勤候事

此節播州より芝居船懸りいたし候ニ付、晴天十五日致

興行度段願出候事

十二日 雨

中津様夜前三原御泊ニ而今日当処御昼休ニ而朝五ツ半

頃御着ニ相成候処、中津原川出水ニ而川留ニ相成候ニ

付、急当駅御止宿ニ相成候事

常次郎今夕乗船之積ニ有之候処、雨天ニ付、明朝ニ相

成候事

十三日 雨 昼後晴

恒次郎今朝(乗船脱カ)いたし候事

中津様御立座ニ相成候事

十日 晴 夜ニ入雨 入梅

諸品御役処へ出勤いたし候処、早引ニ而間ニ合不申候事

十四日 晴

今夕より芝居興行之事

昼後御奉行処へ出勤、諸品月約メ持参、其夜灰屋治兵衛俵儀助出奔之一条相話候処、右懸り書附ニいたし差出候様渡部氏より談有之候事

宮尾一条二付、白石屋清四郎・黒瀬庄屋礼三郎・東屋文三参り向店へ逗留之事

十五日 晴

御礼出勤跡ニ御居間ニ御逢有之候事

昼後御奉行処、諸品役処始御見分ニ相成候事

但シ、袴羽織ニ出勤、仕構等諸事正月出初之通御目通之節帯剣ニ罷出、拔候御挨拶候時申上候、帰り懸又帯剣いたし候事

武富熊吉御改印札融通方申出之書類渡部氏より御礼後三人被相渡候二付、扣処ニ打寄、一応見合候処、何分多端ニ紛敷二付、其由申出、亀山被持帰候事

十六日 晴

鳥屋好兵衛御用召二付、出勤立会候事

当分

町庄屋格
穀物組合頭

鳥屋

好兵衛

右帖元処ニ被仰付候出方之儀、無刀ニ次之間敷居際へ出候奉書頂戴、直ニ玄関へ引候其儘無刀ニ矢張敷座際ニ御受、御礼申上候事

但、此度者真之当分ニいつれ今一度改御奉行処御直被仰渡有之候由、此度帖元処限之由、廻勤之節も御徒士衆罷出不申様差図有之候事

問屋座出勤

木綿屋久次郎昼後参ル

常称寺方丈被参候事

十七日 晴

御番頭石井大膳様・同勇之助様御止宿二付、御宿見舞ニ罷出候事

昼後より問屋座集談、夕方帰り候事

十八日 晴

諸品詰田永源左衛門様今曉御着船ニ相成、野瀬信助様
 昼後御引取ニ相成候ニ付、暇乞ニ参り候事

長州様御止宿ニ付、芝居休候事

長州様前宿矢掛、当駅御止宿、夕七ツ半頃御着相成候事

十九日 晴

長州様朝六ツ半御立座ニ相成候事

廿日 朝雨 昼後晴

立花左近将監様・鍋島紀伊守様御通行之事

夜前帖元衆より書状到来、今朝四ツ時間屋座懸り役不

残、問屋方不残罷出候様申参り候得とも、立花様御送

迎ニ致出勤候ニ付、御用之儀者高橋へ頼遣し候事

問屋座御褒美銀被下候、高橋相勤御奉書参り候事

廿一日 雨天

昨日御褒美之御礼ニ致出勤候事

昼後常称寺へ参り、医師逗留之儀申談候事

芝居出勤、組頭儀右衛門・喜三・笠岡屋常右衛門参り

候事

廿二日 雨天

隠居へ釜懸り昼後より参り、備前かきや長三郎与申道具
 屋参り候事

明後廿四日高倉社祭礼ニ付、常称寺ニ於而舞さらへ仕
 度願出候事

大紺屋武八郎書附亀山より廻り候事

廿三日 晴

毛利淡路守様御通行ニ相成候事

昼後高橋ニお而寄会之筈ニ候処、延引ニ相成候事

舞さらへ御免ニ相成候事

西国寺御受御礼明後廿五日罷出候様御不沙汰有之、
(ママ)

町儀より其趣西国寺へ申達候事

同寺へ御奉行様御招請之儀、廿八日ニ致度由申出候

処、御差問有之、廿七日致候様被仰出候ニ付、両様共

太助ヲ以申遣し候事

廿四日 晴

田永氏へ参り候事

武富条二付、高橋宅へ同役三人寄会候事

灰屋長右衛門備前親類へ罷越申度二付、廿六日乗船、

来六月廿日過罷帰申度願書差出候事

明廿五日朝四ツ時御用召書状到来候事

廿五日 晴

四ツ時三人同道ニ而罷出候処、帖元処ニ而渡部・三宅両

人より左之通申渡有之候事

一、久保町支配申付
町年寄上席頭取
亀山元助

一、十四日町支配申付
町年寄上席格
高橋七郎右衛門

一、土堂町支配申付
町年寄
橋本吉兵衛

右申渡相済候上、御奉行所居間ニお而御逢有之候事

肝煎三人も同様転町ニ相成候事

御奉行所芝居御見分ニ相成候事

右ニ付夕方帖元中より三人宛ニ而今夕芝居御見分被為有

候間、夜ニ入次第早々相初サセ候様懸り之者へ申付候

様との文意ニ而書面参り候得共、返事者遣し不申候事

但、是儀是迄通り不及候事

多分新規之儀と被存候事

今日転町ニ付而者廻勤等一切不致、最世羅・田永両処へ者

銘々勝手ニ承り候事

但、差出物ニも及不申候事

廿六日 晴

昨日之吹聴ニ三人同道ニ而出勤いたし候処、御逢有之候事
小川作右衛門播州へ参り度願ニ而上方迄参り候ニ付、昼
後暇迄ニ参り候処、最早長右衛門様同様今朝乗船いた

し候事
西国寺へ御目見并後住成歎ひニ参り候事

廿七日 晴

諸品御役所出勤

問屋座出勤

昼後御奉行処より只今致出勤候様申参り候二付、早速致出勤候処、渡部氏より大紺屋武八郎・丸大・角大差纏之儀二付、御城下去ル御方角武八郎より頼入候二付、同人より差出候書類相廻り候間、御示談申候、同役被申値一応御聞約有之候様被申候^而右書類被相渡候事右之叙ニ新地引受之儀相尋候処、此儀素より其儘^二而用意銀支配可仕、是迄之通故別ニ被仰出無之候由被申候事

八ツ半頃より西国寺へ御出被成候最道殿台山寺へ御参詣天満宮御開帳有之、夫故西国寺へ御出、広間^二而一汁六菜之膳部出候、夫より宝物御覧相濟、諸堂御覧、菓師如来開帳等有之候、夫より院寮^二而酒出候^而初夜時分御帰ニ相成候事

御奉行処御徒士衆世羅作兵衛様・田永源左衛門様・帖元渡部・三宅・同役三人

廿八日 晴

三人致同道昼前御礼ニ出候処、御逢有之候、昨日之御

挨拶^(序之)も席ニ申上候事

嘉兵衛儀、保命酒屋銀談之儀ニ付軈津へ参ル、広東屋文三も外用有之同船^二而参り候事

廿九日 雨

昼後浜転得方へ参、夜ニ入帰り候事

晦日 晴

諸品御場処致出勤候事

亀山被参転町一件世羅・田永より渡部氏へ申談有之、至極都合宜、昨日昼後も渡部氏より呼ニ参り候事、同所より帰り^(テカ)直ニ田永へ参り候事、今朝又候渡部より呼参り候儀嘶有之候事

昼後亀山より嘶之趣家大人へ御話申上候処、何分亀山へ直々相談致度候間、今夜本家帰り候間、亀山被参候様取計可申御申ニ付手紙遣し候処、早速被参右一件色々と御談有之、四ツ過被帰候事

御奥芝居御出被成候事

六月 小

朔日 晴

例之通御礼御出勤前世羅氏へ参り、右一件段々心配有之候段厚礼謝いたし候事

御奉行処御礼出勤御礼相済候上、帖元処而申談有之候者、先日町内組代之儀申談置候処、御奉行処御考之儀も有之候間、先通り元々へ御差戻相成候由演舌有之、此度御奉書者無之、町触御書出ヲ以被仰渡有之候、其跡而鍛冶屋町懸り役私へ被仰付、龜山者加談被仰付有之候事、其後御奉行所御逢被為有候事
田永氏へ何彼挨拶ニ参り候事
御礼場へ今日礼ニ参り候事

世羅氏へ参り候処、昼休被致居候ニ付、其儘帰り候事

二日 晴 朝雨

龜山へ被参、鍛冶屋町之儀承り候事

御屋鋪へ昨日之御吹聴ニ罷出候事

鍛冶屋町懸り被仰付候段、太助ヲ以木綿屋庄兵衛知ら

せ候、并清兵衛より鍛冶屋頭取へ申付候事

三日 晴 昼後少々雨降

龜山へ参り御徒士衆へ謝物之儀并二家大人思召之儀相談いたし候処、龜山も同道而同方より田永へ申込試可申と被申候事

木綿屋禎次郎挨拶ニ参り、鍛冶職趣法之儀委細承り候事

芝居三日之間日延之儀願出、此内御免許ニ相成居候処、役者病氣由之脱ニ而日延願下ケ之儀書附ヲ以申出候事
例之通祇園寄合出勤、高橋七郎右衛門・龜山繼太郎・富吉屋勘右衛門・庄屋平助・月行司三人、其席良八万講之儀申談候事

四日 晴

昼後大紺屋武八郎願出一条、中屋敷二脱於而聞約メ、高橋・与三平、勘右衛門、庄屋平助出席、初メ武八郎聞約メ、其次栄助、其次貞兵衛、又候武八郎呼出聞約メ候処、暮ニ及候ニ付、夫迄而相成開キ候事

五日 晴 夕方雨

諸品役処ニ昼後出勤

帖元福田善九郎昼後着いたし候事

十日 晴 昼後多雨

善勝寺より天神祭願書并末寺地藏堂普請願書差出候事

福善寺塀際先日之雨ニ潰崩候ニ付、石垣少々取繕申

度、最真之劣之事ニ候へハ手許際会置呉候様申出候ニ

付、一応太助ニ参り見合可申様申付置候事

六日 雨 昼後晴 前夜七ツ頃より昼後迄雷鳴
福田へ挨拶ニ参り候事

朝飯後中屋敷ニ大紺屋一条集談有之出勤、亀山・高

亀山へ参り候事

橋・与三平・勘右衛門、昼頃帰候事

昼後七ツ前恒次郎道後より無事ニ着岸いたし候事

七日 朝曇 昼前より快晴

祇園祭礼早朝より出勤、黄昏御旅処御鎮座ニ相成引取

十一日 晴

候事

灰屋儀助出奔願早々差出候様太助へ申談候事

夜ニ入家大人様御出被遊候事

夜四ツ過少々地震

八日 晴曇 夕方雨

十二日 晴

無事

諸品御役処出勤

問屋座出勤

九日 晴曇 夕方雨

福善寺より使僧ヲ以申出候者、石仲使之一条申参り候事

家大人様水気ニ昨夜より御平臥被遊候事

昼後田永源左衛門様隠居所へ被参候事

大山寺無住ニ付、善勝寺より寺役兼帶致度旨本寺西国寺より此内願出有之候分、西国寺より之願計ニ^而相濟候儀心得居候処、善勝寺より突合願差出候様十四日町肝煎へ御沙汰有之、最台山寺ハ久保町受故願書兩名ニ^而差出候事
右早々御聞届ニ相成候事

十三日 雨

龜山・角大・丸大三軒中屋敷へ御呼出シ、七郎右衛門差間候ニ付、出勤□時之割ニ候処、暇取夜ニ入候事、龜山中野庄新聞一条、栄助問屋座へ無届船荷浜揚一条、貞兵衛^与昨冬大炊御門より御懸合ニ相成候能州滞銀一条、御裁許有之候事

但、龜山出方^与袴計羽織なしニ^而次之間敷居際へ被出候、帖元福田上之間敷居際へ進ミ直々御書出被相渡候事

帶劍之儀相約候処、是ハ御家人ニ^而も御裁許之節^者無刀ニ^而出候様被申候ニ付、龜山之処無刀ニ^而被出候事

十四日 雨 昼後より雨
雨天ニ付、祭礼日送ニ相成候事

十五日 晴

祭礼へ早朝より出勤、夕七ツ半頃常称寺へ無滞御鎮座ニ相成候事
曲独楽今日より相初候事

十六日 晴

問屋座集談之筈ニ候処、儀八郎昨日より不快ニ^而得出勤不致趣ニ付、集会延引ニ相成候事

十七日 晴

隠居へ釜懸り今朝より参り候事

十八日 晴

昼前より問屋座集会、八ツ時分帰り候事
曲独楽へ見物ニ参ル、夜ニ入帰り候事

十九日 晴 土用入

福善寺損所太助致見分様子承ル

千光寺鐘樓修覆所并新地屋立御見分ニ相成候事

長右衛門大坂より書状差越候事

道吉へ手紙出ス

天神祭御免ニ相成候事

廿日 晴

家内独楽見物ニ参り候事

廿一日 晴

長右衛門旅行追願差出候事

暑中御見舞御受御延引ニ相成候事

廿二日 晴

暑氣見舞御受ニ相成候事

御三ノ丸稻荷社御札壹枚御下ニ相成、為御受^礼月番年寄

上分ニ^而帖元^処迄御受申上候事

龜山月番ニ付継太郎相勤候事

右御礼市中之中央ニ有之候間、胡小路胡社へ相納候事

如竹持出シ道具ニ^而隠居へ金懸候事

昼後浜転得方へ参候事

廿三日 晴

長右衛門追願御免ニ相成候事

曲独楽日延追願晴天七日之間御聞届ニ相成候事

天満宮御神輿御旅^処へ御鎮座ニ相成候事、天神社ニお

い^而筆紙墨花圖^与唱入札致候由聞込候ニ付、其趣始太郎

へ相尋、同人より申候^者、全花圖相違無之、御札等も蘭

杯用ひ候儀ニ^者無之、浄土寺花圖同様御幣ニ^而出札いた

し候、猶当圖渡方之儀も先方好ニ応筆紙墨相渡候由ニ

世話人共より申出候、此儀^者内々帖元中へ^者此内申談候

処、渡部被申候^者聞届候儀^者不容易事ニ付、難出来候得

共含ミ置、横目ニ見候事^者随分如何様共相成、乍併成

丈質素ニ取計候様被申候由ニ付、爰元より別段申出不

致、其儘差置候事

廿四日 晴

浜転得方へ昼後より参り候事

廿五日 晴

御奉行処へ組重同役三人より差出候、今日取計候事

例祭御神輿行幸

廿九日 晴

亀山墓参

廿六日

七月 大

廿七日 早朝昼後迄大雨大雷

朔日 晴

御礼出勤、御奉行所御逢有之候事

昼後川口屋源右衛門被参候事、同人亀山氏^江逗留被致候事

二日 晴

大紺屋栄助より 書附 差出候 善平持参預り置候事

廿八日 晴

早朝川口屋被帰候事

三日 晴

昼後御奉行所へ当日御礼ニ出席御逢有之候事、其御福

角大書附善平戻ス

善寺破損処絵図致持参申出之趣話入、書附ナシニ^而為相濟被具候様申談候処、其分ニ相成候事

風邪ニ^而平臥

問屋座出勤

四日 晴

亀山公夜仏果

武八郎追願書大紺屋貞兵衛より差出候書附善平持参預

住吉社祭礼

り置候事

綿実一条追願書同役三人より小書附相添差出候、才右衛門持参見合直々同人へ戻し候事

五日 晴

高橋より筆役淳蔵ヲ以献金一条書附、渡部交代迄二相調差出候様沙汰有之候ニ付、承知之趣申答、書附^者同人へ調具候様相頼置候事

武八郎追願書丸大書附善平二取ニ参り、同人へ戻し候事夜二入油屋武兵衛後家参り、昨年直訴一条永々相慎居候処、何之御沙汰も無之、最早手元必至^与相成候間、無抛御願ニ罷出候間、直々逢呉候様、自然御取用ニ相成不申候得ハ、御奉行所スグニ罷出候心得之由候ニ付、嘉兵衛より風邪ニ^而相休ミ居候間、得逢不申、最今夕御出之趣^者申入候様申答候ニ付、御病中^与アレハ致方も無之、今夕^者罷帰り可申、いつれ又々参り可申間左様申上置呉候様申候^而帰り候事

六日 晴

油武後家一条捨置候^而も又々参り可申、夫より^者肝煎遣

し趣意相聞、猶書類取次^二^而者他見ヲ憚候様申候ニ付、左スレハ封書^二^而受取帰り候様致候^而者如何可有之哉龜山へ相談ニ及候処、同意之趣ニ付、其分ニ取計、太助遣し候処、書類兩通受取帰り候ニ付、又候龜山へ書類相廻し、帖元中迄内見ニ入候^而者如何可有之哉相談ニ及候処、且又同意之返事有之候、高橋へも兩度遣し候処、始終留守候ニ付、明日^二^而も参り、右之成行相話候様申付、書類太助へ預ヶ置候事

七日 晴

七夕御礼病氣ニ付出勤不致候事
 家大人御出被成候事
 世羅氏安産有之候ニ付、祝物遣し可申、両家一緒ニ差出候^而者如何有之候哉、龜山より相談有之候ニ付、同^(方)一^方緒ニ相頼候事

八日 晴

昨年懸合ニ参り候京都沢御殿より弥作宛^二^而書状参り、右一件連合より御堂御殿へ御引受ニ相成候間、以来^者同

方より御懸合可有之候間、其旨相心得候様、相手泉屋健藏へ申渡置候様之書面、弥作持参如何取計可申哉健藏及シ才覚相尋候二付、相尋候二付、一応御奉行所へ御内談入可申、猶健藏申聞候儀も御伺可申上候得共、手前考二而者書面之趣一応健藏へ申聞候儀二可有之存候、猶御伺申上候様申付候事

九日 晴

油屋武平後家書附太助より今朝帖元中迄差出候処、内見致置候様可申候而預り相成候事

先達而新開懸り役迄願出候子供屋之者共寄場新建処今日御見分ニ相成候様、太助より申出候二付、太助へ相尋候者、右一条者未夕町儀へ□書附も差出不申、最同処懸り役へ者願出候趣二而七郎右衛門より書附披見候二付得共、町儀へ者表立願出も無之場所御見分ニ相成候ハ、如何之次第候哉相尋候処、同人申答候二者私も其儀者一円承り不申、先刻平作より右場処御見分ニ相成候趣被仰出候由□通候二付、折角組頭中出方之儀等御尋申上度心得候由申候二付、然ハ只今之趣高橋へ参り承り参可

申、猶組頭中出方之儀も同方ニ而相尋可然手元ニ而差図可致筋ニ無之趣申聞、高橋へ遣し候処、同方申答二も私も誤合者承知不致、今朝御見分ニ相成候趣屋敷より通し有之二付、左様心得居候と而返事候事、跡二而出方承り候処、帖元渡部氏・福田氏・高橋・西富・上住屋并同処懸り下役兩人

十日 晴

帖元三宅氏今朝着船、渡部氏明朝被引取候由、且又田安様御逝去二付、普三日請脱之・鳴物七日之間御停止

御簾中様御逝去二付鳴物御停止
兩通共昨日之日付二而一緒廻ル
問屋中より願出候湊掘浚願書與書相調印寸志銀書附皆々奥書調印

十一日 晴

隱居へ参ル
渡部氏夜二入出立、三原泊之□ニ相成候由

十二日 晴

御屋敷出勤懸ケ亀山へ参ル、田永様より伝言之趣、家大人之儀御奉行所へ御同人より御話ニ相成候処、至_而受心宜様被存候由話有之候事

屋敷出勤、益中躍之儀、自然御穩便御免無之候節如何取計可申哉、内談及_{三宅氏江}候処、同役申値之上治定いたし候ハ、願書ニ_而申達候様被申候事、善勝講四ツ辻地藏堂願書致持参訳合相話候処、三宅至極尤被存候由、猶旧記相しらへ置可申様被申候事

新開寄場御見分之儀、町儀へ_者願書未夕差出不申候ニ何等之思召ニ_而御見分ニ相成候哉、其段町儀筋合、其日高橋へ太助遣し候運ひ合候等委細漸入候処、三宅氏之_而至極尤之事ニ被存候由ニ_而、猶私未夕不参候以前之事故、如何之連合ニ哉一円不存候間、同役之_而承り之上御返事可申との儀ニ_{有之カ}候事

夕方問屋出勤候処、勘右衛門ニ出逢、同人より申候_者、大紺屋貞兵衛講当御場処へ引受候儀御免許ニ相成、右ニ付貞兵衛へ証文案紙相渡申候間、貴家へ差入居候証文見合申度候間、借具候様話有之候事

十三日 晴

例年之通墓参

太助より申出候_者、町内叶小路匠屋貞助_与申者、同人妻親元荒神堂小路福地屋何兵衛_与死去致、母親老人ニ候間、右貞助夫婦福地屋何兵衛方へ参り居候_而跡自身居宅_者佐七_与申者へ借居申候、右佐七_与申者出処備前之_而者ニ_而当町長江町御調屋何兵衛方_江養子ニ参り居候者ニ_而候由、佐七養子世話_{参り候様}仕候者右貞助親匠屋権六引受世話ニ遣し候処、其後御調屋之方不居合ニ_而罷歸申候ニ付、権六引取貞助跡借遣し居候事ニ有之候

右佐七夜前因島之者より嶋木綿買受代料ニ_而改印札相渡候処、大木綿商人外方へ参り、右札相払候_と処、先方受取不申候ニ付、早速佐七方へ参り様子相話、早々札替具候様段申入、自然替具不申候ハ、役筋へ願出可申様懸合候_と処、佐七其儘裏口より拔出候ニ付、同人妻へ段々懸合候得共訳立不申ニ付、其趣最上へ参り話入候_と処、早速町廻り方参り込、家内吟味ニ及候_と処、贖札判并紙等出候ニ付、女房同類_与申者手崎ニ逗留致居_{候カ}虚無僧之由相

知レ、直ニ召捕ニ相成、段々相尋候処、右貞助も同類
之由申候ニ付、是又召捕、虚無僧何某・貞助・佐七女
房三人共囲留ニ相成、貞助□権六他出留、同人妻組合
預ケ被仰付候事

但、佐七夫婦共当町入帖之者ニ者無之候事

御簾中様御逝去ニ付、普請鳴物停止ニ有之候処、用捨
ニ不及旨被仰出候事

問屋座出勤致候処ニ而高橋より話有之候者、先日新開寄
場御見分之儀者全外ニ席も有之通懸り見合ニ相成候迄ニ
而御見分与申事無之候、孰レ町儀より書附出候得者、其上
ニ而再見分可有之由申候事

十四日 晴

龜山才右衛門ヲ以通達有之候者、今日御屋鋪へ致出勤候
処、御奉行様より御直々御沙汰有之候者田安様御穩便明
十五日迄ニ有之候処、盆中躍明夕より例年相初メ候由
ニ候得共、明夜中御穩便ニ有之候間、其旨相触相慎セ
候様、明後十六日より躍相初メ可申有之候由、右ニ付
歸り懸ケ町役処江立寄庄屋へ申談之処、同人考ニも今日

相触候処、取引中ニ而処詮届兼可申、明朝与申候も今夕
之疲ニ而□休ミ居候事故、明日昼後不洩様相触可申と申

事ニ相成候由申参り候事

問屋座夕方出勤

夜九ツ半頃より詰合候事

十五日 晴

例之通墓参類中仏参

但、市中礼者御穩便ニ付無之候事

十六日 晴

十七日 晴

例年之通市中躍之事

十八日 晴

無事

十九日 晴

千光寺鐘樓修復二付、普請中善勝寺釣鐘借用二相成候
由、善平申参ル

廿二日 晴

昼後問屋座出勤

廿日 晴

七ツ前より御見分二付、問屋座出勤、夜初夜過開候事

御札場詰玖嶋登太夫様今日御引取二付、暇乞ニ参ル

今夕新地梅亭二おい、而俄有之候得共、問屋座出勤二付、

問屋座出勤

見物ニ不参候事

廿一日 晴

廿三日 晴

諸品御役所出勤

無事

湊浚問屋より願出通御免許ニ相成、猶拝借金之儀者懸り

役手元ニ而才覚之儀ニ御免許ニ相成候、御書出清兵衛持

廿四日 晴

参

田永氏江昼後参ル

夜中武富着船致候事

贗札致候徳次郎伴五歳ニ相成候小児当夜より小児祖父

御調屋孫平へ預り居候処、孫平儀も独身者ニ而養育之儀

六ヶ敷由断出二付、素より先年離縁ニ及居候儀二付、

廿五日 晴

強而も申「(付候)」事ニも致かたく、引受人匠屋権六へ

夜前武富着船二付、明日於中屋鋪二年寄三人・頭取三

事

人致出会候儀申值候二付、諸品役所出勤、組頭格竹原

新地拝借金利足之儀、才右衛門へ申談候事

屋調兵衛、木綿方懸り役御差免ニ相成候事

廿六日 晴

今日武富御奉行所初メ諸品役所・札場詰所・世羅氏^江廻勤、夫より中屋敷^二而出会致候事、龜山^者中暑^二而出勤無之、其外皆々前廉諸品役所へ落合、時刻待合相揃ひ候^而

中屋敷へ参り居候処へ武富廻勤濟^二而参り致出立候事

但中屋敷上之間^二而障子ヲ後口ニ熊吉着座、爰許・七

郎右衛門床ヲハヅシ着座、夫より始太郎迄順々敷居

際迄着座致候事

熊吉参り着座之上、皆々出候^而着服^者薄袴葛羽織嶋帷

子

右応対之趣昼後御奉行処^江申出候事

龜山出勤無之ニ付、御奉行所参り懸ケ立寄候事

廿七日 晴 夕方少々雨降

梅亭へ納涼ニ参り、夜ニ入帰り候事

武富へ挨拶参り、熊吉并新兵衛へ逢候事

問屋座致出勤候事

武富より土産之品参り候事

廿八日 昼頃より雨降

無事

廿九日 晴

宮島魚屋儀兵衛^与申道具屋参り、隠居へ釜懸り終日参居候事

勘右衛門跡より参り候^而沖壳書類御奉行所へ差出候間、

見合呉候様談有之、猶問屋座人撰之儀致相談候事

細川様御二男訓次郎様御通行ニ付、小野猷之丞様御通

行之節振合ニ取計候様御書出ニ相成候事

夜ニ入、富勘参り□朝談合申候

問屋座人撰之儀、昼後致出勤候所、三木屋・嶋徳ニ出

会候ニ付、藤介・金平「
」

先当分喜右衛門儀 (後欠)

(袋綴挿入文書)

御礼之節心得之事

一、御礼日前日、煩ニ付不參之者共

御礼錢月番町奉行所へ相納候事

但シ、目録相添差出候得^者、玄関番

受取、帖元処持参いたし候^而受取候と

申事ニ候得^者、引取可申候事

一、登城割銀之儀、挑灯ニ^而宿出候位ニ

相心得宜鋪候事

一、坂口御門より藁草履ニはきかへ

可申候事

一、刀^者御玄関前雨落之処ニ^而拔候^而

家来ニ持せ可申候事

一、御玄関使者口より上り可申候事

一、登城之節、自然雨天ニ有之候ハ、

処々御門之処タケ草履ニはき替

候^而、御門過候ハ、下駄ニ^而不苦候事

但、傘も同断之事

一、御目見へ之節、扇子^者懐中へ納メ

可申事

一、待合候間、余程時刻移り候間御玄関

右手ニ足輕部屋有之候間、爰^江

参り候へハ、随分茶ヲ乞、又^者烟草等

自由ニ相成候事

一、御年寄衆へ廻勤之節、御玄関

式台へ足懸ケ不申候内ニ刀拔キ

可申候事

手控

正月^(嘉永二年) 大

元日 朝少^(シカ)雨 晴

年始御礼御奉行様御家内様御奥^ニ而

朝

璞

正月 大

元日 朝少シ雨
昼後晴

御礼出勤昼後八ツ頃相済、○同役三人^者御居間^ニ而御酒
被下夕方帰り候事

二日 快晴

町方年礼勤、昼前迄二仕舞

○三人より御奉行所へ若魚差出候事

○御札場御褒美銀頂戴之事、○詰役三好半五郎様、○
上之間御奉行、次之間左手頭手代二人着座、○上之間
敷居より二枚奥へ致着座、帯剣^ニ而挨拶、御徒士衆コレ
へ罷^(出カ)候ハ、脇指本席へ抜候^而敷居際迄進ミ御奉書
頂戴、本席へ下り帯剣^ニ而挨拶いたし候事、○札場詰運
上奉行両所へ廻勤

三日 晴

出初メ亀山兩人、高橋・小川・住屋・庄屋出勤例之通
広間^ニ而御受^ニ相成、○三人^へ者跡^ニ而別段御逢有之、其
節一昨日之御礼申上候事
○町内奇特人書附渡部氏へ差出候事
○高橋より薄茶案内有之、夜ニ入参候家大人・住半・
一漚、四つ前開ニ相成

四日 晴

昼後御屋敷出勤、御奉行様御礼之儀伺候所、九日御治
定之由被仰出候事

無事

五日 晴

八日 晴

問屋座出初メ当年^著諸品役処より先ニ相成候事

明日御奉行様御昼所ニ相成候御案内ニ出勤いたし候事

○頭取より藤助・金平迄鬨斗引浜目附彦兵衛・手代貞
次より以下幸七迄鬨斗引小廻り清助右以下小廻り加り

○昼後小川葬式供ニ立候事

伊助相勤候事、鬨斗引仕舞候迄始終帶劍

九日 晴

○御奉行様御廻り巡左之通

○諸品御役所出勤、○上之間御奉行辻様、次之間御徒
士衆三宅様・世羅様親子・三好様・帖元衆渡部氏・三
宅氏着座、○次之間下之鋪居より二枚目奥へ居り、其
所へ脇指拔置、少シ進ミ御鬨斗頂戴、本之座へ戻り帶
劍いたし候^而御挨拶申上候事、○御鬨斗頂戴相濟候上、
三人一緒ニ罷出御挨拶申上候事

山田屋武右衛門より初メ本町通りより薬師堂小路へ
御下り諸品役所・東灰屋、夫より外浜より中浜御通
り薬師堂小路へ御上り良社御参詣、荒神社・天神社・
長江通り相濟、久保栗原屋迄、夫より爰元御入ニ相
成候事

六日 晴

○暮前ニ御入ニ相成、夜五ツ時御立座ニ相成候事

小川家内病死之披露有之、実^著四日夜死去之由

○家大人へ此内より御屋鋪罷出候様御噂候事故、此度
御昼所相成候ニ付、御挨拶ニ罷出候^{而著}如何之段可有之
哉、昨日帖元衆迄伺置候所、罷出候様ニ御沙汰有之、
右ニ付御取持同役等御挨拶相濟候上、家大人袴羽織ニ^而
御挨拶有之「」御酒之節御盃被下候事

七日 晴

御挨拶有之「」御酒之節御盃被下候事

○龜山親子・高橋・西富取持相頼候事

○省略中二付、昨年通り御徒士衆御出^者無之候事、○右之外座鋪筋り等^者納戸ニ扣有之ニ付、略之

十日 晴

昨日之御挨拶ニ早朝出勤、七郎右衛門も出勤いたし居候ニ付、一緒ニ御逢有之候事

問屋座集會昼後出勤之事、○貸付締り合之儀申談候事

十一日 晴

帖元福田善九郎被參候ニ付、致出勤候事

○八幡宮本へ町用銀取替之儀渡部氏へ申入置候事

十二日 晴

昼後問屋座致出勤候事

○仏事ニ付、問屋座御見分へ不致出勤候事

右二付、御見分相濟候上、七郎右衛門^(よりカ)□左之通紙面
参ル

金壹万貳千七百拾貳貳歩貳朱

一、改印札百九拾五貫八百廿三匁

此金三千拾貳貳貳歩貳朱

永三匁六分五厘

旧札千七百八拾九貫三百七拾貳匁

右之員数只今御見分相濟候間、御安意可被成候、此段得御意申候、以上

正月十二日

十三日 晴

○今晚高橋西^(方カ)□寺参り致乗船候由、板屋良助同伴之趣有之候事

○昼後問屋座集談、夜ニ入開候事、○貸付締り合申値

店開キ当分之処見込貸之儀ハ先定銀丈ケ其余無余儀分^者

質物入サセ取替可遣、質物無之候分^者売方問屋^江受合せ

取替候様兩人へ申談候事

取替候様兩人へ申談候事

十四日 晴

○例歳之通左義長市中引渡候事

左義長調場、渡場・西浜・東浜・築島・新丁之分者昨年

故障之儀も有之候故、差留之儀役所二申談置候所、案

外二調持運ひ候事

○御城下御年寄様御申値御省略御書出并去ル天保九年

内触示之御儉約之儀、附り改印札之儀御出し廻ル、委

細者納戸年誌二記有之

○泉屋治右衛門釜二家大人・恒二郎扣候事

十五日 晴

○新町左義長世話人共呼出シ如何之心得二町筋持運ひ

候哉、町役場二示シ置候様亀山より□助へ申談有之候事

○御礼出勤、○亀山与兩人跡二御逢有之候事

○町内奇特人之儀御聞届二相成、○築島明神社之儀帖

元二話有之候事

○昼後奇特人褒美取計之事、○小店座敷二取計立会組

頭耆人三木屋儀八郎下役立会筆役肝煎二人候所、淳

蔵煩二付、太助耆人二為相濟候事、奇特人利助「

」組合之者附添耆人宛呼出奇特二付、町役人手許限

為褒美遣ス、「」、村限相渡候事、○右之者共同
役三軒受丁組頭二軒庄屋へ廻勤致さ七候事

十六日 晴

無事

十七日 晴

○此度御省略二付、御奉行所二も佳日并寒暑見舞御受

来之分も御省略中御断二相成候御書出ヲ以亀山へ帖元

中より談有之、尚三宅・世羅辺も同様二被致候由、一

緒二帖元より沙汰有之候事、○御書出御文意廻文二も

難致二付、格式内筆上耆人組頭筆頭耆人呼寄御書

出□相渡、亀山より委細談二相成候事、尚月行司者

組頭受候二通候事

○竹原屋貞蔵酒店二去ル二日夜口論狼藉之一件噯二立

入申度由二濟法寺物外被参候得とも、留守中故□置被

帰候事

十八日 雨 夜二入雨晴大風二相成

○津国屋御用米仕切十五日限之分段々厚敷出候二付、
 木屋利助方者店貸銀高凡拾貫目程有之所、此度之分四拾
 九貫目余「□」へ梁川米四百俵直段拾貫目程之品入
 質致させ残銀二月限之証文二而取かへ遣ス、(天)之方者外
 貸附凡千兩計有之候得共、是も壹方二積出シ居候米有
 之、直段凡四百兩位者入金二相成候間、船帰り次第早々
 上納可致、自然遲滞致候ハ、売上二而(差カ)引呉候様証文
 差入、最受人金喜立入二日限之約定二而四拾七貫目余貸
 遣ス、宿買津国屋之銀高四拾七貫目余、此方外貸□一
 切無之二付貸遣ス、右金平より承り候事

十九日 曇

○諸品役処出勤、○三宅・世羅御省略中者音物之儀相断
 候間、其趣役中へ無急度寄々談呉候様御沙汰有之候事
 ○昼後問屋座出勤、○諸品之方ニ遊金有之候間、問屋
 座へ引受呉候様頭取辺より藤介・金平へ沙汰有之候、
 此節者問屋座も金融通いたし居候得共、先方物之事故、
 自然此先借用之節助ケニも可相成二付、西富へ申談借
 受候事、最家質証文差入候事、金高五百兩者二月限、

四百兩者三月限之事

○夕方肝煎太介へ竹原屋貞藏儀下濟願之事相尋、委細
 運ひ合承ル、○油武後家一昨夜太助方へ参り右願出之
 分催促いたし候由太介より承候事

廿日 晴

○龜山□夜乗船二而御城下へ被参候二付、暇乞ニ被参
 も、留守中二而不得逢候事

○月行司町内組替之儀御免ニ相成候間、申渡取計呉候
 様との儀ニ而嘉兵衛書附相渡被置候事

○夜二入龜山へ暇乞ニ参ル、○竹原屋調兵衛盲人城真
 献金之儀今日御聞届ニ相成候由承ル

廿一日 晴

○竹原屋貞藏より下濟願書附差出候二付、其儘太介ヲ
 以帖元衆迄内見ニ入候事

廿二日 雨

○夜前深更ニ及、七郎右衛門帰着之由ニ而挨拶ニ被参候

事

廿三日 晴

○ 帰宅之挨拶ニ高橋へ参ル、○ 龜山申^(置カ)□之良社棟上ケニ付花鬮興行之儀御省略ニ付、町役人手許申値之儀、六会法受書之儀御書出し渡置、勘右衛門歎書渡置、右等申談置候事

廿四日 晴

○ 竹原屋貞藏願下ケ之儀、昨日御聞濟ニ相成候趣、太助へ御沙汰有之候由、最願書^者御下ニ相成候、右之趣庄屋平助使ニいたし村方へ太介遣し置、○ 村方承知之趣太助より返事承ル

○ 諸品役所出勤

○ 昼後問屋座寄会、○ 店帖面へ書出引合せ判之儀、其余帖方心得貸附方之儀談いたし候事

廿五日 晴

○ 於円融寺岸本左一郎^(根)基会、早朝より出席

廿六日 晴

○ 岸本左一郎鑄物師屋茶園へ引移り

廿七日 晴

○ 灰屋甚助方取質引渡候ニ付、今日善助・嘉兵衛・儀助・友七参り取しらべ爰元藏へ質物取越候趣、嘉兵衛より承ル

廿八日 晴

○ 正授院当念仏五万日廻向來三月十九日より廿五日迄願之通御聞届ニ相成、龜山留守中ニ付御書出し爰許参ル

○ 六会法受書并産物之書附調印

○ 栗原屋長八郎役成振舞最大佐^ニ催し有之、夜ニ入ニ更過開、○ 問屋座懸り不残并龜山継太郎・住屋九藏其内三木屋差岡^ニ出会無之候事

○ 米小売屋仲間百軒程之者申値、右組之者老軒ニ付金子老宛出合、老年分百両余、十ヶ年之間問屋座へ預

置呉候様、最利足^者店貸同様月杓歩式朱定^二而^一利益いたし呉候様、其替り自然仲間内之者問屋座御場所貸附不納いたし候節^者右預ケ金^二而^一取立候^而も不苦趣申出候由、金平より承ル

廿九日 晴 夜二入少々雨

○竹原屋貞蔵一件、村方懸り合之者共不満聞届候趣^二而^一其者共より差出候口上書村方より差廻シ候間、帖元衆迄内々差出させ候事

○灰屋治兵衛伴儀助困留宿下ケ願書二付、親類中村方之者有之、一緒二連印書附差出居候所、其節村方へ届いたし無之候、然ル所、此度御約之節、親類連印之者不殘御呼出^二相成、御吟味有之口書郡方へ御廻シ相成候所、郡方より其儀懸合参り候二付役人より恐入書差出候様、帖元衆より庄屋へ御沙汰有之、平助書類草稿納候事

○右二付、困留宿下ケ願之節、親類より差出候願書^而已^二而^一母親より之書附無之候二付、其節差出候事二いたし、此度差出させ候様との儀二付、同断平助書類納候事

晦日 晴

○当御時合中^者町役人共一統朔望御礼御受無之[□]被仰出候事

○掘浚手当銀之儀御聞届^二相成、御書出シ高橋より廻ル御文意、○当町晝表入札払残銀之内会每半方宛湊掘浚之手当り致度旨不容易義^二候得共、段々申出之趣も有之候間、当酉年より聞届候条、此^(旨之)可相心得候事

○右御書出龜山へ廻ス、同方より高橋返候事

二月 小

朔日 晴 夜二入雨 初雪
日蝕 朝五ツ時より四ツ八歩迄九分五り懸り

○昼後御屋敷へ御礼二罷出ル、御奉行様御逢有之候事

二日 雨 昼後晴

○小川へ昼後薄茶^二而^一家大人・一漚三人^二而^一参り、夕方帰候事

三日 晴

○於店二階^而家祈祷相勤、千光寺隱居并ニ善勝寺被參執
行、店座鋪^而ニ御齋出ス

○岸本左一郎昼前出立

○夜五ツ時前肝煎善平参り、只今宮崎八幡社脇風呂屋
之前ニ行倒者有之、夥敷出血いたし居候、疵所等有之
候哉未タ相分り不申、只今医師呼ニ遣し居候、最土堂
丁御所川船大工善兵衛智保藏^与申者^二而^生所^者豊田郡忠海
町之産、委事^者未タ相分不申候

一応注進いたし候趣ニ付、其儘善兵衛差連レ御屋敷へ
出勤有懸り御注進申上候所、帖元より沙汰之趣右保藏
愈當所住人ニ相成居候哉早々取約候様善平へ被申付有
之候事

○四ツ過庄屋平助参り、只今保造・妻とく・同人妹髻
佐七并親類房五郎相約候処、とく儀始メ保藏口論致居
候由承り、両人之者遣し申候由^者間違ニ御座候、夫保
造儀平生酒給候へ^者吐血之病差起り候^者平日之事ニ御座
候、今曉之所も全吐血いたし候趣申出候、其儘申出候
処、是より帖元衆御見分相成候由申参ル

○九ツ過、組頭儀右衛門参り、只今帖元福田善九郎行
倒者御見分有之候処、乳之上ニ疵有之、尤刀疵と相見
へ、幅壹寸五分、深サ三寸計御座候、右ニ付、帖元其
儘中屋敷へ出張ニ相成、同人妻并両人之者約メニ相成
候由ニ付、中屋鋪へ出勤、同役七郎右衛門・組頭喜兵
衛其外町廻捕役不残出勤、とく并兩人帖元被約候所、
申出之趣庄屋約「^一」間違^ニ而^全口論之趣葉売り新助
^与申者知らせ呉候ニ付、兩人遣申候由申出候ニ付、早速
捕役差向新助召捕、是又約ニ相成候所、保藏殺害いた
し候^者小熊^与申者之由、最大熊^与申者も言合せ、兩人之
仕業之趣、右大熊・小熊^与申者二人共売薬師^ニ而^{同名}ニ
付、形之大小^而呼候由、右小熊儀神辺ニ居可申由新助
申出候ニ付、町廻り森武源太・捕役最上助市兩人其儘
出立いたし、神辺へ参り候事、中屋鋪より引取、七ツ
半頃ニ相成、○妻とく并両人之者囲留ニ相成、○保造
死骸^者忠海へ懸合相濟候上ならでハ動シかたく候へ共、
何分往還筋之儀ニ付、宿所へ取片付候様相成、尤とく
儀も囲留ニ相成居候ニ付、組合へ預ニ相成

○忠海町へ^者庄屋より手紙遣し、結帖ニ候哉又^者除帖之

者二候哉之趣相認遣ス、使^者浜目附友助其儘遣し候事

四日 雨

○御屋鋪へ出勤、○夜前一条注進書草稿受取、尤本書
早々相調差出候様平助へ申付候様沙汰有之、帰り懸町
役所へ立寄、其趣平助談置候事、○右書附昼後相調

○問屋座出勤

○夕方友助帰候事

五日 雨

○諸品役所出勤いたし候事

○高橋使^ニ善平参り、町内年誌并二家根帖貸呉候趣ニ
付、年誌取しらべ持帰り可申、根帖^者其儘相渡候事

六日

福山加集松之助隠居へ被参候、尤三原より帰り懸之趣

二候事

○東灰屋後室古稀ニ付被招、家大人・恒二郎三人参
ル、盃相濟嘶有之、四過帰り候事

七日 晴

○東灰屋へ夜前之礼ニ参候事

○長右衛門同道^ニ三木屋へ参候事

○問屋座集会昼後より夜五ツ過帰候事

八日 雨

○釜日、隠居^ニ釜懸ケ、○東灰屋・西太・加納、隠居
^ニ碁打

○宮屋新五郎追込中不謹慎之一条、富卯上方訴詔一
条、其外盜賊懸り之者御裁許、宮新追込、富卯追込ニ
被仰付候事

○紀州御役人中屋敷へ逗留ニ付、裏家屋^ニ申付候事

○龜山御城下行旅行追願御聞届ニ相成

○龜山帰宅之由^ニ使参候事

九日 晴

○龜山へ帰宅之飲ニ参候事

○福善寺旅行願書差出候事

十日 晴 昼後雨天

○隠居へ釜懸ケ龜山兄弟被參候事

○三木屋隠居被參候事

○富吉屋卯兵衛御咎御免ニ相成候事

十一日 晴雨不定

○東灰屋今日致乗船御城下へ參候事

○夜二入川口屋源右衛門福山より帰り懸之由ニ^而被參候事

十二日 雨天

○宮新御咎御免許ニ相成候事

○雛人形幟甲人形之類一切御差留メ、參宮・寺社參詣

ニ付他行之類年限中御差留被仰出候事

十三日 晴

○家大人御出之事、○昼後龜山被參小川より願之一条

御内談有之候事

十四日 晴

○諸品御役所出勤之事

○雛人形御差留之儀御触出無之以前他所より注文受居候分も夫々仕込居候間、他所之者へ丈ケ売事致させ度趣口上書三人名前ニ^而差出

十五日 晴

○御屋敷へ御礼ニ出勤、御奉行所御逢有之候事

○三木屋隠居へ被參候事

○福善寺より旅行之儀御免被下候様追願書差出、其趣太助ヲ以帖元衆へ申入させ候事

十六日 雨天

○鍋島安次郎様御下り当駅御昼休ニ付御送迎出勤之事

○右御注進ニ罷出、福善寺旅行之儀申入候処、何分発例之儀ニ付御城下へ御伺之上ニ^而之事ナラデハ御免ニ不相成、其段夫レトナク申聞置候様御沙汰有之候事

○問屋座出勤いたし候事

○龜山へ參ル、○被仰出之内当り合之廉々頭書差出候

様沙汰有之候間、高橋卜申値之上、差出被下候様願参候事

十七日 晴

○御年限中郡中御茶屋并ニ御勤番所・御蔵処・其外御普請場所・寺社等損所普請之儀、屋根雨漏り留_而已_二而其_者御年限中見送り可申、其内難捨置候分_者御見分之上御差図有之候御書出ニ相成

十八日 晴

○帖元三宅弥太郎被参、渡部今夕引取ニ付出動いたし候事

○昼後より三木屋へ参り、夜ニ入帰り候事

十九日

○昼後隠居金懸候事、○三木屋被参、夜ニ入被参候事

廿日 晴

○

廿一日 晴

○武富熊吉・栗原屋僊蔵銀談差纏一件濟方無利足十ヶ年賦ニ相約り、諸事七郎右衛門引受ニ相成、最金子_者問屋座へ預り被置候ニ相成候処、高橋より熊吉へ証相渡、右証文名前爰許と三木屋兩人名前ニ_而問屋座奥書ニ相成候事

趣法建り合大意左之通

一、僊蔵より鯨并取粕諸品役所へ質入ニ相成居候分売払候得_者売出シ上端凡弍百七八拾兩計も可有之、右金子_二熊吉より借用高六百五拾兩之内三百五拾兩十ヶ年賦、壹年分三拾五兩宛払出、十年_二三百五拾兩相濟、十一年目残三百兩皆濟、最始終無利足右金子出方_者前段売出シ上端金弍百八十兩之内百拾兩問屋座へ預ケ、其内より年々五兩宛払出、残月壹歩三之利足_二利益ニいたし候へ共、十年目ニ至り此金元利凡弍百八拾兩程ニ相成申候、残百七拾兩之金子七郎右衛門手許ニ_而月壹歩四二廻シ、其内より年々三拾兩宛払出候_而十年目残金凡式拾兩計ニ相成申候

右問屋座より五両、七郎右衛門より三拾両、都合三拾

五両宛十年符二相成、拾一年目右殘金両方一所二致、

都合三百両払出候事

右勘右衛門より承り候事

○小川中陰^(速)台夜参り致候事

廿二日 晴

○諸品役所御勘定相納候二付、出勤調印

○昼後浜転得へ参り候事

○明朝出立二^而世羅様御城下へ御出被成候二付、夜二入

暇乞ニ参り候事

廿三日 晴

○昼後三木屋へ参り、夕方帰り候事

○叶小路匠屋嘉七壳券状之儀龜山御城下二^而被頼候由二

^而太助へ沙汰有之候二付、取しらへ有懸り返事二及候事

廿四日 晴

○昼後問屋座集談出勤、夜二入帰候事

廿五日 晴

○昼後より町方初寄合、夜二入帰候事、○塩小壳屋者

共より追願書、○唐津屋相続人之儀二付、帶屋次郎右

衛門より書類差出、○生魚船宿之儀二付、魚屋利助よ

り書附差出ス、○三原烟草問屋致度旨樋口屋伊八より

書附差出ス

○富吉屋清十郎、福山山手屋嘉兵衛^与銀談差纏之一件御
吟味ニ相成候事

廿六日 晴

○鳥屋重兵衛転宅之一条伺出候处、猶其趣申置候様帖

元三宅返答有之、最内々ニ^而引移り之儀不苦趣被申候事

廿七日 晴

○浄泉寺客僧願差出候所、附昏二^而逗留不相成候間、

早々引取可申趣二^而御下ケニ相成候事

委細^者年誌ニ記シ有之候事

廿八日 晴

○福善寺旅行之儀御聞届ニ相成候事

○井上因碩下筋より帰り懸りニ而今日当所へ着之趣ニ而裏客屋ニ逗留之由、三木屋より承り候事

○東灰屋御城下より帰宅候事

廿九日 昼後より雨天

諸品役所出勤いたし候事、○同御勤番之御役人御出張相止ミ以来者御札場詰兼帯ニ而被相勤候様相成候由、三宅様より御沙汰有之候事

三月 大

朔日 晴

○東灰屋上京之儀ニ付、御屋敷へ出勤、三宅氏へ申込置候事

○井上因碩より免状差越候事

○昼後より三木屋へ参り、夜ニ入帰り候事

二日 晴

○井上因碩致出立候事

三日 昼後より雨

○薩州様御昼休ニ相成、御送迎出勤ニ付、御礼者御用引ニ相成不相勤候事

○三木屋・東灰屋・加納浜昼後より隠居ニ而碁打候事

四日 晴

○家大人并小川同道ニ而得齋方へ参り候事

○参宮人差押之為肝煎共町端へ出張致させ候事、町廻り方ニも致出張候由

五日 晴

○浜天得方参候事

○芝居晴天十日之間興行致度段願書出候ニ付、早速奥書取計差出候事

○今日昼後肝煎町端へ出張致させ候事

六日 晴

○無事

○大倉へ懸物吟味ニ遣し候事

八日 昼後より雨

○釜日隠居へ終日参居候事

○八幡社絵馬堂ニ旅僧行倒居候、衣類着用不致、口中より少々血ヲ吐、肩へも血附居候趣、太助より申出候ニ付、其趣注進ニ及候所、帖元福田氏被致候所、疵所

七日 晴

○帖元衆より書状参り、同役老人致出勤候様申談度御用之儀有之趣申参候ニ付、出勤、最七郎右衛門者問屋座之方御用向ニ取懸居候ニ付、出勤不致候、○帖元三宅より□(談カ)之趣市中金相場殊之外高直ニ而已ニ昨日者式貫九百目之相場書上ケニ相成候、御定直段と者三百目計之違ニ相成候、此儀者御勘定奉行衆より内々噂も有之候ニ付、何卒下落いたし候様取計振有之間敷哉、最当処者御城下与同様ニも参り申問敷候得共、略似寄候位ニ者有之度段談有之候ニ付、同役□申値之上、猶両替頭取へも申談候上御返事可申上与申置候事

も医師ニも打疵等いたし候趣者相見不申、全病苦ニ迫り狂ひ廻り候節舌杯歯切候様子ニ相考られ候様申出候ニ付、其医案為差出直ニ取置被仰付候事、○右旅僧御城下真宗寺往来手形所持致居候ニ付、広島へ御懸合ニ相成候事

九日 雨

○西国寺京都より帰郷被致行烈ニ而被致帰寺候事

○昼後三木屋東灰屋加納浜隠居ニ而某用候事

十日 雨天

○諸品役所出勤

○問屋座出勤

○富吉屋久次郎、土堂町月行司并諸品役処為替方共差

○問屋座出勤

○峯之葉師損処御見分ニ相成、帖元兩人・同役七郎右衛門・庄屋出勤之事

免、月行司跡役板屋喜右衛門、為替方兩人二鳥屋半兵

衛・帶田屋 人選書高橋より廻り、手前申応候事、○

諸品役所為替方之分^者頭取より人選書差出同役より添書

取計候事

○今日より芝居初候事

○潤三郎引越十四日致治定候趣披^(露カ)霧繼太郎被參候事

十一日 晴風烈

○吉辰治定之御歛二龜山へ参り候事

十二日 晴

○金屋始太郎案内旁隠居へ被參候事

○住屋、金屋へ歛ニ参り候事

十三日 晴

○家大人三原へ御越、昼「」御乗□被遊候事

○昼後三木屋へ参り候事

○御勘定奉行永田数登様中屋敷へ御泊ニ付、御宿見舞

ニ罷出ル、御逢有之候事

十四日 晴

○生田筑後様御通行ニ付、御送迎ニ致出勤候事

○□三郎儀、永三郎^与改名之事、○昼後歛ニ参り候事

○東灰屋旅行願書差出候事

○大橋主税様去ル十二日御死去之趣御触ニ相成候事

○上住屋祝用ニ付、恒次郎参り候事

○長州徳山様御泊りニ相成候事

十五日 晴

○東灰屋旅行御聞届ニ相成候事

○三宅様へ参り候所、御留主札場へ参り折節森武源太

参り合せ棋出来候事

○艮社上棟ニ付、役人中月行司ニ至迄不残出勤「

」ニ^而待合揃ひ之上社□ニ^而奉幣有之候事

○裨ニ^而致出勤候事

○上住屋へ被招候、四ツ半頃開候事

十六日 晴

○三宅様へ暇乞ニ参り候事

○薩大奥様御泊ニ相成候事

○延寿主院御通行之事

○忠海丁無宿保蔵変死一件御裁許ニ相成、高橋煩二ニ
付出勤、○中屋敷裏客屋共御泊ニ付差鬨候、町役所二
取計ニ相成候事、○保蔵妻とく牢舎、○とく親船右衛

門・善兵衛并とく組合追込被仰付候事

○土堂町役人急度叱り

○東灰屋二而今伊之催「一」二人□参り候事(共カ)

十七日 晴

○升屋弥六参り候事

○栗原屋五郎右衛門広島行之儀御聞届ニ相成候事

○世羅様昨日広島より御帰ニ付歛ニ参り候事

○東灰屋へ参り、三木屋も被参候而棋出来候事

○艮社上棟神事へ新地芸子共参詣させ呉候様、内々亀
山より木綿屋伝ひ話有之候由、太介ヲ以高橋より沙汰

有之候ニ付、其趣元方共へ沙汰致させ候事

十八日 晴

○家大人三原より御帰ニ相成候事

○広島本家平野屋後室金屋へ逗留ニ付、家内参り候事

○東灰屋乗船被致候事

十九日 晴夕方より雨

○諸品役処出勤

○昼後三木屋へ参り候事

○新地より芸子ねり物いたし艮社へ参詣、御奉行所同
役三軒二而今芸致候事

○艮社二而今日御福餅蒔候、其節山之道村分林兵衛与申
者之妻見物ニ参り居候所、餅取合群集二而石燈籠押倒

し、右婦人之上へ「一」掛り面體より胸之所迄押シ

「一」レ即死いたし候由、最内濟二而事濟ニ至り候事

○隠居へ釜懸り、竹弥・一漣雲晴寺杯参り候事

廿日 晴

○諸品役所御褒美銀被下候事

○例之通跡二而同所下役共へ取計事ニ付、同役所へ致出

勤候事、○右ニ付連上屋敷札場へ致廻勤候事

○御城下より申来候趣ニ而芝居興行之由御差留ニ相成候事

○昨日より正授院常念仏供養有之候事

廿一日 晴

○問屋座出勤

○兼而今日同役内沖手見分之積ニ候処、風強候ニ付、延引相成候事

○竹屋弥六宮島□儀参り隠居へ釜懸候事、○隠居三木屋被参棋打候事

廿二日 晴

○東灰屋へ見舞ニ参り候事

廿三日 晴

○長尾□左衛門夜前着□候由ニ(政方)而今朝此□へ被参、昼後御札場へ挨拶ニ参り候事

○渡部氏被参福田氏引取ニ付挨拶ニ参ル、福田出違ニ而

不逢候事

○竹屋弥六今晚帰り候由ニ而暇乞ニ参候事

○狩野見龍宅ニ而碁会ニ付、昼後より参ル、三木屋・銭屋参り候事

廿四日 雨天

○沖合見分之所、雨天ニ付延引ニ相成候事

廿五日 晴

○問屋座出勤

○沖合見分同役三人問屋役場懸り役三人参ル、魚屋佐助・板屋喜右衛門・同和平参ル、西者栗原塩浜岩□迄、

東者歌東手迄見分卷如輦仕組見候事、昼後八ツ時頃より夜ニ入帰り候事

廿六日 晴

○浜転得魚「」隠居ニ而正念寺参田楽焼候事

廿七日 晴

○江戸表御屋敷御焼失二付、献金候者共へ御賞御米被下左之通

米六拾俵 高橋七郎右衛門、同数 竹原屋調兵衛、同拾俵 盲人城真、以上旧札百貫目二付拾五俵之割合二候事

○大紺屋貞兵衛養子佐十郎与申者女房お静ヲ致殺害候積二而切附候へ共、切損し首筋式寸計疵附候所、其内二家内之者聞附貞兵衛参り候二付、自身藏へ閉籠り切腹いたし懸ケ候得共、落□至不申内、役人共参り取押候事、猶委細儀者筆二難尽略之

廿八日 晴

○高橋・竹調へ歛二参り候事

○金屋へ広島客人見舞参り候事

○隠居へ栄助・武源太参り棋打候事

廿九日 晴 昼後雨天

○諸品役処へ致出勤候事

○問屋座致出勤候事

○同役三人并両替頭取致出勤候様申参、最亀山・高橋者差岡二而出勤不致、東屋・金屋与同道二而参り候処、両替

相場高下荒々敷二付、締合候儀御書出ヲ以帖元渡部・三宅より談有之候事

卅日 晴 昼後雨天

○隠居二而炬名残之釜懸り候事

○土堂町船大工善兵衛娘とく牢舎御差免二相成、七郎右衛門松永へ参り留守中二付致出勤候事

四月 小

朔日 晴

○御屋敷へ致出勤御逢有之候事

○海徳寺御用二付、筑前博多へ罷越趣願出候事

二日 晴

○海徳寺旅行之儀、今朝博多表飛脚致到来参候二不及候段申来候二付、願下之儀申出候事

○三原佃蓮藏隠居へ参候事

○梅□新抱之子供隠居へ参候事

月行司 板屋

土堂町月行司 富吉屋

○土堂町 喜右衛門

被差免 久次郎

被仰付

○松平主殿頭様今夕当駄定宿相成候事
○宮原土淵隠居へ被参、昼後より夜二入被帰候事
○吉野屋如竹隠居へ被参候事
○上住屋より亀山へ初出入祝盃此許兩人^(ニカ)案内有之、夜四ツ半頃より参り七ツ前開キ候事

三日 晴

○佃廉藏隠居へ参候事

○松井持出^二隠居へ皆々参ル、夜二入帰候事

○東灰屋長右衛門より書状参ル

四日 晴

○諸品役所出勤

○問屋座出勤

○板屋喜右衛門へ歛ニ参り候事

五日 晴

○天神社御普請ニ付、御大「」参り候趣太助より申出候事

六日 雨天

○宮原本宅へ被参候事

○三木屋繁右衛門被参候事

○水尾小路浜手石垣損処致普請度、猶入手銀^(寄)奇進いたし度願之通御聞届ニ相成御書出シ廻候事

七日 雨天

○亀山・三木屋・上住屋・^(大)へ参候事

○高橋より明日半日夜茶事案内有之候ニ付、前礼ニ参候事

八日 雨天

○長尾氏へ挨拶ニ参候事

○釜日

○高橋へ参ル、相客長尾氏・□屋一漚・吉野屋如竹

○小間二^而初吸物八寸二^而盃出、中立後入濃茶附薄茶二^而相濟、店座敷へ開二相成、会席居候役人より伊福屋半兵衛代相勤○広島平野屋後室、山南イカヅカ内室同道二^而被参候事

十一日 雨天

○金屋へ見舞ニ参り候事

○宮原昼前より隠居へ被参、夜二入帰候事

○おた、亀山より帰宅、夜五ツ時

九日 晴

○「」役処へ致出勤候所、引役間不合候事

○高橋・長尾へ夜前之挨拶ニ参候事

○隠居へ金懸り、如竹・得齋参候事

○昼後上住屋永三郎隠居へ参候事

○山王社祭祀

○山南イカヅカ之家内被参、金屋逗留ニ付、夜二入妻見舞ニ参候事

十二日 晴

○魚屋金平問屋座懸り役振舞いたし度ニ付、参り呉候様藤助申参候事

○亀山へ挨拶ニ参り候事

○西□へ見舞ニ立寄候事

○三木屋繁右衛門今日致乗船郷里へ被参候ニ付、暇乞ニ参候事

十日 晴

○昼前宮原隠居へ被参候事

○昼後問屋座致出勤候事

○住屋永三郎被参候事

十四日 晴

○諸品役所出勤、月約メ調印、最世羅様出勤無之ニ付、見届之後日へ相願置候事

○高橋用向ニ付、三原表へ参り候事

十五日 晴

○両替方之儀ニ付、同役致出勤様申参り三人参ル、帖

元兩人とも□御座鋪^ニ而談有之候

○御奉行所御逢有之候事

○広島辻勘三郎様御歩行頭被仰付候ニ付、御奉行所支

配人宅迄歡ニ参り候事

○魚屋金平方へ夕方より参り、夜半過ニ帰り候事

○夜四ツ前、三原川口屋源右衛門参り、同夜致逗留候事

○龜山へ提重遣し候事

○広島平野屋可□今夕引取ニ相成候事

十六日 晴

○川口屋昼後引取候事

○龜山因之島へ被参候ニ付、清兵衛使ニ参候事

○魚屋金平へ挨拶ニ参候事

○大紺屋栄助家内致死去候事

十七日 晴

○大紺屋栄助へ悔ニ参候事

○諸品役所月約メ御奉行所へ致持参候事

○問屋座出勤

○新開川崎屋茂助抱子供駈落之儀願書差出候、太助よ

り申出候事

○上住屋初歩行

十八日 晴

○東灰屋旅行追願ニ付、屋敷へ致出勤

○宮原頼常太同道^ニ而隠居へ被参候事

○松井同道^ニ而梅亭へ参候事

十九日 晴

○御奉行所沖手御見分、徒士世羅作兵衛様・御帖元渡

部氏・三宅氏・町役人年寄三人・問屋仲買頭三人・庄

屋平助、此内喜三煩ニ付出勤不致候

○船^者致三艘、老艘^者御奉行様始帖元衆迄、老艘^者町役

人、老艘^者台所、御奉行様御礼之儀候、船中間狭ニ付、

若党老一人・筆飯取老一人

○御裏門雁木より御乗込、栗原沖吉和彦番浜辺迄、夫より富浜地方恩賀島裏手へ抜、水尾小路入江新地石置場御見込、夫より海徳寺沖手、夫より歌浦へ船付、此処^ニ御酒出し、三番之洲^者汐加減^ニ御帰り^ニ御見分^ニ相成、御帰りも裏門へ船着御揚り^ニ相成候事、○御送迎^者□裏門之所^ニ致候事、町役人も同処乗船いたし候事、○三宅氏歌浦より急□^{ニカ}病氣差起□^{リカ}、先へ被帰候事、○朝四ツ前御乗船、黄昏「」帰候事

廿日 晴

○三人同道^ニ昨日之御挨拶^ニ出勤、御奉行所御逢有之候事

○東灰屋旅行今日迄^ニ同様^ニ相成候^ニ付、閏四月五日迄追願差出、夕方御聞届^ニ相成候事

○宮原昼前より夕方迄隠居^ニ参り居候事

○天満屋新次郎隠居へ参候事

○夜^ニ入隠居^ニ江戸歌参り、松井老人参り四ツ過帰り候事

廿一日 晴

○八幡社花鬘之事、太助へ申談候事

○問屋座出勤

廿二日 晴

○諸品役処出勤

○倉田栄蔵様昼後着□致、高橋裏座鋪逗留^ニ相成候事

○安楽寺宥澄隠居へ参候事

○筆役才右衛門藍玉一条^ニ付、御城下へ「」^ニ参り候事

廿三日 雨天

○継太郎提重贈候礼^ニ参り□□^{候事カ}

○東灰屋へ参候事

○森武源太・天満屋新次郎、浜天得隠居へ参り夕方迄棋出来

廿四日 曇少々雨

○昼前家大人御出被成候事

○問屋座出勤

○宮原巖島参詣、昼後乗船之由承候

○納戸半七下筋より帰り候事

○京都書画屋木村善介草履店へ参候事

廿五日 雨天 昼後晴

○諸品役処出勤

○入札場天神社隨身門普請御見分、倉田様・帖元渡部氏・三宅氏・入札場相濟、夫より山越而天神坊隠居二而暫時、夫より隨身門見分有之候事

○海徳寺住持去十三日夜致退寺候様、同宗常称寺より書附差出候事

○三宅弥内様札場被仰付候由、知せ状参候事

廿六日 晴

○昼後問屋座勘定下約メ相調候「」 集會いたし、夕方帰候事

廿七日 晴

○海徳寺退寺願先例ニ相「」之文「」付認替させ奥書取計差出候事

廿八日 晴 夜ニ入雨天

○福岡屋善太郎酒造小屋二而添造之儀願書奥書調印

○昼後隠居へ釜懸り、自得齋参致稽古候事

廿九日 雨天

○昼前より家大人御出、昼後大文字屋兵介参り、夕方帰り候事

○長崎奉行井戸対馬守様御上り、今晚当駅御止宿ニ相成候事

閏四月 小

朔日 雨天 昼後より晴

○昼後倉田様宿へ参り候事

二日 晴 夕方より雨

○昼後浜転得へ参候所、留守ニ其儘帰候事

三日 晴

○帖元(衆カ)より同役三人致面談度由ニ書状参候ニ付、同

道ニ出勤、○御奉行所貯銀之儀申談有之候事

○福田善九郎被参候事

○浜石垣普請成就ニ付、今明日於住吉社神事取行、為賑浄るり并ニ舞奉納致候事

四日 晴

○艮社八幡花圖之儀、淳藏より笠嘉へ話候趣ニ付、木

綿屋禎次郎へ太助遣し候事

○福善寺昨日罷歸り候由申出致候事

○(新カ)開寄場新建物之書附草稿太助より

「(新カ)」へ参候事

○諸品役処為替方差免久次郎、為替方被仰付烏屋半兵衛・带田屋清介

五日 晴

○新開新建物願本書差出候事

○諸品役所出勤

○城真参り、浜普請ニ付船繫石寄進之儀申来候事

○御裁許物於裏客屋取計候事

伴儀助宿下ケ中出奔一条ニ付、追込被仰付、灰屋治兵衛後家盜(賊カ)質取引之儀ニ付牢舎被仰付候事、住屋武

兵衛

○筑前少将様御止宿ニ付、御送迎出勤

六日 雨天

○両社花圖之儀并浜船繫石之儀申談ニ付、龜山へ参候事

○問屋座出勤

○東灰屋旅行之儀ニ付御屋鋪へ「(新カ)」

○東灰屋致帰宅候事

○島半・带与へ歎ニ参候事

七日 晴

○東灰屋へ参候事

○灰屋治兵衛後家駕追込「(新カ)」

○諸品役所出勤

○倉田様宿へ参候事

八日 晴

○釜日いたし候事

○倉田様銀たん(談)之事ニ付、高橋より要介使ニ参り候事

九日 晴

○有馬富之丞様御下り、昨夜今津御泊り、当所御昼本

郷御泊御道割、最朝飯頃御通ニ相成、御送迎致出勤候事

○長尾氏へ明日之案内ニ参候事

○五月節句、幟甲人形等御儉約締り方御触書并市中へ

出宿者或他所者無願ニ而致住居候者早々取しらへ立除せ

候様御書出し亀山へ下り候ニ付、平作ヲ以二通とも被

廻候事

○倉田様夕方乗船ニ而御引取ニ相成候事

○天神社隨身門倉田様御見分「一」日之通りニ候事

十日 晴

○長尾氏相伴、高橋・七十屋、昼後八ツ時分より参、七ツ半頃開ニ相成候事

十一日 晴

○長尾氏へ挨拶ニ参候事

○東灰屋へ参候事

○亀山継太郎被参候事

○山田将監様御死去之由御書出

○殿様江戸去月廿七日御発駕被為(遊カ)□候ニ付、十九日

当駅御止宿之由被仰出候事

○御年頭御受ニ相成候由被仰出候事

○御道中安全之御祈祷両社ニ而取行ひ申候事

○浜手普請成就之祭礼ニ先日願出ニ相成候所、倉田へ

之当り合ニ而御免ニ不相成、改而今明日之所願出候所、

御免許ニ相成候事

十二日 晴

○常称寺ニおい而棋会有之、昼後より参り、夕方帰候事

○御本陣御門前へ塵芥取捨候者も有之候由、決而不相

成、以来取捨候者見当候得^者申付方も有之候趣御書出^而出候事

○問屋座出勤いたし候事

十三日 晴

○昼後東灰屋へ三木屋被參基出来候事

○三宅弥太郎引取二付、暇乞ニ參り候事、三宅氏龜山へ大紺屋一条談有之候事

十四日 晴 夜四ツより九ツ時迄大雨雷鳴

○住屋武兵衛出牢被仰付候事

十五日 晴

○御奉行所へ參ル、最御逢^者無之候事

○昼後御通行二付、御本陣へ寄会致候事

○問屋座出勤、金平より地神祭之節舞さらへ浜目附へ町廻りより御印付挑灯引候様申談候一条委細承候事

十六日 晴

○小笠原佐渡守様御登り、三原より今津御昼神辺御泊り、当所御直通り御送迎出勤、御奉行様御見舞有之候事
○お只夜前より隠居へ逗留いたし候事

十七日 雨天

○宮原朝より隠居へ參り、夕方帰候事

十八日 晴

○御奉行様町内御見分、夫より御境先立札相濟、御本陣御見分ニ相成候事

御代官御見分之節^者年寄老人・組頭老人相勤候事

○御宿割夕方御着、同役三人御本陣□屋出勤御逢有之候事
但、帶劍儘^而相勤候事

○富吉屋孫平より差出候身上向之義書附、新地石置場書附披見、塩小売屋より出候書附奥書調印

十九日 曇 夕方そばへ

○昼前矢懸^掛御立之遠見帰ル、神辺遠見余り遅刻ニ相成候二付、遠見ニ不拘御奉行所御出張之積ニ相成、其由

申来候ニ付、早速出勤□□^(玉カ)へ扣候、最其内ニ神辺遠見

帰ル、御奉行所扣候処へ御越之節出迎不致、御着座之

上御挨拶ニ参候事

○殿様夕七ツ九歩御本陣へ御着ニ相成候事

夜ニ入御本陣引ケ、夫より例之通御年寄御用人御勘定

所へ廻勤候事

○夜半頃より油屋昏店へ夜詰ニ参候事

廿日 晴

○御奉行様八ツ半頃より御出張ニ相成候事

○朝五ツ半頃御立座ニ相成候事

○御奉行所恐悦相済、世羅・長尾へ廻勤

○相良志摩守様御止宿ニ相成候事

廿一日 雨天

○昼後問屋座下勘定集会、夕方帰候事

廿二日 雨天

○諸品役処出勤之事

○昼後東灰屋へ三木屋被参棋出来参ル

廿三日 雨天

○木綿屋禎二郎参り、両社花鬘之儀話有之候事

○御三之丸稻荷社御祈祷札御下ニ相成候ニ付、御受御

礼ニ罷出候事

○大紺屋貞兵衛手代兵助懸り合之者不残御許^(裁許)ニ相成

候事

○昼後東灰屋へ参り、夕方帰り候事

○恒二郎夫婦向島へ参候事

廿四日 晴

○浄土寺露滴庵ニ^而住福屋半兵衛・七十屋一漚正午茶事

被招、長尾氏・高橋一漚詰、住半□主薄茶一漚手前い

たし候事

○家大人石風路へおた、見舞ニ御出被成候由ニ付、跡

より参り、夕方帰り候事

廿五日 晴

○簀奉行寺西様御止宿、月番ニ付御宿見舞参ル、浄土寺へ御参詣ニ付、御留主へ参り候分ニいたし、名札差出候事

○兵助懸り之者追込御免ニ相成候ニ付出勤、裏客屋ニ而

取計候事

○昼後三木屋・東灰屋隠居へ被参候事

廿六日 晴 夜ニ入雨

○問屋座出勤

○諸品役所出勤

○家内石風路へ見舞ニ参り、夜ニ入帰候事

○佐藤一斎門人河村儀一郎与申書生隠居へ参候事

廿七日

○夜前今晝迄ニ艮社花鬘突仕舞之由、太助より承り候事

○問屋座勘定夕七ツ頃より夜五ツ頃開キニ相成候事

廿八日 晴

○昼後東灰屋へ参、三木屋浜狩野参り、夕方帰り候事

○塩小売屋より差出候書附不相叶趣附紙ニ相成御下ケニ相成候事

廿九日 晴

○諸品役所出勤

○昼後東灰屋へ参候事

五月 大

朔日 晴

○高橋参り候事

○昼後東灰屋へ参り候事

○年寄三人より御奉行様へ差出物之義伺書附帋ニ而御聞居ニ相成候、○参院芝居小屋ニ而春(秋カ)芝居其外賑御カひ物時合中御聞届被下候様口演書差出候事

二日

○昼後東灰屋へ参候事

三日 晴

○問屋座出勤

○龜山へ参り候事

○御吟味役(植カ)田小三郎様御出、竹原屋調兵衛方へ御

止宿二相成、□二昼後御着二相成御挨拶二参り候事

○宮原へ訪ひ候所、留主二而得不逢候事

四日 晴

○植田様諸(品役カ)□□所御見分二相成出勤、最今日者取引振

御見分二相成候事、○御送迎者主殿より勘定役迄門内二

而相勤、魚清・平彦以下門外二而相勤候事

○宮原相訪ひ候所、此節西土へ逗留二付、同方へ参り

候処、龜山兄弟被参夕方迄相話候事

○足盛御姫君様此度岩国様へ御嫁入二付、当所迄陸

路、当所より御乗船、最岩国より御迎船参り候事、○

夜前今津御泊、昼前御着、最今夕者中屋舗へ御止宿、明

日御乗船二相成候事

五日 晴

○御礼正五ツ与申事二被仰出、一統早ク致出勤候得共、

世羅様御出勤暇取候二付、御礼者□彼是四ツ前二相成候事

○御姫君様昼後御乗船二相成候事

○昼後東灰屋「」座敷二而某会有之候事

六日 雨天

○植田様諸品藏所御見分昼迄二相済、同処二而「」
出ル、昼後御銀見分八ツ過帰り候事

「」所御見分□之節、綿座・問屋座御見分

○植田様明朝御引取二付、夕方御暇乞二参候事

七日 晴

○昼後東灰屋「(へ参りカ)」候事

○恒次郎夫婦向島より帰候事

八日 晴

○釜日「」いたし候事

○□屋弥四郎□釜二(へカ)而被招候、七郎右衛門・継太郎

詰、一漚八ツ過より参り、夕方帰候事

○御礼錢来十二日迄二相納候様御書出し出候事

九日 「」

○御奉行様西国寺へ御参詣、最同寺ニ御扣申上候ニ付、同役三人御取持ニ罷出候様龜山へ御直々御沙汰有之候事

十日 晴

○昨日之御挨拶ニ御座敷致出勤候事

○問屋座致出勤

○新地〔石置場カ〕并ニ新開寄場処御見分ニ相成、帖元

渡部・福田七右衛門・儀八郎・勘右衛門・平助

〔十カ〕
□□日 晴

○昼後東灰屋へ 「」

○悪病退散之為一宮社神輿市中御幸之儀、宝土寺より

願出候ニ付、兩町へ当り差問無之哉、土堂丁 「」

ニ付差問無之様返事いたし候事、○先年悪病流行之節

ニも一宮社御幸之先例有之候由

十二日 晴

○岸本佐〔左〕「〔二郎カ〕」夜前参り候事

○昼後東灰屋へ参り候事

○問屋座集会永昌講致談候事

十三日 晴 夜二入少々雨

○昼後東灰屋隱居ニ〔而〕棋稽古ニ参候事

○博奕之儀致入牢居候者其不残出牢被仰付候、最佳屋嘉兵衛・富よし屋清兵衛兩人者御免許ニ不相成候事

十四日 晴

○宮新後家 「」佐兩人入牢被仰付候事

龜山繼太郎出勤頼遣し候事

○岸本今日より〔丹カ〕融寺□致 「」事

昼前参候事

十五日 晴

○問屋座御褒美 「」出勤、最藏本屋茶案内受居候

ニ付、御〔奉カ〕行所之前丈相勤 「」被下候節立会之

儀「」七郎右衛門へ頼置帰候事、○問屋役場懸り

○龜山へ参候事

役へ御褒美被下、入札方御褒美も今日取計ニ相成候事

○藏本屋へ参ル、長尾氏(庄カ)白後一漚参候事

十九日 朝雨 昼後晴

○一宮社神興市中御幸有之候事

○問屋座致出勤候事

○昼後円融寺へ参り候事

○東灰屋旅行願御間届ニ相成候事

「(廿日カ)」晴

十六日 晴

○岸本瀬戸田へ参候事

○家大人御屋鋪出勤之義、明日ニ而如何可有之哉(御カ)伺
「(申上カ)」候所、御奉行所より明日者御日柄故不宜「
」差間有之候間、廿三日罷出候様御沙汰有之候事、

○諸品役処出勤

○七右衛門出勤致居候而山暫切「」之義并ニ御貯

○問屋座出勤

銀之義(等語カ)「」有之候事

十七日 晴

廿一日 雨天

○東灰屋乗船ニ相成候事

○太助へ山暫切之義并組合判之事相尋候事

○帖元三宅弥太郎被参候事

○勘右衛門参り石置場御免許ニ付跡々締合之義申談方

○石(置カ)場并(二カ)同所立物之義御免許ニ相成候事

話有之候事

十八日 晴 夜ニ入雨

○龜山之二而肝煎清兵衛山暫切之事申参候事

○渡部氏今夕引取ニ付、暇乞ニ致出勤候事

○岸本昨日帰候ニ付、昼後稽古ニ参候事

○石置場締合申談之義ニ付、太助ヲ高橋へ遣し候事

○七十屋一漚・大紺屋栄介銀談之義ニ付、納戸へ参候事

○小川ニ金懸り八ツ過より参ル、長尾氏・□屋泉源

○家大人宮原へ御出、恒次郎致御供参候事

廿二日 晴

○諸品役処出勤

○石置場御免許ニ相成、右ニ付石工方為冥加入江掘俊(後)之義願出之趣も有之、当分怠りも有之間敷候へ共後年ニ至り掘俊方等閑ニ相成候

而者不相濟、其段締り合押合之上聞届読聞ニ相成候事、

最出勤方ハ組頭儀八郎・世話懸り勘右衛門・庄屋平

助、中屋□□(鋪ニカ)おい而申付候、石工共者表筋之者不残呼出

し、最裏住ニ少々細工致居候者頭立候者より申聞候

様申出候ニ付、其趣ニ相成候事

○小川へ昨日之礼ニ参候事

廿三日 晴

○家大人御奉行処へ御出被成致御供出勤、常之御居間

ニ御逢、色々御話有之、御吸物ニ御盃被下候事、○

御衣服者始而之義故羽織袴ニ御出被成候事

○問屋座出勤

○住屋嘉兵衛・飯田屋清兵衛出牢被仰付候ニ付、出勤

取計候事

○於福善寺ニ永昌講会執行、夕方より参ル

最多人数ニ参り、夜更ニ付外懸り役へ相頼、七郎右衛

門兩人先へ帰候事、凡夜九ツ時分

廿四日 曇

○昨日之御礼ニ朝之間御屋鋪へ出勤

○夜前龜山福山より被帰候出、清兵衛ヲ以申参候事

廿五日 晴 夕方雨

○国主祭良八幡ニ執行候事

○十四日町組合判行取計ニ相成候事

廿六日 曇 雨

○町内家札渡取計候事

廿七日 晴 昼後少々雨

○明日判席にし富出勤之儀太助へ申付候事

廿八日 曇

○昼後早々より常称寺二而組合（判カ）行候ニ付出勤、組頭儀八郎・儀右衛門・勘右衛門・筆役肝煎不残、○判行八ツ時分より相初、七ツ頃迄ニ相仕舞、最ニ致候、猶御儉約并ニ旅人無願逗留住居等之儀、市中祭物町役処へ願出聞届之上祭致候様演舌致候事

○夜前山之道ニ而喧嘩有之、最双方共（方）之者之由嘸ニ参り、手疵（ヲカ）蒙候者鍛冶「（方）」、十四日町之者（手カ）承ル、委事者略之

廿九日 晴

○諸品役所出勤、其前ニ昨日組合判行執行之趣帖元へ申入置候事

○御奉行所御貯銀之一条、昼前中屋敷へ寄会致相談候事、組頭者筆上儀八郎老人呼寄、同人申談候事、○七郎右衛門より話ニ者、新地より書附差出シ新開寄場之儀相止ミ候様、尚同所衣裳并ニ諸事僭上之儀差押へ呉候

様願出候ニ付、同人考ニ者、此節新開より拝借願出居申候、最拝借建りニ而者新地へ当り合候間、下役共手許ニ而致才覚候与相唱貸附可申哉、左様致置候而右寄場所之儀ハ暫時見合可申、宜時節ニ者役方より沙汰ニ可及与申間差留メ可申、尚衣裳等之所一緒ニ差押候而者如何可有之との儀話有之候事

晦日 曇 土用入

○問屋座致出勤候事

六月 小

朔（日カ） 晴

○常称寺稻荷社後口切崖梅雨「（方）」度々崩レ損シ難捨置候ニ付、此度常称寺・福善寺申値、崖際へ少々腰石垣築度段申出候、最郡方ニおい而者灰屋手許限ニ可致候間、町方も役人手許ニ而為相済具候様申出候ニ付、太助見合之上、真之越築ニ而差而目立不申儀ニ候得者、随分手許限ニ致置可申、最見分之上委細申出候様、太助へ

申付候事

二日 晴

無事

三日 晴

○祇園寄会夕方より中屋鋪へ致出勤候事

○先達^而入牢被仰付候小間物屋与兵衛・宮屋新五郎後家
こと今日御差免ニ相成候事

○尾張中納言様御逝去ニ付、普請作事三日之間、鳴物
七日之間御停止被仰出候事

○長江丁之者十七歳ニ相成候者二人致溺死候事、最二
人共村方之^(者カ)□ニ候事

四日 晴

○東灰屋より之書状今日届候事

○諸品役所出勤

○大坂屋徳兵衛より油屋□右衛門^(ハカ)貸附滞銀「
」^(書附カ)□□十四日丁より廻り候事

五日 晴

○富吉屋「」借財方仕「」願^(有カ)□□中屋鋪へ寄
会、同役三人・喜三・半兵衛

六日 晴

○潤「」銀之儀ニ付、同役より御奉行所宛^而書附
差出候事

七日 晴

○小川へ釜懸り朝之間参候事

八日 晴

○金屋始太郎今夕御城下へ参候事

九日 晴

○御奉行所へ暑中御見舞ニ致出勤候事

○問屋座へ出勤候事

○家大人御涼所へ参ル、宮原被参候事

十日 晴

(圖脱カ)

○祇社御祭礼御停止ニ付御延引ニ相成、今日御幸後之御幸^著例之通十四日ニ相成、快晴^ニ而賑鋪暮方諸事無滯御旅所へ御鎮座ニ相成候事

○京都満川□□被參候事

○三木屋繁右衛門昼休之節被參候事

十一日 晴

○富吉屋道具直入ニ付、朝より中屋鋪へ^(参カ)□□昼後帰候事、同役三人・□右衛門・「」・^(喜三カ)□□・松□・高須屋・住半・龜、^(山カ)・半兵衛、京都住常手代嘉介參道具致直入候事

○「」^(満田屋勘カ)「」引取候ニ付、中屋鋪へ挨拶ニ參候事

○府中屋嘉右衛門問屋方肝煎本役「」

○龜山「」

「」^而取計ニ「」

十二日 晴

○諸品役所頭取より使參、同役三人出勤致呉候様申來候ニ付出勤、○同所改役人撰之義談有之候事

○昼後同役并両替頭取致出勤候様帖元衆より書状參り、夕方致出勤候所、両替金相場一条談有之候事

十三日 晴

無事

十四日 晴

○祇園宮祭礼神輿御幸夕方無滯御鎮座ニ相成候事

○昼休之節三木屋被參候事

○□小路徳次郎贖札一条懸り合之者夫々御裁許ニ相成、祇園社御鎮座後常称寺より直ニ中屋敷へ出勤、最御注進之義ハ同役兩人頼候事

○徳次郎妻まさ牢舎

○徳次郎引受致世話候匠屋貞助追込、○貞助組合追込

十五日 晴

○御屋鋪へ出勤、御奉行様御逢有之候事

○西富より被招舟行、高橋・三木屋儀八郎・西富都合
四人

米小売屋より願出候、是又何遣し候様申付候事
○七郎右衛門能見物二夜前軀へ参候事

十六日 晴

十九日 晴

○問屋座出勤

○天神社祭礼御免ニ相成候事

○夕方「」所へ参候事

○昼後屋鋪より呼ニ参致出勤候所、天神社祭礼之節例
年作り物致大造二候由承候、当年別^而仰出も有之候間、

十七日 晴

花美之義無之候様申付候段談有之候二付、肝煎清兵衛
へ申付、龜山へ談之上新丁辺之者共へ示し置候様申付

○三宅弥内様夜前御出、長尾様引取「」ニ付暇乞
ニ参候事

候事

○諸品役所出勤

○御番頭石井大膳様御止宿ニ付、御宿見舞ニ参候事、

○恒次郎、松井同道^而靱津へ能見物ニ参候事

○御奉行様御揃合ニ付御出被成候事

最御送迎^者不致候事

十八日 晴 夕方より少々白雨

○問屋座出勤

廿日 晴

○宮原へ訪候事

○早朝恒次郎軀より帰候事

○水尾小路浜普請致出来候二付、地神祭致度、最為賑

○昼□胡半依有之恒次郎「」参候事

ひ子供舞さらへ致度段願出候二付、其趣伺遣候事

○来ル廿八日住吉社祭礼之節、新地沖合^而花火揚度段

廿一日 晴

水尾小路浜手普請出来二付、地神祭「」ひ為賑同所二おい而舞さらへ致候事

○花火之義土堂丁より差出候書附不相調候趣附昏二而下候事

廿二日 晴

廿七日 晴

○彦根洪谷生・宮原・胡屋被参候二付、昼後参ル

廿八日 晴

廿三日 晴

○匠屋貞助追込御免二相成候事

○浜目附彦兵衛「」水尾小路舞さらへ之節「」方之義先達而町廻り方差障も有之候間、出勤之義無用二致候様「」沙汰致置候所、押而致出勤候趣（甚カ）「」

○天神社御渡二相成候事

「」手締取約メ候所、全両人之者心得違之「」歎

廿四日 晴

出候一条勘右衛門参り談有之候事

○諸品役所、問屋座出勤候事

○大紺屋貞兵衛船二而被招候事

廿五日 雨天

屋鋪へ者舞さらへと申出置候事

○雨天二付、祭礼延引二相成候事

廿九日 晴

○昼後三木屋被参候事

○夜前住吉社祭礼二付、花火奉納兼而不相成趣差留メ有之候所、冲合両所二而揚候二付、御屋敷より高橋へ申

廿六日 晴

参り、同人致出勤候所、御奉行様より花火之一条御尋

○天神社祭礼

付、差留呉候様歎出候事

二付、同人より申込候者全地方之者ニ無之、松永・藤江辺より例年奉納致来候者共ニ当年之振合不致承知例年之義ニ相心得奉納致趣ニ候、最夜前ニ沖合へ納涼ニ参居候而其段見受候ニ付、早速下役遣し差留メ候趣申込候ニ付、相済候事、○小内全当処浜手之者共ニ有之候事

三日 晴

○諸品役処出勤

四日 晴

○他所醬油取寄之儀不相成、最手作り不致者共御領分中ニ取寄候様被仰付候事

七月 大

朔日 晴

五日 晴

○御屋鋪へ出勤

○海龍寺出奔願浄土寺より差出候事、委細年誌ニアリ

○川崎屋平兵衛備中玉島之者へ取組候而土堂丁島屋和助・富吉屋与七・灰屋貞兵衛、古手屋保兵衛へ銀子取替有之趣ニ之方へ詰催促ニ及居候、最

○富吉屋勘右衛門参候事

博奕ニ付取引ニ相成居候趣有之

六日 晴

○東灰屋上方より帰宅致候事

二日 晴

○新開子供縮合之義新地歎出之趣、七郎右衛門・平助ニ中屋敷へ呼出し新開之者へ申聞候事

○三味線職人共申出候者近来大坂より同職之者参り込盆中候ニ地方同職之者迷惑致候ニ

七日 晴

○亀井隠岐守様御下り御昼休

出勤御用引二^而御礼「」

八日 晴

○東灰屋・大咲屋貞二参ル

○呉服屋共より下り商人差留呉候様歎出候事

○盆躍之義御免許二相成候事

九日 晴 夜二入風烈敷

○諸品役所出勤

○昼後東灰屋惣右衛門二^而碁催し、夜二入帰候事

○新屋庄兵衛追込被仰付候事

十日 雲天 終日大風 夜八ツ頃風益強

○問屋座出勤

十一日 曇 昼後晴

○大咲屋貞二参り、八幡花圖之義話有之候事

○呉服屋より差出候書附高橋出勤「^(之節カ)」帖元衆迄内見

二入候趣清兵衛より承候事

十二日 晴

○問屋座出勤

十三日 晴

○太助より良八幡花圖算用□^(帖カ)差出候事

○浄土寺、海龍寺出奔願之書附認替出候事

○問屋座出勤

○亀山へ参り八幡花圖之儀貞次より話之趣談候事

○花圖之儀二付、貞次へ申遣し話合候事

○新屋庄兵衛追込御免二相成候事

○夜二入家大人御出被成候事

十四日 雨天

○朝問屋^(座脱カ)出勤

○夜八ツ前より出揃

○大紺屋采助貸附払出断申出方不宜二付、色々押合二^而手間取、朝四ツ頃帰候事

十五日 晴

○夕方暮参いたし候事

○夜二入胡半へ参候事

○宮原へ参り、明夕舟遊候事相話候事

廿一日 晴

○夕方より宮原・東灰屋三人二而舟遊

○お隆亀山へ参候事

十六日 晴 夜四ツ過夕立

○三木屋・東灰屋・狩野昼後参り棋出来候事

廿二日 晴

○住常手代嘉介、東亭二而茶出し被招候、最相客者家大

人・亀山継太郎・泉屋治右衛門

十七日 晴

○東灰屋惣右衛門二而碁催候二付、昼前「」参候事

○問屋座御見分不快二付出勤不致候事

十八日 晴

○香椎宮献納物通行相成候事

廿三日 晴

○吉和躍参候事

八月 小

十九日 晴

○問屋座出勤

十三日

○宮原へ訪候所出違候事

○高橋七郎右衛門今日乗船御城下へ参り候事

廿日 晴

十五日

○御奉行様御用向ニ付御城下へ御出府被遊候事、例之
通町端へ廻御送り申候事

廿三日

○龜山今夕乗船御城下へ参〔候事カ〕

廿五日

○御奉行処御留守見舞ニ提重〔 〕

廿八日

○今朝七郎右衛門広島より帰り候事

廿九日

○旅行願御免ニ相成候事

九月 大

朔日

○御奉行所へ御暇乞ニ罷出候事

○夜四ツ過乗船いたし候事

四日

○昼後広島へ着船いたし候、夜二入佐々木へ参候事

十三日

○朝乗船広島致出帆候事

十七日

○昼後三津之浜へ着船いたし候事

十八日

○道後へ致着候事

十月 大

七日

○松山へ浄るりへ参候事

八日

○亀屋へ参り、夜二入帰候事

九日

○昼後より亀屋へ参ル、浄るりへ被招、夕方同方へ帰り種々馳走ニ相成候事

十日

○昼後三津之浜より乗船

十二日

○昼後致帰着候事

十三日

○御奉行所へ参候事

十四日

○亀山・高橋始其外へ罷帰候挨拶ニ参候事

○明十五日朝五ツ半時御用ニ付罷出候様帖元渡部・三

宅より書状到来、例之通受書取計候事

十五日

○朝五ツ半時出勤

○御広間へ罷出例之席へ罷出ル

御奉行所辻小八郎様・御徒士世羅作兵衛様・帖元渡部

〔^{百カ}平殿・三宅弥太郎殿立会、同役手違ニ^而席詰不致

候事

左之通被仰付候事

町年寄上席格

町年寄

橋本吉兵衛

夫より袴ニ^而御受御礼申上候事

廻勤世羅・札場・三宅弥内様、同役両家・小川・三木

屋^者下役遣し「」

十六日

○入札突仕舞ニ相成、帖元福田引取相成候事

○七郎右衛門御受御礼ニ昼後乗船「」候事

帖元福田同船之由

右^者先月廿日七郎右衛門始左之通被仰付候事

町年寄上席
生涯地他共帶刀御免

上席格
高橋七郎右衛門

□事御用懸り
年寄加談

年寄同格
小川作右衛門

組頭差免
同 加談并

年寄格
勘右衛門

十四日丁組頭

作右衛門伴
常右衛門

○高橋暇乞、小川・三木屋へ参候事

○川崎屋平兵衛其外懸り合者共御裁被濟出勤

十七日

町方問屋諸品下役共夜前振舞致候事

□屋長兵衛

○札場・三宅へ暇乞ニ参候事

○世羅氏へ吹聴心ニ面参候事

廿二日

十八日

○札場詰辻権兵衛様被参、三宅氏引取ニ相成候事
○立帰者御裁許被仰付候ニ付、中屋敷(ハカ)□致出勤候事

十九日

○三宅弥太郎殿御勘定所御積方へ出勤被仰付候之歛ニ
参候事

廿日

廿一日

町方追放村方住居御構 川崎屋平兵衛、入牢 島屋和

助・古手屋佐兵衛・富吉屋与七・灰屋貞兵衛、追込

廿三日

○道具屋吉助参候事

廿四日

晦日

○昼前帰り候事

廿五日

○夜前七郎右衛門広島より帰り候事

○庄屋平助夜前致死去候事

廿六日

霜月 小

廿七日

朔日

○道具屋吉助、自得齋借受茶事致「一」

○御屋敷へ三原帰り候ニ付出勤

今日正午被招候事、合客亀山兄弟・恒次郎、詰自得齋

○先達格合昇進之節御来物之礼ニ月行司迄之処礼ニ参候事

廿八日

候事

○宇都宮先日三人扶持御加増之由知せ来候事

○高橋へ参候事

廿九日

二日

○朝七ツ過乗船、昼前三原へ着岸、昼後登城、例之通

三日

御鉄砲之間ニ御用人衆御応対相濟、夫より廻勤、広島

○今日より於隠居茶事勤候事

より御出之御役人三軒、三原御用人三軒、町奉行所帖

○三宅結構歎ニ付被招夕方同役三人参、四ツ前帰候事

元小川宅ニ例之通酒出候而夕方乗船

四日

○三宅へ夜前之礼ニ参候事

十日

○問屋座出勤

五日

○今日ニ^而茶事仕舞候事

十一日

○道具屋吉助今夕乗船候事

○高橋振舞ニ^而夕方より参り、九ツ前帰候事

○町内胡社今夜遷宮ニ相成候事

六日

○問屋座致出勤候事

十二日

○常称寺祇園社損所并松之寮御見分、渡邊・三宅兩人

○胡社遷宮ニ付、町内作り物賑敷候事

七日

○諸品役所出勤

十三日

○七郎右衛門三原へ参候、明日御内見被仰付候由

八日

○芝居小屋破損所御見分、渡邊氏・三宅氏・西富其外

九日

○自得齋^(へカ)□茶事ニ^而被招候事、合客西富勘右衛門・

町廻り下役共

○小川より亀山今夕荷物送りニ相成候事

府中米屋次郎右衛門、詰得齋・此許兩人

十五日

○夜前荷物贈相濟候歛二亀山□小川へ參候事

○昼後川口屋源右衛門參候事

○石州御銀今夕当駄御止宿、夕方より本陣へ出勤、夜九ツ前帰候事、諸事例之通見立

十六日

○昼前御船積二相成候事

○亀山祝用、恒次郎祝盆立会源右衛門并杓子本段より出ル、同席之客廿人、夜明^而帰候事

十七日

○昼八ツ過頃備中高屋村勢平代人愛次郎^与申者島屋五郎三郎方へ罷越、先年五郎三郎より島屋甚平へ並銀三拾貫目貸附、其代り二島甚居宅島五へ引受二相成居候分請戻度由二^而札拾貫式百目持參、尤跡札老部八込式拾貫目追々致持參候間受取呉候様申候二付、島五より^者政次郎致応対候^者如何様先年甚平方へ並銀三拾貫目貸附有之候得共、勢平殿より受取候御仕合二^者無之候間得受□不申^(取カ)申切候所、愛次郎儀右銀札ヲ政次郎へ打付候^而己^与頭ヲか、へ其儘打臥申候、愛次郎致同道參候幾次郎^与申者其儘町役場へ參り申候^者、只今島五之方二^而私同伴之愛次郎^与申者ケ様々々之儀二^而政次郎へ対談

致居候所、政次郎始其外多勢打寄愛次郎ヲ打擲申候二

付、此段御□申候由申出候事、夜二入太助より右次第

「」

十八日

○高屋村庄屋勢平より昨日愛次郎逢「」候趣知せ

越候間、無程御地へ罷越申候二付、宿構之所相頼候

由、尤医師老人召連候間、手広宿「」呉候様申書

状差越候二付、早速御屋鋪へ差出候事

○石州御銀二付帳切今日二相成候事

○帳切後島五一条申談候、高橋・西富□談□之上二応

医師召連參り病人見合可申^与申儀二治定、医師^者彭城魯

道へ申付候事

○七ツ前勢平より書状差越、只今致着申候間、宿差函

致呉候様申来候事

○勘右衛門・淳藏・太助其外町廻り老人医師召連、島五へ参病人見合可申^与申候所、病人申候^者只今庄屋勢平致着候趣承り申候、同人出浮不申以前二候得^者診察二も預り可申候得とも、兼致候上^者同人考も可有之候間相断候趣申候二付、其儘一統引取候事

○同夜五ツ過勢平より病人見分之儀申越、勘右衛門・淳藏・筆役・肝煎・町廻・医師参り見合候事

十九日

○御屋鋪へ出勤、勘右衛門・作右衛門出勤、右一条申談候事

○御屋鋪より御沙汰^二而、最上助右衛門・筆役才右衛門・用助、笠岡へ御差向ケニ相成、島甚後家并源藏兩人連帰^{有之カ}り候様申付□□候由、尤同丁役人へ^者一切御示合無之「^一」
夜前九ツ過より参り候事

廿日

○問屋座胡祭り夕方より出勤、四ツ過帰^{有之カ}り候事

○問屋座^二而申値、島五一条間合□^(之カ)為明朝弥作備中井原村へ遣し候事二治定、直二同人呼寄、勘右衛門より大津寄吉郎右衛門へ書状相添□□申付候事

廿一日

○久保丁買廻り早朝より夕方迄二仕舞候事

□^(当カ)年^者家札朱番引合せ候事

○夕方御屋敷より勘右衛門^与両人口可致出勤候様申来其儘出勤、小川も出勤、初夜帰^{有之カ}り候事

○向島富浜松浦屋浜式軒・木綿禎次郎懸^(屋脱カ)り居候浜壹軒致焼失候事

廿二日

○高橋・西富昼後此許同店ニ致集結、島五親類木綿屋久次郎呼寄了簡振□相尋候事

○夜「^一」頃弥作井原より罷帰^{有之カ}り候二付、勘右衛門参り、此儘御屋敷へ致出勤置候様「^一」

即刻出勤、高橋も致出勤、弥作より井原村様子返事、御奉行様御「^一」聞被遊候事

○龜山より小川へ初出入此許□恒次郎参り候事

廿三日

○今曉井原村大津寄豊太郎・同角平兩人参候事

○金光屋へ役所相構早朝より一統出勤

○夕方御檢使染谷重三郎殿・同心増田「」

「」中屋敷へ着被致候事

右世羅氏・帖元福田氏御宿見舞ニ被参「」

兩人□^(共カ)裨始終御応対之節□上下「」事

御両所より病人立会見分之儀、染谷氏へ申入有之候所、

先方対候^者、当所ニ奉行在勤被致居候儀一円承知不致

「」立会見分出役之儀広島へ懸合置申候間、同方より

出役有之候歟、又^者御手元方へ見分之儀沙汰有之候上な

ら^{而者}見分^者得不仕^与被申候二付、出役より被対候^者、当丁

之儀諸事奉行引受之儀ニ候間、たとひ広島へ御懸ケ合ニ

相成候とも所詮人出^{二者}相成不申候間、御立会被下候様

被申候へ共、先方承知無之、如何様御手元方ニおい^{而者}御

内端之儀故、夫^{二而}相済可申候得とも、拙者之所広島表

懸合置、右返事も無之内^者当所御役人中^与致見□候^(分カ)申

候^(不脱カ)相済候段被申切候二付、見分之儀広島より御沙

汰有之候迄延引□^(二カ)相成候事

○世羅・福田兩名^{二而}染谷氏へ提重「」見舞被贈候

事

○小川へ被招候事

廿四日

○早朝より金光屋へ致出勤一統申値之上、鳥屋直兵衛

笠岡表へ遣し候事

廿五日

廿六日

○高橋^与兩人御屋敷へ出勤

○鳥屋十兵衛願之通退隠□一造^江御挨拶「」置、年

寄格年行□^(司カ)御目見被仰付候事

廿七日

○鳥五疵人立会御見分ニ染谷氏羽織踏込、世羅氏・福

田氏、次上下、其外役手之者懸り合之者不殘見分相濟、見分受書双方より調印致差出候事

右受書之内ニ少々紛敷様相聞へ候文意有之候ニ付、其段押合候へとも全見分有懸り書約候書類之儀ニ而何も依之裁許ニ拘り候儀無之与申事ニ申合約り候ニ付、任其意致調印候事

右受書調印相濟候上吟味ニ相成候事

中屋鋪書院庭先へ筵ヲ敷双方懸之者不殘呼一緒ニ間約ニ相成候事

席構染谷氏正面向、此許兩所横座、同心耆人縁側左手ニ着座之事

○最上助右衛門・才右衛門・用助・森武源太「」より帰り候事

廿(八カ)日

○早朝より吟味相初り一同出方昨日之通「」昼前ニ候事

○高屋村入屋寮太より笠屋嘉助へ内濟之儀「」

廿九日

○濟法寺扱ニ立入候様申談候所、(同カ)□人早速致承知(尊カ)□光寺ニ而寮太与双方出会候而何彼申談候事

○竹原ニ而「」衛門夕方致死去候事

極月 大

朔日

○濟法寺物外立入取嘍候得共、所詮居合ニ至不申「」見へ候ニ付、井原村「」平立入候、

最角平儀親類竹原屋調兵衛方へ参居候所、折節濟法寺調兵衛方へ参り合一件取嘍ニ立入候様話いたし候処、

角平儀高屋村近辺ニ而勢平始寮太杯いづれも懇意之趣ニ付、濟法寺与者拙何儀□理算用事者不得□候ニ(奉カ)而

困居候間、何卒立入致世話呉候様相頼候ニ付、無余儀立入候様子ニ取計、角平濟法寺へ差添(取カ)□嘍ニ懸り尊

光寺へ参候事、角平両三度尊光寺へ参候事、夜八ツ過一統帰候事

二日

○内済取嘸懇談(至カ)ニ□り、双方より願下ケ「」

書附差出候ニ付、昼前一統白洲(御カ)□呼出「」

届ニ相成候趣被仰付候事

○大津寄角平昼後帰候事

○三原三好屋祐八郎新開所加地子一件ニ付、隠居へ参候事

○夜廻り「」勤候事

七日

○「」様より下り夜前(今カ)□津□泊今日当所□昼休

中屋鋪ニ相成、例之通皆々罷出御盃有之候事

三日

○早朝御奉行所へ出勤候所、四辻地藏堂普請願之儀ニ

付、是迄村方へ之駈引有之候哉被尋候ニ付、一円其儀者

無之趣先例委細相話候

右福田(氏カ)□談候事

八日

九日

○筆役淳蔵「」庄屋被仰付候事

候事

十日

四日

十二日

五日

十三日

六日

十三日

十四日

○御屋鋪より拜借五百両之儀二付、問屋座より七郎右衛門只今出勤致呉候様申越候二付、出勤致候所、右土納延引ニ相成候段御奉行様殊之外御立腹ニ而此後御貸下ケ之儀不相成被仰候二付、其段断ニ出勤致呉候様之儀ニ付、其儘罷出、色々御詫申上、約ル所恐入書差出可申との儀ニ付相濟候事、最横貫無印右ニ而御貸下ケ相調候事

十五日

○海龍寺御目見へ被仰付候、最今日者十四日町二ニケ寺御目見へ被仰付、其外盲人城真・同孫、海龍寺之分も一緒十四日丁へ相願候事
○下役共左之通被仰付候事

筆役筆頭

筆役

平作

筆役格

肝煎

土堂丁肝煎

善平

差免

土堂町肝煎
被仰付
宮原
專助

十六日

○寄会高橋年番夜ニ入参り、八ツ前帰り候事、龜山・小川・三木屋

十七日

○問屋座御褒美銀被下候事
御褒美「」罷出候人名者「」之節之通り、七郎右衛門奏者失念ニ付、奉行所より御沙汰有之候承り候事
○加口屋周次郎月行司上席被仰付候事
被仰付候帖元所ニ而_{有之}、御受者上下ニ而_御廣間へ罷出候事、廻勤も同様上下ニ候事

十八日

○大文字屋兵助釜懸候而、得齋方へ夕方より参り候事

十九日

一日

○木綿屋類三郎綿座勘定役見習被仰付候事

廿一日

○三木屋繁右衛門隠居へ引移候事

○大寄会中屋鋪へ集会夜五ツ前より九ツ頃帰候事

廿二日

○問屋座出勤

○三木屋「」参り候事

廿三日

○「」氏被参、渡部氏今夕引取候二付、暇乞ニ参候事

廿四日

廿五日

○諸品役所蔵所御見分、例より「」ニ相成候二付、昼前ニ相濟候事

○問屋座出勤

○御屋鋪より歳暮御祝儀^与し^而御肴被下候二付、御礼ニ出勤候事

廿六日

○盜賊国蔵死骸参候事

○盜賊へ死罪申渡之儀、是迄^者町廻り老人^二而取計候処、御奉行様思召^二而大切之儀町廻「」^二而^者余り

軽々敷候間、立会之帖元・組頭も立会可申渡事ニ相成候事

○年寄三人・組頭六人、中屋鋪^二而追込御咎被仰付候事、盜賊国蔵儀ニ付、其外懸り合質屋杯も皆々追込ニ相成、此度^者総^而手重^二被仰付候事

○小川親子出勤申渡取計「」

○申渡之節出方、年寄三人^者帯剣儘ニ同間ニ罷出、帖元

より御咎左之通被仰付候と演舌有之、御書出被相渡候而

直ニ脇指拔候而御書頂戴、次之間へ下り拜□致候事、○

組頭者羽織袴ニ而帶劍ナシニ次之間へ罷出候事、○最此

度者真之役勤故、右□取計相成候事、帖元三宅氏出勤、

○高橋へ者問屋座御□□相預り此許ニて□面一□預り(答カ)

「□候分如何可致哉候所、此分者御用問ニ相成申

候間、裏門より出入可致候、最御奉行へハ不申上帖元

手□限聞届候由ニ候事(許カ)

廿七日

○夜廻り之儀、十四日丁者組頭常右衛門・久保丁木綿屋

禎次郎・土堂丁□島屋□三郎相勤候事(者カ)

廿八日

閏二月(嘉永五年)

十三日

○夜前帖元衆より連名ニ而高橋此許兩人へ当御用状参、

問屋座渋滞銀取約之義ニ付、御面談致度義「□候間、各并勘定役迄可罷出与申文意達有之事

○朝四ツ時過出勤、高橋、手前、東屋、島徳四人、三

木屋病中、栗原屋先日より鼻血出煩ニ付、西富頭瘡ニ

而不勤、○帖元所ニ而野氏、福田氏より談有之、渡部

氏来客有之建合無之、○両所より談有之候趣「□

問屋座貸附取約ニ及候処、粗落着ニ至り候間、約帖面

相渡候間、才覚銀払出方趣法相考「□可申出由ニ而

三町約帖三卷役方受分壹冊被相渡候、尤内浮置物数口

有之分別書拔共受取候、夫より帰り直ニ問屋座へ出勤

申値、貸附即銀并年賦物年々集高其外才覚銀当分物旅

借地借等帖面仕分ケ書拔下役へ申談候事、○下役讓之

助・喜兵衛専ラ申付、友助・喜右衛門へも申付候事

○御屋敷出勤中へ小川使ニ而板屋和平参り、御用仕舞新

法役場へ立寄候様伝言有之候ニ付、問屋座出勤前同方

□参り候、○問屋共より歎書差出新□□「□御貸(法カ)

附ニ相成申候分者口銭差出可申、其余直取引□分ハ口銭

相備候義御差免より「□申出候趣ニ而書附披見、○

右書附一応帖元衆へ内見ニ相備へ、其上ニ而小川辺より

理解物ニて有之与申值候事

十四日

○今日引続集會之積ニ候所、帖面相(調カ)□「」不申候
ニ付、延引ニ相成候事

十五日

○昼後問屋座へ集會貸附才覚仕分ケ帖相調披見、○高橋考二而仕法見積り書被相調候事、右仕法書出勤方角銘々老通宛相渡、明日相考明後日又々集會与申事ニ而引取

○高橋・手前・東屋・西富出勤、下役前日(之カ)□通

十六日

○問屋座仕法書相調、讓之助より為持越「」

十七日

○木綿屋禎次郎土堂町組頭本役、角屋政助新法場所当分手代、樋口屋利兵衛新法場所当分手代被仰付候、○高橋出勤

十八日

○笠岡屋常右衛門組頭退役再願書持参

○夕方問屋座集談、尤疝痛ニ而遅参、高橋・東屋・島徳出勤、○仕法書相調「」、尤高橋考二而先日之とハ少々違居候事

右書附夜ニ入高橋・東屋御屋敷へ持参候事

○勘右衛門義、備中井原より問屋座へ預居「(申候カ)」金子催促ニ参り候由ニ而不参

○夜五ツ過、高橋・手前宛帖元衆三名之御用紙面友助持参、○問屋座渋滞銀一件ニ付、同訊筋有之候間、明朝五ツ時各并勘定役同道、藤助・金平召連レ御役所へ可被罷出、此段申達候、以上

〔手控〕

嘉永五壬子九月

一、当町御奉行郡廻り同格辻小八郎様

御用召二付、九月十二日夕方此元御発足、十四日広

島御着、十七日〔御登カ〕城二而

〔破損(半丁表裏欠損) 一〕

御代官手附被仰付、跡役□郡手附松村八良平へ被仰付候事

一、廿八日 御勘定奉行横山□介様此度大坂御登二

付、夜前三原御泊、今朝五つ時中屋敷へ御着、夫よ

り例之通役人共御逢等相濟候上、御札場御見分諸品

役所并ニ新藏御見分相濟、其儘浜側より新開通り御

立ニ相成候事

但、当年町端御出迎相止ミ中屋鋪

〔破損(半丁表裏欠損) 一〕

合セ〔破損 一〕

頭書ヲ以問屋座貸借洪滞趣法取約、諸品役所札場運

上所之弊風取締手残なく取約之事市中一統不風俗是

迄之仕成ニ不相泥マ致改革候様被仰付候間、其旨可

相心得之由ニ種々御談有之候事

一、三日〔十日〕新帖元相对被參候事

一、問屋座帖面取約差出候様、舟越氏^与り七郎右衛門へ

御談有之、昨二日より取懸り漸三日夜二入相調差出

候事

但、洪滞銀約帖四冊御屋鋪より參ル

問屋座よりハ昨亥年分店帖八冊并預り金書拔壹冊、

講銀書拔壹冊、洪滞年符書拔壹冊差出置候事

一、五日 林氏出張、裏水屋へ御着之事

一、九日 諸品藏見分差支ニ付不動

一、十日 早朝世羅氏乗船引取之事

一、雲州御廻米島屋好兵衛引受新法二^而取引も相成候様

治定之所、舟越氏より手前名目ニ引受候様ニとの内

談、此内より連々有之、承知候趣申置候へ共、菟角

好兵衛場合彼是申立、名前替歎書雲州へ差出候義不

相好、小内有之延引ニ相成^(居カ)候所、舟越氏より押^而談

有之、無扨昨今歎出候、夫二付雲州出役被申候者、好

兵衛歎書計二而者名前振替かたく、吉兵衛よりも其趣

願出□□(候様カ)返答有之、舟越氏□□も最二被思其段渡部談

有之候間、致承知願書草案□好ミ置候事

一、十一日 雲州廻米引受願書草稿并新法□引趣法書

写し等渡部より被相渡候事

一、十二日 利足跡廻し差引書渋滞人名之者より日別

取立積書舟越氏へ持参

一、御改革二付、音信贈答御停止之趣組合并格合月行

司・町方下役・諸役所下役迄不残呼出、其趣申談、

中屋敷差支二付、本陣二取計候事

一、十三日 林氏・舟越氏新法役場・綿座御見分、帖

元兩人共出勤、新報為替貸蔵所・綿座蔵所共御見分

相濟、直二諸品役所胡祭りへ一統出勤

一、十四日 朝、雲州奉行より七十屋喜右衛門ヲ以致

面談度旨被申越候二付、昼頃参り候所、左之通奉書

読聞之上被相渡候事

覚

備後尾道

橋本吉兵衛

右雲州廻米問屋被申付

子十月十四日

一、右相濟御屋敷林氏・舟越氏其旨相届置候事

一、昨日雲州問屋引受願書帖元中迄差出置候事

一、十五日 雲州出役へ相渡候書付数通、下書ヲ以林

氏勤番所へ参候所、舟越氏・帖元渡部・小川参り合

申値治定、右二付着船之節船頭・水主等風呂入休足

之仕構、魚屋清右衛門へ被申付候事、右浜手米捌方

取計候様御徒士衆より作右衛門へ御談有之事

一、十六日 右書附相調出役へ相渡候事

明日出立二付、暇乞申置候事

一、朝諸品役所出勤、即金八百五拾七兩式朱受取、○

出役より書状参り、栄介より差入置候後、質書類添

書共四通并石見屋七郎兵衛より此許出役奥書二而此後

無相違廻米可致書附為持被遊候二付、其儘諸品役所へ納置候事、○右即金昼後沢弥藏・升取六兵衛受取見分ニ參候事

一、十七日 朝四（通カ）□□出役発足、見送り手代友七町端迄差出候事、○今日より於隱居口切茶事

一、三原御扶持米三步方減石之所、此度壹歩方御甘メ米ニ相成候段、町奉行より御達し有之、委細三原年誌ニアリ

一、十八日 朝、舟越へ參ル、雲州廻米後質名前切替之儀、出役より談之趣申上置、小川問屋役場寄合之席ニ而雜談之事相守候沙汰有之候事

一、十九日 一昨日雲州より御大工衆四人相見へ、当所海徳寺へ囲置有之、材木帆柱ニ相調置、御手船廻船ニ相成候上、当所ニ而建替可申積ニ（御カ）□□入込候趣、昨朝七十屋より申參候事

一、廿日 龜山別莊へ參ル、○小川へ參り、一昨日舟越氏之内沙汰之趣小川申談候事、○舟越氏へ參候所、林氏・渡部被參内談中ニ付申置候事

一、廿一日、舟越氏より手許拝借之義示談有之、小川

一条託言申述置

一、廿二日 小川・舟越氏へ參り、□言（狂カ）一条誤出一條解合候由承ル、其叙組頭一件申試候所、受工合宜由

作右衛門より承ル、太助へ町用銀算用之義并竹原屋徳十郎、木置場地床之義申談候事

一、廿三日 高橋へ參り、庄屋淳藏より町役所取帖□□（小カ）内松村より押合之趣承ル、○柳津西□重□□預り金催促ニ參ル

一、廿四日 舟越氏へ參り、西重一条伺候事、林氏・渡部參合、組頭歎之者、此場合乍病中押而相勤可申、小内意味合之儀者御奉行所御入込之上逐而林氏より被申込取計方□之候間、出勤諭し方々取計可申談有之候事

一、廿五日 屋鋪へ出勤、組頭歎書三通渡部より受取、昨日談之趣ニ取計候事、○高橋より使參り、同方參候所、下役共收納物庄屋淳藏へ押合、其後七郎右衛門より松村へ内伺之上、林氏・舟越氏へ差出可申、同人受持金屋始太郎役前歎書外同様、此場合出勤申談書附候義受持候事

○夕方平野屋後室見舞旁金屋へ參り出勤方始太郎へ

申談書附戻シ置候事

一、廿六日 龜山乍歎中此場合出勤^(方カ)□有之段屋鋪より内談有之、明日より役用出勤いたし候様、太助ヲ以申越候事、○七十屋一泡へ雲州一条申談之事

一、廿七日 御奉行御牧久馬様今曉御着船、例之通町役人不残袴羽織ニ^而船場迄御出迎、昼頃御上リニ相成、夫より直ニ御屋鋪へ参り、御步行衆・帖元中へ恐悦申置引取候事、○藺仲買共より差出書附肝煎千助へ相渡

一、廿八日 朝、昨日之日附之御用状至來、今日四つ時左之者御用、文意例之通、年寄格半次郎・組頭禎次郎・同常右衛門・小右衛門・勤中組頭格櫻藏・勤中庄屋格茂助・金光屋正右衛門、○朝四つ時、御奉行□初^而御目見へ出勤、着服上下町役人不残惣^而年始御礼前之通り、○当分組頭役出勤ニ不及、臨時用掛り組頭禎次郎、当分組頭役出勤ニ不及、組頭常右衛門、御扶持方被下置、年始御目見へ年寄格、但し組頭其儘小右衛門、当分問屋座勘定役臨時掛り仙藏、当分組頭役庄右衛門、町方用掛り茂助

右之通り夫々被仰付候事

○問屋座懸り役高橋七郎右衛門より新十郎ニ至ル迄、今夕七時中屋敷罷出候様被仰出、○今七時中屋敷へ罷出候所、御徒士目附衆兩所帖元中兩人、年寄龜山・組頭小右衛門・始太郎・庄屋淳藏立会、問屋座一条左之通御裁許、高橋七郎右衛門追込、手前吃度叱り、次ニ勘右衛門追込、跡儀八郎より長八郎迄吃度叱り、藤助吃度叱り、^{問屋座手代差免格合、其儘}金平問屋座手代筆頭町庄屋格差免追込、新十郎吃度叱り被仰付候事

○右出方心得、年寄兩人^者羽織ナシ、袴帶劍ニ^而次之間鋪居際へ出、其所へ脇差拔置、同間へ這入平伏御書出し、帖元読聞之上被相渡候、懐中いたし、次へ出、帶劍目礼ニ^而引取候事

○年寄格^者羽織帶劍ナシ、袴計ニ^而次之間へ出、目礼同間へ這入、余^者同様、○組頭格以下庄屋格迄^者羽織袴ともナ^(シ始カ)□終次之間之事

○月行司格新十郎□白砂ニ^而御取計之事

○座「」分皆々足袋儘ニ^而出候事

○御裁許済、直ニ御屋鋪并御徒士衆二軒へ御挨拶ニ

參候事、○今日町廻り森武源太永々暇、先町廻り當時隱居三宅儀一郎禁足被仰付候事

一、廿九日 龜山別荘其外昨日結構被仰付方角へ歎ニ參ル、○組頭庄右衛門土堂町引受被仰付候事、久保町^者当分儀八郎一人二^而受持ニいたし候様被仰付、手許ニ^而申談候事、○此節御改革ニ付、御役所御用向多端ニ有之候間、明朝日より筆役忝人宛帖元所へ□話候様、松村より示談有之、其趣庄屋淳藏へ申談候事、○肝煎太助・千助兩人御聞込不宜趣、舟越様より御沙汰有之候ニ付、庄屋立会せ示し置候事

霜月 大

一、朔日 大紺屋貞兵衛株之儀、引受清右衛門^与貞兵衛^{跡并ニ}親類差縫ニ相成居候所、此度東屋半二郎・栗原屋仙藏立暖内濟ニ相成、貞兵衛株跡式貞兵衛娘しつへ被仰付、別家政助商事向引受致世話可申、栄助^者是迄世話仕来り候得共、浜手不居合之風俗も有之ニ付、商事へ携候儀決^而不相成趣被仰付候事、其段申渡方帖元

所玄関へ娘しつ・栄介・政助・親類惣代舟岡屋政兵衛、右四人呼出し、手前へ并ニ受町組頭小右衛門・庄屋淳藏立会御書出之趣手前読聞演舌致候事、御徒士衆兩所帖元中兩人後へ被扣候事、○御沈船へ例之通^{御力}見舞ニ參^{候力}□、最いづれも御逢無之事、○兩替職一統□差留ニ相成、商事替いたし可申被仰付、最御勘定所御内用聞龜山・東半・竹調三軒兩替其儘、○右取計方中屋ニ^而年寄・組頭・庄屋立会、兩替屋共呼出し申渡候事、○夕方小川へ参り、雲州廻米一件七十屋篤左衛門へ申談候事、○夕方大紺屋貞兵衛家財引渡御見分、御徒士衆兩所・帖元中兩人并手前入込見分帖面引合せ候事、○筆役弥作御聞込不宜趣舟越様より御沙汰有之、其段申聞候事、○高橋・西富追込御免ニ相成候事

○問屋座懸り役手代ニ至迄不殘明日朝五時御用召、○新役懸り役不殘^{御用召}并問屋仲買共八問屋座へ罷出候様、問屋役場懸り作右衛門へ談有之候事

二日 朝五時、御奉行所出勤、初新法掛り役へ御褒美御取計、引続キ新法御差止メニ相成候趣、帖元所

二而同所役人へ御談有之候事

○問屋座掛り役当用方吉兵衛・儀八郎・徳三郎・長八郎、手代新十郎・友助・喜右衛門・茂兵衛、臨時約メ方七郎右衛門・(五郎)右衛門・勘右衛門・櫻藏、手代喜兵衛・忠兵衛・利兵衛、小廻り四人者双方相混し先々帖元二而被仰付候事、○問屋座此度御再興御趣意御書出し掛り役共へ帖元松村より読聞有之、○手代武兵衛・彦兵衛・芳助三人御差免、武兵衛・彦兵衛八年來相勤候二付、銀五両宛被下候事、此分□勘定役老人立合せ、問屋座二而手前申渡候事、○問屋座御再興御書出し浜方一統へ御読聞之事、出席御徒士衆両所・帖元兩人・掛り役不殘・町年寄龜山・問屋方小川、帖元松村読渡候事、右出方四仕切二相成、初メ問屋頭人・同組合頭・米仲買組合頭・干鯛仲買組合頭一切、次ニ惣問屋共一切、次ニ干鯛仲買共一切、次ニ米仲買并小売屋共一切、右問屋已下三切読聞之節者其受々組合頭も立合候事、○今日より直ニ受引御手初ニ相成候二付、御仕入金四千両諸品より御取寄ニ相成候事、○加口屋万兵衛より為替貸一口願

出有之、早々取計遣候事、○金屋始太郎嫁今昼後子州西条より着船いたし候事、○問屋座已來役所称ニ相成候事

三日 新法役場御銀誌帖面其外諸道具惣而御引渡ニ相成、受取方御徒士衆・帖元中・高橋・手前・義八郎・長八郎其外当用方手代召連参り受渡相濟候事、○引統新法為替貸有物藏所見分ニ相成候事

○石州御銀今夕御泊之事、金屋祝用二付出勤不致候事、

○紀州銀談一条駈引臨時方今日より手初ニ相成候事

四日 昼後より御役所出勤、夜ニ入帰宅、最直□金屋勝直二被(招カ)夜半過帰候事

五日 此度御趣法被仰出候二付、浜手問屋仲買共平山祭三日間致度旨願出、其段御聞届相成、今夕より浜側者釣灯数多ともし参詣人夥敷相賑ひ候事

六日 平山祭礼二付、西浜二おい而今日角力興行、明日東浜、明後日西浜同断

七日 祭礼二付、新地より遊女共宝船をこしらへ町中引渡候事、手踊嘶御屋鋪并二問屋座・住吉社前二而奉納之事、住吉社前へ者町中狩柄不殘持出し浜側へ立

並へ夜中之火ヲ燈し、參詣殊之外相賑候事

○今夕御役所ニおゐ而も祭礼之御祝有之、御湯漬壹汁
壹菜御造酒出し神供之御下り与唱大鯛壹枚焼肴ニシ而

一種計殊之外御宴賑しく初夜頃開ケ候事

八日 祭礼ニ付、今日者新開より昨日新地より出候通

ニ而練物出ス、是も宝船〔七カ〕福神趣□、○新地用意銀是

迄年寄手前ニ而差配致居候所、已後者御屋敷へ月々算
用いたし差出候様渡部氏より沙汰有之候事

○夜中舟印へ参り内談

九日 紀州一件栗僂駢引ニ而難居合ニ付、御差函ニ而

高橋先方へ参り応対有之候事

○大坂同心逗留中雜用仕出御考合振も有之二付、仕
出書見せ候様舟越様より御沙汰有之候事、○七十屋

一泡出雲屋敷附物書附持參候事

十日 寺院僧分婦女等寺内へ囲置候様之不締之義有
之由、已後急度御正シ方可有之旨御書出しニ相成候

事、○西勘龜屋へ参り銀談駢引手初二相成候事、○
島屋和介・帶才鉄一条差纏、和助より差出し願書并

二手続書共式通千助へ相渡候事

十一日 最上助右衛門・戸手屋くに取引書附持參ニ而

手許取引振不正之義有之様、舟越様御聞込ニ相成居候
間、其段入沢相話シ解合候様申解呉候様内頼有之候事

○新地用意銀算用下書太助相調持參、問屋座出勤之
節高橋へ内談、尤其内拝借銀利足問屋座ハ壹歩四下

方貸附者壹歩半壹朱□問徳有之、其内より芸〔子カ〕芝居之

節〔水引カ〕職遣し候分其後幕壹張遣ス、外辻之節三百日
下役へ貸附有之、算用書へ出しかたくニ付、右差引者

別紙切紙ニいたし差出、其メ高たけ本書へ露し、別

紙添被致置可然与申値候事

○出雲屋敷諸道具附取書舟印へ差出候事

十二日 姫路屋五三郎訴状六度目至來、帖元より談
有之、直二三木屋へ相渡置候事

○新地懸り役差免筆役才右衛門新地懸り肝煎差免、
但し、筆役同格其儘臨時用懸り太助当分新地懸り役

筆役讓之介被仰付

○龜屋嘉兵衛分才覚銀勘右衛門駢引、此度之御趣法
通りニ而居合ニ至、最室同断、講銀預ケ之分者小内

訳合有之二付、跡廻ニ相成、如何様共御取計可有之

由、舟印御取ニ先方好ミ付、其趣紙面遣ス、亀屋嘉兵衛宛高橋^与両名、○出雲米直組押合之義、組合頭之内より致候様申談可申御差図ニ付、組合頭六人問屋座へ呼出し其趣申談、問屋方^而勘右衛門立合候事、○下役差替庄屋加席申遣候所、折節風邪致居候ニ付、加席ナシ、夜ニ入取計候事

十三日 ^(米カ)□屋半二郎参り内話候事

○七郎右衛門夜前又々紀州口へ駈引ニ参候由、問屋座^而様子承ル、○大紺屋武八郎参り候へ共、留守中ニ付、書附差置歸り候事

十四日 大紺屋武八郎参り、同人暮向月渡之分当月ニ相成相渡不申ニ付、高橋并肝煎専助へ度々歎出候へ共、一円筋立候返答無之、問屋座へ趣法銀預ケ込有之候所、同所右之次第故、此先最早渡方取計不相成趣、専介より申聞候ニ付、高橋へ参り候得ハ直^者ニ應對不致、何事も専助伝ならてハ承り不申由ニ付、最早致方無之候間、書附御取次被下候様申候ニ付、手前返事ニ御申出之一応無余義存候へ共、素より御自分居町^与申、殊ニ七郎右衛門御用懸^而取約居候事

故、今更手元より書附取次可申筋合無之、成程是迄之口演^而駈引左様可有之候得共、書附^者受町へ御差出可被成、其上取次不申^与申事^而差戻候ハ、其節考合振も可有之旨申聞、書附差戻候事、其後も押^而歎出候由^而出直し参り候へ共、同様相對へ又々差歸候事、

○大紺屋栄助浜藏所鍛冶丁借家、手前名目ニ切替候事

○御札場詰是迄一日壹匁式分賄、最小内多分收納有之候所、夫等此度御締り合付候^而余徳無之、其替りニ賄料一日壹匁増^而式匁式分ニ相成、外ニ役料一ヶ年金式拾兩御仕向之由、運上方是迄^者一ヶ月凡百兩位も徳有之候所、此度御締合ニ相成候^而、一ヶ年役料金三拾兩御仕向ニ相成候由、帖元^者是迄一日壹匁宛賄候所、此度より一日三匁ニ相成候事、外ニ帖元役料四百目諸品木綿方問屋座等^而三百五六拾目取り候由、極内^而承候事

十五日 帖切例之通、最歩一銀当年より即銀取立相成、是迄^者歩一銀之内三つ割つ分町用銀へ取立、壹つ分たけ相納候所、当度より不殘相納候様被仰付候事
○帖切相済、其席^而直々御用談相始り候事、大工沙

官初其外諸職人共近来相募、菟角高料貪り、其上
 一円仕事不相成、風義不宜趣申出置候事、組頭へ当り
 申出候^者、是迄^者下方宅替普請作事願出組頭聞届候二付
 候へ共、肝煎とも手元^二而菟角洪滞^二相成候趣^二も
 相聞候二付、以来^者肝煎手元へ願出置、其足^二而直^二
 組頭へ参り、今日何々之義肝煎手元へ願出置候由届
 出させ候義申出候所、其分可宜との義^二而御聞届^二相
 成候事、○年寄・組頭・庄屋・月行司・筆役・年行
 司・肝煎前^二至ル迄勤向心得方申出候様被仰付、其
 趣切紙^二而一役々々^二而被相渡候事、○筆役讓之介当
 分十四日町肝煎清右衛門久保丁肝煎被仰付、其段之
 通り宅^二而申談候事、○買次米代廿六貫目諸品^二而拜
 借銀出置候事

十六日 朝五つ時、長江四つ辻地藏堂出火、四つ時
 鎮火^二至候、注進近来之例^二候間、受丁年寄・組頭
 だけ参候事、○右之節、小尼玉道^与申六歳^二相成小尼
 致焼死候二付、種々運ひ合有之候へ共、略之、委細^者
 町役場年誌^二有之候事、右騒動^二付、問屋座^へ出勤^者
 不致候事、○新地元方放銀是迄^者軒分^二分八り宛之

所、以来^者壹分宛^二相成、用意銀壹分取立之所^二式分八
 り相成候事、最以来新地茶屋内身上持参候者有之節
 ハ願出無余儀^二見聞いたし候へハ拜借相叶可申段、
 庄屋淳蔵ヲ以新地方之者へ申付有之候由、淳蔵より
 承候事、右十五日^二取計^二相成候由

十七日 町御奉行町方御見分例之通、最是迄^者年寄迄
^者御入有之候所、当度より相改り年寄役計門内へ御入
 其外^者御通り懸^二相成、年寄役之分も例之通門前^二而
 御迎申上、先へ越、門内庭^二而御受申上候間、御帰之
 節も先へ越御送申上候事、○始終御駕之事、○雲州
 廻米^二付、組合頭六人申値、書付一昨日差出候分、
 今日舟越様へ御伺申上候所、廉々附昏^二而下り候事

○帶次郎参り、式分八り日合之義并惡米引^与唱へ、壹
 俵二付八合宛引方有之由、升取六兵衛より承候由同
 人申候事、問屋座^二而達候事、惡米引之事、其後□橋
 より承候へハ、榮介申候^二者、俵二付八勺引八合引^与
 申^者問違之由話承り候事

十八日 御奉行所寺院御見分之事、是迄^者浄土寺^二而
^{町見分^二中屋敷之事}御昼飯、同役御相伴^二罷出候所、当度相改り、昨今^者

其儀御差止メ、昨日^者御昼飯ナシ、今日^者御手弁当御用意ニ相成候事

十九日 竈廻り朝五つ時より出、夜二入迄見分いたし候へ共、当度^者御改革之鼻ニ付、綿密ニ見廻候ニ付、少々手残ニ相成、其分明後日組頭義八郎老人肝煎清兵衛召連見分被致候様談置候事、○御徒士衆帖元中其外臨時懸り作右衛門・禎次郎・茂助・□二・和兵衛御召連山波之洲御見分、朝五つ時頃御乗船、夜六つ半御帰ニ相成候由承ル

廿日、帯屋次郎右衛門・升取栗原屋六兵衛より雲州米之義承候、○去ル十六日善勝寺抱四つ辻地藏堂焼失致候節、市村徳永直藏孫娘ミつ焼死候一件御裁許、天寧寺住持正龍示し地藏堂番尼桂峰義、天寧寺先二住候靈洲弟子二付、同寺へ引取追込被仰付候、○御吟味御裁許之節、一ヶ寺之住職^者袈裟ヲ取^レ法衣^者其儘ニ^而縁側^江出候事、たとへ広島五山之僧たり共同様、其余所化尼之類^者法衣ヲ取着流足ナシ将凡へ出候事、一両年前御触出し有之候由松村より承ル

廿一日 御用銀御下ケ可相成之所、旧札之事故当時

聊ニ相成、依^而御城下二^而差上切ニ相成候由、当所も同様ニ相成候様同役申値取計可申、渡部より談示有之候事

○土堂丁今日竈廻り之事

廿二日 金光屋与三平木綿方頭取歎書持参之事、○桂峰尼追込御免ニ相成候事、○新地木屋禎次郎^与申者楽亭ニ参り口論いたし、下女^{マユ}下女もと^与申者致打擲候ニ付、佐七致立腹同人宅へ参り仕返可致所存ニ^而出懸候所、隣家之大坂屋平兵衛、樽芳三杯取押置、禎次郎方へ参り楽亭へ応し、其方致方不相濟候間誤出可申相諭候へ共、一円聞入不申、楽亭^与も全ギウなれ^マバ其召遣候「」打擲致候共決^而誤出候ニ^者及不申^与理不尽申募聞入不申、嘸之者共も無致方其趣楽亭へ申聞候ニ付、本人^者素より茶屋内一統致立腹、禎次郎宅へ参候へ共、同人何方へ参候哉居合不申候ニ付、同人親勇藏^与申者水尾小路ニ致住居候ヲ呼寄、其趣申聞新地ニ差置候事不相叶親元へ引取可申駈合候所、勇藏打驚色々話出候へ共茶屋内之者聞入不申、肝煎清兵衛手許へ申出候由、同人より承候事

○中屋敷へ年寄・組頭・庄屋迄集談二更後帰候事

廿三日 御用談朝四つ時出勤、正午引候事

○矢野屋七右衛門義、勤中組頭格二相進ミ候而者如何可有之哉、同役内談候様、舟越様より御沙汰有之、

其趣申值候所、勤中組頭格与被仰付候より者諸品勘定

役名目二而勤組之席順二相成方可宜との事ニ申值、其

旨御伺申候所、頭取半次郎へ相談之上、宜取計可申

御差図有之候事

廿四日 新地用意銀算用書差出候事

○林氏明日御引取二相成候ニ付、御役所今日迄差引書差出候事

廿五日 林氏今朝御引取二相成候事

○新地用意銀算用詰有金讓之助ヲ以御奉行所へ差出候事、○今日より風邪二而不勤

廿八日 魚屋金平追込御免

十二月 小

朔日 問屋座懸り役御褒美被下候事

○丹後国喜代村へ漂着之朝鮮人拾人中屋敷(江カ)泊り候事、○夕七つ半頃より栗原屋貞助宅出火、富政宅類、六つ半時鎮火ニ至り候事

二日 問屋座へ今日より出勤、○御奉行所舟越氏へ昨日御褒美之御礼ニ参候事

○塩物仲買共へ少々見込御聞届ニ相成事

○津国屋伴助より申出候因州米引受方之儀、懸り役申值付昏之趣宜候間、其旨願主へ申聞書附相改さ七候様御談有之事

○脇本陣客屋番弥作御聞込不宜ニ付、客屋番(友カ)助御

差免ニ可相成、跡人選申值候様御談有之候事、○栗貞出火御咎追込被仰付候義、此度より相改り当人一

室限り二而相慎可申被仰付候事、此義ハ公儀之所、ケ

様(二カ)御統合二而押込与申唱候由承候事

三日 塩物仲買見込貸御聞届相成候ニ付、廻勤ニ参候事

四日 諸品月借之義ニ付、舟越氏へ参り候事、○舟

越氏広島より御内容有之候事

五日 津国屋伴助因州廻米当御役所へ御引受被下候様願出、其段御聞届ニ相成、取引建り合等委細八年

誌ニ有之候事

○町役所中勘定諸出銀六拾目「一」式百目取入役元九分之分壹匁三分、元六分之分八分取立二而御伺申候所、御聞届ニ相成、其段町庄屋へ談置候事、○中屋敷番弥作裏客屋番友助与入替可申、最友助義、町方役名無之ニ付、筆役加り申付如何可有之哉、舟越様・松村氏より談示有之事

六日 夜廻り勤候事

七日 舟越氏へ参ル、西国寺之□相談候処、家賃銀二而年賦差引いたし、残金御下相成可申置之由御尊、

○西大直入場蔵敷建り二而借用致度趣歎遣候へ共、左候而者雲州廻米ニ相成候節差岡可申間甚六ヶ敷由被仰

聞候事

八日 来年頃御目見へニ罷出可申人名可申出被仰出候事、○先日被仰出候他所者逗留等之頭書廉々申値、中屋敷へ年寄・組頭参会之事、○肥後廻米因島沖二而破船、中荷五千俵之内式千俵無難、残三千俵濡米ニ相成居候分近々入札二可相成、何分節（季前カ）「一」之事故銀子差岡買人乏敷候ニ付、直段最安可致落札ニ付、締合

付為替願取呉候様最春干立迄ハ矢張海中へ置不申候而者不相成、海中二而竹囲一ニ致締附置可申与話合候事

○中津米千俵罌屋株へ致入船候ヲ小売屋共三十九人九日二而凡五百俵計買入候得共、銀子差岡仕切難出来趣、

最平日なれハ致蔵入為替拜借可致之所、正月用ニ搗置候米之儀ニ付、蔵入不相成、不得止事見込貸願出

「一」違借二而其内一人二而も不埒之者有之節ハ殘連名之者へ引受相弁へ可申趣ニ候ニ付、格別ヲ以当度限り御聞届ニ相成候事

覚

一、銀拾八貫百三拾匁壹分六厘

右者中津米四百九拾八俵之代銀別紙之通銘々臨時御拜

借仕候所、実正明白ニ御座候、然ル上ハ当月廿日限無滯元利二而上納可仕、万一左之人名之内屯人二而も

不埒仕候得ハ残り人名之者より聊無相違御上納可仕候、為後日連印之証文奉差上候処如件

十日 諸品役所頭取より右人選書廻り候ニ付、申値例之通奥書取計差出候事

覚

一、勤中組頭格

勤中御庄屋格
諸品御役所勘定役

七右衛門

但、勤向是迄之通り

右之者人柄も宜拔群出精相勤付^{而者}何角駈引巧者^二而御用□候者^二御座候間、此場合不容易御儀^二者御座候得共、格別ヲ以右様被仰付被下候得^者一統之励^二も相成、当人^者不及申難有狩り尚々精勤可仕^与奉存候、此段申出仕候通早々相納申候様此段奉申上候事

子霜月

頭取役

半始与三人

右申出之通同意仕候間、宜被仰付候様仕度奉存候、此段申上候、已上

子極月

諸品役所
町年寄

三人

右之書付問屋座^二而渡部氏へ差出候事

○大紺屋貞兵衛北国客人□四五人之物^(者カ)より申越候^者、

当度御改革^与申、同人方代替^二候間、明春^者申合せ入船

可致、依^{而者}入銀塩買附置具可申最合銀差下し可申筈^二

候へ共、先達而差登せ候代人安井屋吉助より承候所、

随分入銀塩代御役所より御取替被下候趣承候、何卒取

計呉度旨頼越候書状相添、三ヶ所塩五千俵・沖浦浜塩

三千俵買置申度貞兵衛より願出候之段御申上候所、

随分借□□可申候へ共、自然明春^(相カ)ニ至り□場下^(相カ)落致質

切^二相成候節如何其段貞兵衛引受可申、当親類内慥成

者受人^二相立、左様之節貞兵衛所持之家財受人引受壳

払元利算用可申由手堅く書附差入候上ハ菟も角も可致

又御差図^二付、其段政助へ押合致置候事、○当御役所

当暮取立家賃年賦銀凡メ高七貫百三拾弍匁七分、外^二

三拾両福喜取立、内壹貫六百目役所場地子、壹貫八拾

七匁六分七厘灰伝地子、壹貫九百弍拾六匁七分七厘平

彦・灰伝道具代木禎より納之分算用□^(証カ)ニ^而納り越分預

り、五百拾弍匁分因より当分借用、益後諸品へ利足

上納之節振替分、四百七拾目弍分弍厘新十郎手元より

諸品利上振替分、弍百五拾目家守貞六へ給料、メ五貫

八百四拾七匁壹分三厘其外当十月迄諸種売払、○西国

寺分覚凡銀弍貫七百目当暮取立家賃、但当暮三貫六百

目余之処内端ニ見込内凡六百目右家下地子、三貫式
 百五拾目西国寺より可納地子并ニ村家寺地子其外諸払
 聊宛相払候見込ニ相約メ候^而右之辻、○地子取立例歳之
 通り十二日中屋敷^二而可取計之所、御勘定奉行横山十介
 様大坂より御下り中屋敷御昼休ニ相成差支ニ付、綿座
 二^而取立ニ相成、然ル上^{（マ）}所是迄^者組頭自紋之挑灯門敷釣
 来候へ共、綿座ニ相成候へハ御役所へ自紋之釣灯釣候
 義如何敷義ニ付、御伺申候所、御申値之上町用場^与書記
 し御印附之挑灯釣候^而可然^与御差図有之候事、○濡米為
 替貸之義御伺申上候所、御判断六ヶ敷由被仰聞候事
 十一日 西国寺より一昨日高橋^与而名^二而紙面至来、其
 趣^者同寺抱家地子銀来十二日上納可致之所、家賃銀悉
 皆御役所へ御取立ニ相成居候事故、払出難出来ニ付、
 御出銀被下度由ニ付、其儘御伺申上候所、兩人場^二而
 勘考致見可申との義御下ケニ相成居候所、其儘ニ相成
 居候、然ル所今日同寺院家直ニ舟越御氏へ罷出相款申
 候由^二而趣法書附差出候□舟越御氏御見せニ相成、先
 地子銀ハ差向候事故下ケ遣し可申、其段兩人より答書
 遣し可申御沙汰ニ付、七右衛門執筆^二而返事遣し候事

一、金百兩

外拾兩

内

四拾兩

三拾兩

四拾兩

右之外日壹り宛冥加銀ハ御祈禱料之類寺収納物^二而無
 滯上納可仕候

寺暮向

外二八拾兩

年々相納候

家賃銀

三ヶ年之間差出候事

地子年貢当年^者
 御下ケ被下度候事

来辰十一月外^二而致才
 覚差出可申前之三年
 之間四拾兩宛差出候
 分^与都合式百兩之辻
 御預り置被下、其利
 足^二而年賦御取立被
 下、満年ニ式百兩ハ
 其儘上納可致候事

○問屋座小廻り人少ニ付、節井たけ老人雇入申度趣

金五拾兩

御伺申上候所、別段雇入候より、綿座之小廻り致借

清右衛門利足積出之所
ヲ用捨為致候事

用可□御差図ニ付、其段高橋申談、同所小廻り慶助

同五拾兩

ヲ明日より借用ひ候事ニ治定、○横山様昨十日七日

市御止宿、今十一日当所御泊、例之通中屋敷へ引受

灰平・木利差纏当時延
引渡而貞兵衛より払出
建り之事

候、夕七つ前御着、役人共門前而御迎、御応対者町

方諸品・問屋座共一統ニ相成候事、年寄三人たけ別

同五拾兩

段御逢御酒被下候事

十二日 朝六つ、横山様御立御送迎之節同断、○大

紺屋貞兵衛株魚清支配中差引清右衛門より○株へ取替

金貳百兩

ニ相成居候金子当度問屋株貞兵衛娘（志津）しつへ引渡ニ相成

魚清買懸り問屋株へ引
受歩戻り半銀入ニ而皆
濟建りニ致候事
御役処より平彦家賃証
文拝借為致候事

一、金四百三兩

魚屋清右衛門より貞兵

衛株へ取替ニ相成居候

ノ三百五拾兩

由申出居候分

残り五拾三兩

此所

親類共より致出金候事

十三日 綿座算用高橋より舟越氏へ持参之所、此内

綿切手出入ニ付、綿方吉介・正平引負手尻百五拾兩

新十郎名目ニ相成居候分御奉行所御聞込有之趣ニ而七

右衛門・禎次郎聞約致可申被仰付、只今紙面遣し可

申存相認持參致居候所、折能被參候故申談候、何分

此義表ニ相成（候前之）者不輕義ニ候間、早々金子調達相納

メ候より外ハ無之、皆納ニ相成候へハ右一件ハ最早

相済居候与申取方可有之との事ニ付、七右衛門問屋座

へ出勤話有之、種々申談致候へ共、何分正平・吉助

兩人之者小昧之者故、所詮相約候而も即銀差出候態も

不相叶出方無之綿座才覚之内金式百兩弁納より差出

候分有之候ニ付、同人申談払方年賦ニ致囉、其出方

七右衛門・禎二郎・新十郎より相弁へ綿座之方ハ弁

調証文差出、夫ヲ金子与見テ御消合被下度旨、七右衛

門・手前同道ニ而舟越御氏へ參り、段々相歎候へ共御

聞取ニ不相成、松村も未不引取居合兩人よりは是非共

即金ニ而上納不致候而者不相済、夫等出方者七右衛門・

禎次郎・新十郎より可差出金子者此許より取替遣し可

申被仰聞候事

十四日 綿座一件ニ付、朝屋前より高橋へ參り、禎次

郎・新十郎呼寄、種申值候事、○町庄屋淳藏參り下

役共収納物頭書之義心付申候事

○帶屋次郎右衛門拜借銀之義相歎候事

○夜ニ入迄綿座一件申值、初夜頃舟越氏へ參り歎候

所、百五拾兩之金子ハ取替遣し可申、払方ハ三ヶ年

ニ皆済可致、吉兵衛奧書いたし可申御談有之事、証

文略之

前書奥書之通相違無御座候、万一異変之義有之候節ハ私

取計訳立為仕可申候、已上

年号

橋

月

十五日 御用談例之通、○御用召左之通

綿座元メ差免七郎右衛門、当分年寄格綿座元メ役恒

次郎、組頭差免禎次郎・常右衛門、組頭本役庄右衛

門・徳三郎、組頭格得兵衛竹原屋、同勤中除儂藏、問屋座頭手代

帶田屋儀助、最諸品為替方差免当用方差免臨時方新十郎、当用方頭

手代加り臨時方兼帶喜兵衛被仰付候事

○年行司筆役肝煎共収納物頭書伺附番之分庄屋より

致沙汰候様申談候事

最大宿小宿繫割符方筆役五人へ而巳割方二相成居候故、肝煎へ配当二相成可申者二哉之段渡部へ伺置候間、此一ヶ条たけ浮置候事

十六日 舟越氏へ参り講金預候事御話申上候事、○広島屋卯八一件草稿附紙相成、清兵衛持参二付、其分二取計候様申付置候事、○大山寺天満宮本地仏観音堂大破二付、修覆積凡式拾七兩程之所、廿兩たけハ御拝借可被仰付、其上納方ハ西国寺家賃問屋座へ取立候内ニ而式拾ヶ年賦位ニ相納させ可申、残七兩程ハ役所詰役人中ニ而寄附申談候様、舟越御氏より談有之候事

十七日 帯屋次郎右衛門へ地子銀戻候事
○殿様御内見へ不相濟輩ハ若殿様年頭御目見不相成候事

○十八日 坂井辰之助様・井上豊三郎様、河野半田船二而今朝被參候事、○新地用意銀取立方当極月より式分八りニ致候方可然而渡部へ伺置候事

○町方下寄合天満宮本地仏観音堂修覆役中寄奇附観進世話町庄屋頼置候事

竹光屋龜之助下之関通江早船願書名宛違名二付、其趣庄屋へ談置

十九日 木禎参り、平彦・灰伝道具代銀凡三拾兩程御役所へ入過二相成居候間、御下ケ之義歎呉候様頼談有之候事

○諸品より問屋座へ借金高家質見込之分カ□式千八百拾四兩無見込之分千式百六拾兩、○平彦諸品拝借へ差入居候家流質ニ致度段、此内口演二而申出候得共、聊取次二付書附差出可申、最宛名ハ年寄三名ニ相調可申旨木禎へ談置

○講□預之内拝借金無之人名より預ヶ候分廿五ヶ年ニ御下ケニ相成候分惣メ七千七百四拾七兩式歩朱、銀式匁八分□□、一ヶ年分三百九兩三步式朱、銀式匁六り才覚預り惣メ式万五千五百五拾九兩式朱、銀六匁七分六り、老年分千式百七拾七兩三步式朱、銀五匁六分壹り

廿日 雲州米後質渡地村家畑書入之証文老通諸品へ差入有之候分問屋座へ扣無之二付、諸品より借用了し候替りニ手許より左之通小書附差入置

覚

一、家屋鋪并二畑地書入質証文壹通

但大紺屋栄助名前

右入用ニ付暫時借用仕候、相濟次第早々返納可仕候、已上

子

十二月廿日

橋本吉兵衛 印

諸品御役所

右勘右衛門へ相渡

○惣出差引覚

一、式万五千五百五拾九兩貳朱

永拾匁三り

(才覚金 入戻し候分)

但、式拾ヶ年賦壹ヶ年分千貳百七拾七兩

三步貳朱、永八匁六分三り

一、^(七カ)千六拾六兩壹歩

永壹匁九分貳り (講金預り 入戻し之分)

但、^(廿カ)五ヶ年賦壹ヶ年分式百八拾貳兩

式歩貳朱、永貳匁六分六り

ノ三万貳千六百貳拾五兩貳歩貳朱

永拾^(匁四分三りカ)」

内

式万六千八百八拾八兩貳歩貳朱

町方 洪滞銀

永五匁七分七り

但、四拾ヶ年賦、壹ヶ年分六百五拾四兩式歩貳朱、永九匁貳分

千四百拾五兩三步

永九匁九分五り

但、廿ヶ年賦已前之分、壹ヶ年

五拾七兩壹歩、永四匁貳分五り

五百八拾壹兩貳歩貳朱

有金

永七匁五分三り

ノ式万七千九百拾六兩貳朱

永拾匁七分五り

残四千七百九兩壹歩貳朱

永拾貳匁壹分七り

子極月

利息并諸品
間欠銀

拾五匁、土堂町壹匁宛拾五軒
拾壹匁、同五分宛廿貳軒

前貳口合年賦払出壹「」

千五百六拾兩貳歩、永拾壹匁貳分九り

永拾壹匁三り

合銀六拾目五分、壹日分

洪滞より入年賦壹ケ年分

壹ケ月分

七百拾貳兩、永九分五り

×壹貫八百拾五匁

差引

八百四拾八兩貳歩

出越

壹ケ年分

×廿壹貫七百八拾目

永拾匁三分四り

七分、久保町壹分宛七軒

廿一日、平野屋彦助より諸品へ入質之居宅并二借家共

御取上ケ被下候様書附差出候

○拝借洪滞之者共より差出ス冥加銀六匁、久保町壹匁

三分、十四日町壹分宛壹軒

宛六軒、九匁五分、同五分宛拾九軒

九分、同三分宛三軒

×拾五匁五分

×貳匁九分

六匁、十四日町壹匁宛六軒

壹日分
八拾七匁

拾三匁、同五分宛廿六軒

壹ケ年分

×拾九匁

壹貫目四拾四匁

壹ヶ年
惣合 廿式貫八百式拾四匁

○大寄合例之通中屋敷へ出勤

○宿屋商事仕度段願出居候分夫々奥^(書カ)取計可差出、

問屋座^ニ舟越氏より御沙汰有之候事

廿二日 朝、舟越御氏へ罷出候、坂井御氏・渡部氏被参合候事、平彦家入質之分御噂有之候ニ付、居宅并ニ浜側借家御取上ケ被下候様願出居候趣申上候、

最居宅ニ当り候^{而者}龜屋嘉兵衛へ式百五拾兩ニ入質ニ相成居候間、御取上ケニ相成候へハ龜屋之方年賦ニ為致候間、御出銀被下度由申上候所、已来御役所より出銀いたし候事ハ不相成との義ニ付、左スレハ龜屋へ相渡可申候間、御役所之拝借七百兩口年賦^者被成下間敷哉^与申候所、其分随分如何様ニも「^一」候間、先方へ駈引致可申段、御差図有之候事

○昨廿一日、備中笠岡問屋留船六艘同国玉島留船四艘浄土寺沖より尾崎^(堂カ)辺ニ致滞船居候ヲ当浜問屋肝煎仲脊召連レ参り、右十艘之留船海徳寺へ引上り候

所、乗込之水主之内壱人海徳寺へ上り候節、岸より転ひ落候者有之、其者今日ニ至り断食^ニ而病躰重キ様子□乗込之者より駈合参候、最其趣^者国元へ申遣し置候間、様子相知レ次第及駈引可申段、問屋方へ申参り候由、帶次郎御役所へ参り御徒士衆御両所帖元中へ相話候事

廿三日 帖元松村今夕引取候所、前段一件有之候ニ付、延引ニ相成候事

廿四日 大紺屋武八郎参り候へ共、持病差起り療治中之由申断、可致面談取次^ニ而承候事

同人申候^者当節季臨時払出物有之候ニ付、御銀拝借致度受丁へ願出候所、町庄屋を以被申聞候^者其儀ハ不相叶由ニ付、又押申候^者、然^者私より御預ケ申上置候金子之内御渡被申度由申上候所、是又難相調趣ニ付、其後度々高橋へ参り候所、差支^{而巳}被申立、一円逢呉不申、無扱御隣町へ御願申上候、何卒相渡り候様御取計被下度、如何可致哉、此余御聞取不被下候へハ無余儀御苦勞ニ相備り候より外無之、其儀ハ誠ニ恐入候、如何可致哉御差図被下候様申候ニ付、受違候

義故差図^者決^而出来不申、此義^者飽迄も受丁へ歎出之外有之間敷、其余ハ思召次第取計セ被申^与申切候所、左様候へハ罷帰一応愚案仕可申^与引取、又候参り同様押^而相歎候二付、是よりも同様申応へ幾度御申候^而も先刻御答申候外^者無之由申聞為引取候事

右二付、武八郎帖元所玄闕へ内訴いたし候由、帖元河野林之助被承候事

廿五日 玉島、笠岡役人代三人より橋船一件表通町役所へ願出候二付、同役三人より御奉行所へ申出候、○右二付海德寺へ帖元見分有之船并ニ水主番附相成候事

廿六日 諸品役所蔵見分、○海德寺病人へ医師遣し候義、医師共町役所ニ^而申談候事、○役人代金や兵介へ逗留致居候所、是へも島屋丈七番心ニ遣し置候事

廿七日 大紺屋栄介より後地村家督売切ニ相成、売直段如何取計可申哉、元来此家督之義ハ鞆津滞銀四百兩之所、式百三拾兩丈ケ相約り候二付、其式百三拾兩ヲ栄介拝借いたし無利足四ヶ年ニ^而四百兩ニいたし、年百兩宛払出候約定ニ^而引受候、後質之分故

直段耽^与難相分二付、其段御伺申上候所、元来之式百三拾兩ニ^而可然旨御差図有之候事

廿八日 西国寺より昨日書面参り、天神場観音普請二付、拝借金之義、可相成ハ今日中御下ケ被下候様との義二付、其段今朝御伺申上候所、右金子ハ必竟普請入用之事故、左様差急候義ハ無之、西国寺入用^者遣候義ハ不相成事故、只何^与なく未夕右^者御免許ニ不相成候間、明日ニ^者難相調候趣申遣し置可申御沙汰有之候事

○坂井氏今夕引取ニ相成候事

○胡物屋清六・木屋勇蔵、此度留船一条二付、御吟味ニ相成、囲留被仰付候事

当用録・手控（橋本家文書）

広島県立文書館資料集 13

令和7年（2025）3月31日 発行

編集・発行

広島県立^{もん}文^{じよ}書^{かん}館

〒730-0052

広島市中区千田町三丁目7-47

TEL (082) 245-8444

印 刷